

平成15年 (2003年)

久米島町議会会議録

第3回臨時会 (6月2日)	1日間
第4回定例会 (6月25日～30日)	6日間

久米島町議会

目 次

〈平成15年第3回久米島町議会臨時会（6月2日）〉

第1号（6月2日）

平成15年第3回久米島町議会臨時会会期日程	1
出席議員	2
議事日程第1号	4
開会	5
日程第1 会議録署名議員の指名	5
日程第2 会期の決定	5
日程第3 議案第34号 儀間漁港関連道整備工事請負契約について	5
閉会	9

（平成15年第4回久米島町議会定例会（6月25日））

（1日目）

第1号（6月25日）

平成15年第4回久米島町議会定例会会期日程	11
出席議員	12
議事日程第1号	14
一般質問通告一覧表	15
開会	17
日程第1 会議録署名議員の指名（会規則120）	17
日程第2 会期の決定（会規則5）	17
日程第3 議長諸般の報告	17
日程第4 一般質問	17
田里市郎さん	18
山川正員さん	18
仲地宗市さん	20
崎村稔さん	25
上里総功さん	26
國吉弘志さん	29
平田勉さん	32
散会	36

(平成15年第4回久米島町議会定例会(6月26日))

(2日目)

第2号(6月26日)

出席議員	39
議事日程第2号	41
開会	42
日程第1 会議録署名議員の指名(会規則120)	42
日程第2 一般質問	42
喜久里猛さん	42
糸数誠三さん	47
上江洲盛元さん	49
真栄平勝政さん	57
翁長英夫さん	60
仲村昌慧さん	64
仲原健さん	75
山城宗太郎さん	78
日程第3 議案第38号 久米島町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例	79
日程第4 議案第35号 平成14年度久米島町一般会計補正予算(第1号)	81
日程第5 議案第36号 平成14年度久米島町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	92
日程第6 議案第37号 久米島町手数料徴収条例の一部を改正する条例	93
延会	97

(平成15年第4回久米島町議会定例会(6月27日))

(3日目)

第3号(6月27日)

出席議員	99
議事日程第3号	101
開会	102
日程第1 会議録署名議員の指名(会規則120)	102
日程第2 議案第39号 久米島町個人情報保護条例	102
日程第3 議案第40号 久米島町電子計算組織の運営に係る個人情報の保護に関する条例を廃止する条例	113

日程第4	報告第2号	平成14年度久米島町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	114
日程第5	報告第3号	専決処分の承認について（平成14年度久米島町一般会計補正予算（第4号））	115
日程第6	報告第4号	専決処分の承認について（平成14年度久米島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号））	117
日程第7	報告第5号	専決処分の承認について（久米島町国民健康保険条例の一部を改正する条例）	118
日程第8	報告第6号	専決処分の承認について（久米島町税条例の一部を改正する条例）	120
日程第9	報告第7号	専決処分の承認について（久米島町特別土地保有税審議会条例を廃止する条例）	122
日程第10	報告第8号	平成15年度沖縄県町村土地開発公社事業報告について	123
日程第11	同意第1号	教育委員会委員の任命について	124
日程第12	同意第2号	久米島町固定資産評価審査委員会委員の選任について	127
日程第13	発議第5号	義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について	129
日程第14	発議第6号	「三位一体の改革」の早期実現に関する意見書について	130
日程第15	発議第7号	久米島町儀間川総合開発事業の建設促進について	132
日程第16	発議第8号	国立病院の独立行政法人化にあたり、賃金職員の雇用継承と医療・看護体制の拡充、院内保育所の継続を求める意見書について	133
日程第17	議案第41号	久米島町営路線バス車両購入契約について	136
	閉会		140

平成15年（2003年）

第3回久米島町議会臨時会

6月2日

平成15年 第3回久米島町議会臨時会 会期日程

開 会 平成15年6月2日（月） 会期1日間
 閉 会 平成15年6月2日（月）

月 日	曜日	会議別	開議時刻	摘 要
6月2日	月	本会議	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開会 ○ 会議録署名議員の指名 ○ 会期の決定 ○ 議案審議（即決案件） 議案第34号 ○ 閉会

平成15年 第3回久米島町議会臨時会

会議録 第1号

招集年月日	平成15年6月2日 (月曜日)			
招集の場所	久米島町議会議事堂			
開閉会日時 及び宣言	開会	6月2日 午前10時00分	議長 高良ノブ	
	閉会	6月2日 午前10時30分	議長 高良ノブ	
応招議員 出席議員 出席27名 欠席5名	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	1番	江洲 良徳	17番	新垣 盛助
	2番	翁 長 英夫	18番	大田 哲也
	3番	田里 市郎	19番	與那嶺 孝成
			20番	仲地 宗市
	5番	仲村 昌慧	21番	上里 総功
	6番	國吉 武	22番	仲原 健
			23番	山城 篤三
	8番	真栄平 勝政	24番	山城 宗太郎
	9番	上江洲 盛元	25番	山里 昌伸
	10番	山川 正員	26番	知念 弘
	11番	我謝 政市	27番	平田 清勇
			28番	吉永 安扶
	13番	山城 和満	29番	國吉 弘志
	14番	宮田 勇		
			31番	崎村 稔
	16番	平田 勉	32番	高良ノブ
(不応招) 欠席議員	4番	島袋 完英	15番	山城 節
	7番	國吉 修	30番	喜久里 猛
	12番	糸数 誠三	番	
会議途中退席議員	番		番	
開議後出席議員	番		番	
公務欠席議員	番		番	
	番			
会議録署名議員	21番	上里 総功	22番	仲原 健
職務のため会議に 出席した者	職名	氏名	職名	氏名
	事務局長	仲宗根 秀吉	係長	津波 実
			書記	上原 あゆみ

地方自治法第121条により説明のため議場に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	高 里 久 三	教 育 総 務 課 長	
助 役	長 井 聰	生 涯 学 習 課 長	
収 入 役	松 元 徹	住 民 課 長	
教 育 長		福 祉 課 長	
総 務 課 長	平 田 光 一	保 健 衛 生 課 長	
企 画 財 政 課 長		水 道 課 長	
建 設 課 長	仲 村 昌 保	税 務 課 長	
町づくり推進課長		出 納 室 長	
商 工 観 光 課 長		空 港 課 長	
農 林 水 産 課 長		消 防 長	
農業委員会事務局長			

平成15年 第3回久米島町議会臨時会

議事日程 [第1号]

平成15年6月2日(月)

午前10時00分 開 会

日程	議案番号	件名	備考
第1		会議録署名議員の指名	
第2		会期の決定	
第3	議案第34号	儀間漁港関連道路整備工事請負契約について	即決

(午前 10時00分 開議)

○ 議長 高良ノブ

おはようございます。

議事に入る前にご報告します。4番島袋完英議員、7番國吉修議員、12番糸数誠三議員、15番山城節議員、30番喜久里猛議員から欠席届が出ております。

ただいまから平成15年第3回久米島町議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。

<日程第1>

○ 議長 高良ノブ

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって21番上里総功さん、22番仲原健さんの2人を指名します。

<日程第2>

○ 議長 高良ノブ

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日6月2日の1日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(多数の「異議なし」の声あり)

○ 議長 高良ノブ

ご異議なしと認めます。従って、会期は6月2日の1日間に決定しました。

<日程第3>

○ 議長 高良ノブ

日程第3、議案第34号、儀間漁港関連道整備工事請負契約について。

本案の提案理由の説明を求めます。

○ 助役 長井聰さん

議案第34号、儀間漁港関連道整備工事請負契約についてご説明します。参考資料をお開き下さい。添付してあります計画平面図をご覧下さい。

当該道路は平成12年度から16年度までを事業計画年度として整備を行っています。15年度の施工場所は図示をしてあるように、字儀間の仲里給油所付近の県道から儀間川沿いに漁港に向け延長320mを整備するものであります。

事業費の負担割合であります。国が50%、県が40%、残り10%が町の負担となっております。なお、町の負担としましては過疎債を充当する予定であります。

契約事項は次の通りであります。

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 儀間漁港関連道整備工事 |
| 2 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 77,926,800円 |
| 1 | 契約の相手方 | 沖縄県島尻郡久米島町字真我里78番地
株式会社 山三組
代表取締役 山城篤三 |

工期は195日を予定しております。

以上が議案第34号、儀間漁港関連道整備工事請負契約についての説明であります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○ 議長 高良ノブ

これで、提案理由の説明を終わります。

質疑に入る前に、議案第34号、儀間漁港関連道整備工事請負契約については、23番山城篤三議員に直接の利害関係がある事件であると認められますので、地方自治法第117条の規定によって、山城篤三議員の退場を求めます。

(山城篤三議員退場)

これから質疑を行います。

○ 21番 上里総功さん

この漁港関連道路の今回の工事区間320mの間は、農地があるわけなんですよ。その農地部分の買収はどのようになっているのか、終わっているのかどうか、そこをお聞きしたいと思います。

○ 建設課長 仲村昌保さん

道路用地につきましては、地権者に同意を得ていますが、事業が始まってから、今年度予算で契約し、買収して、同時に工事を進める計画で今進めているところでございます。

○ 9番 上江洲盛元さん

この図を見ましたら、海岸側ですね、現在の道路の側からになっています。防風林はどうしますか。防風林、撤去なのかそのまま残してなのか、そこに枯木もありますね、その辺との関係はどうなりますか。

○ 建設課長 仲村昌保さん

今回の提案された箇所につきましては、防風林は潰れないですが、その箇所につきましては16年度事業の中に入っています。

○ 9番 上江洲盛元さん

この道の側は現在でも防風林が生えているわけでしょう。

○ 議長 高良ノブ

休憩します。

(午前 10時14分 休憩)

再開します。

(午前 10時15分 再開)

他に質疑ありませんか。

○ 14番 宮田勇さん

この平面図を見ているんですけど、いろいろ右の方に説明がありますが、潮位図とありますね、よくわからないんですけども、H. H. W. Lとか書いて、+3とか2とか、そのへんの説明と、道路の幅員はどこにあるかちょっとよくわからないのですが、具体的に説明を求めます。

○ 建設課長 仲村昌保さん

ただいまの質疑にお答え致します。この平面図の右側のH. H. W. Lとかあるのは、潮位の高さで、これはこの工事には直接関係ないです。国、県に予算要求の場合の様式の中に入っているものですから、今回の工事とは関係ありません。

それから、道路の幅員構成につきましてですが、全幅員で10m72cmです。それと歩道部分が2m、車道部分が6m75です。それといろいろ路肩とかもありまして、全体で10m72cmということでございます。

それと、川沿いは路盤が弱いものですから、矢板を打ち込んで、護岸に直接影響がないような外圧でもって設計されています。

○ 13番 山城和満さん

議案34号の儀間漁港関連道整備工事についてお伺いしたいんですが、今回提案されている場所、ここは道が極端に悪いわけでも狭いわけでもないと思っているんですが、今回どうしてこれをやらなきゃいけないか、その理由をお聞きしたいと思います。

○ 町長 高里久三さん

ここはですね、100mm以上の大雨、それから秋口の大潮になると、全部浸水するんですよ。そういうことで、これは前から懸案事項で、早期に解決しなければならない箇所です。ですから、本来一括に全部やる予定でしたけれども、予算の関係上、分割してやるということになります。

○ 13番 山城和満さん

大雨の時に浸水するということですが、今回の改良にあたって、道の今の路面がどの程度高くなるのかお伺いしたいというのと。

あと1点、先程の請負契約の内容の説明の中で、国が50%、県が40%、町が10%の負担ですけど、過疎債で対応したいということですが、本来、工事の請負契約を承認してもらう前に起債は財源が確保できてから提案すべきはずですけど、これどうなんでしょう。起債で、これから申請してというのが妥当なのか、起債で認められて予算化されているのかどうか、お伺いします。

○ 建設課長 仲村昌保さん

道路の路面の嵩上げについてでございますが、海岸の方で約1mぐらいの嵩上げでございます。この路線につきましては、特にキビ運搬の大型車両が頻繁に通りますので、現在

は2mの歩道なしの現行でございまして、大変危険が伴うということで、歩道もつけて、それから漁港の海産物の飼料運搬や燃料等、そういったのにも頻繁に使うということで、大変重要な道路として今回取り上げております。

○ 助役 長井聰さん

当該道路の事業費の内訳でございますが、県の方へ起債申請、過疎債ということで申請をしているところであります。なお、決定は、その年度の末頃になります。起債の場合は、殆どそういった状況です。枠がありますので、各市町村との調整や、あるいは国との調整等で決定されるのが末になります。

○ 13番 山城和満さん

工事にあたっては、工期の話はないんですけど、これには工期の日程についてもお伺いしたいんですが、工事が完了しますと当然支払いすべきだと思うんです。今言う年度末に、この過疎債が適用しないということが起こったとしたら、また起こりうることは懸念されないのかどうか。そして、支払いについては、年度末に支払うわけにはいかないと思うんですよね。これはどういうふな対応をするのかお伺いします。

○ 助役 長井聰さん

現在、県の方へ申請しています分については、適債事業であろうということで県とは調整済みでありますので、その方向に進められると思います。なお、支払いにつきましては、繰り替え運用というのがありまして、別の資金で支払っておきまして、後ほどその起債を受け入れるという方法が主な手続きです。

○ 31番 崎村稔さん

いつも同じようなことを聞きますけれども、今回の工事も7千700万円以上の非常に大きな工事ですけれども、この不景気にですね、いつも私、要望しておりますけれども、分離分割して、もっとBランク、Cランク等、下の方のランクにも入札させるチャンスを与えるべきだと思うんですけれども、どうして分離分割やらないのか、その点と、今回入札に参加した業者の氏名を全部お願いします。

○ 建設課長 仲村昌保さん

ただいまの質疑にお答え致します。分離発注ということでありますが、何しろその路線については、距離的にも320mということで、そう長い距離でもないということで、それと県道からの進入も1本しかなくて、集落内の里道は小さいということで、大型車両の出入りも危険を伴うということと、今回の工事の主な比重を占めているのが矢板の打ち込みで、本島からの打ち込み機械を導入しないと、地元では対応できない機械等もありまして、分割発注では、どうしても無理ということがありまして、そういうことで一括発注ということになっております。

それから、業者の名簿ですが、入札参加したのは、Aランクに登録された業者の8業者が指名競争入札しています。業者が、大昴建設・吉永二三男。譜久里建設・譜久里頭。高

良建設・高良武男。宮城組・宮城正勝。丸吉組・吉永功。山三組・山城篤三。久米建設・仲間良典。大田土木・譜久里学、以上でございます。

○ 31番 崎村稔さん

この工事は技術的にも大した高級な技術を要しませんので、今後からは是非、下の業者にもチャンスを与えるような要望をしておきたいと思います。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ありますか。

(「進行」の声あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第34号、儀間漁港関連道整備工事請負契約についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。従って、議案第34号、儀間漁港関連道整備工事請負契約については、原案のとおり可決されました。

○ 議長 高良ノブ

23番山城篤三議員の入場を許可します。

休憩します。

(午前 10時28分 休憩)

再開します。

(午前 10時29分 再開)

以上で第3回久米島町議会臨時会を閉会します。

どうもお疲れさんでした。

(午前 10時30分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

仲里村議会議長 高良ノブ

署名議員（議席番号21番） 上里 総 功

署名議員（議席番号22番） 仲 原 健

平成15年（2003年）

第4回久米島町議会定例会

1 日 目

6 月 2 5 日

平成15年 第4回久米島町議会定例会 会期日程

開 会 平成15年 6月25日（水） 会期 6日間
閉 会 平成15年 6月30日（月）

月 日	曜日	会議別	開議時刻	摘 要
6月25日	水	本会議	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開会 ○ 会議録署名議員の指名 ○ 会期の決定 ○ 議長諸般の報告 ○ 一般質問
6月26日	木	本会議	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開会 ○ 会議録署名議員の指名 ○ 一般質問 ○ 議案の上程（即決案件） 議案第38号 議案第35号 議案第36号 議案第37号
6月27日	金	本会議	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開会 ○ 会議録署名議員の指名 ○ 会議録署名議員の指名 ○ 議案の上程（即決案件） 議案第39号 議案第40号 報告第2号 報告第3号 報告第4号 報告第5号 報告第6号 報告第7号 報告第8号 同意第1号 同意第2号 ○ 発議第5号 発議第6号 発議第7号 発議第8号 ○ 議案第41号 ○ 閉会

平成15年 第4回久米島町議会定例会

会議録 第1号

招集年月日	平成15年6月25日 (水曜日)			
招集の場所	久米島町議会議事堂			
開閉会日時 及び宣言	開会	6月25日 午前10時00分	議長	高良ノブ
	散会	6月26日 午後 時 分	議長	高良ノブ
応招議員 出席議員 出席32名 欠席0名	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	1番	江洲 良徳	17番	新垣 盛助
	2番	翁 長 英夫	18番	大田 哲也
	3番	田里 市郎	19番	與那嶺 孝成
	4番	島袋 完英	20番	仲地 宗市
	5番	仲村 昌慧	21番	上里 総功
	6番	國吉 武	22番	仲原 健
	7番	國吉 修	23番	山城 篤三
	8番	真栄平 勝政	24番	山城 宗太郎
	9番	上江洲 盛元	25番	山里 昌伸
	10番	山川 正員	26番	知念 弘
	11番	我謝 政市	27番	平田 清勇
	12番	糸数 誠三	28番	吉永安 扶
	13番	山城 和満	29番	國吉 弘志
	14番	宮田 勇	30番	喜久里 猛
	15番	山城 節	31番	崎村 稔
	16番	平田 勉	32番	高良ノブ
(不応招)	番		番	
欠席議員	番		番	
会議途中退席議員	番		番	
開議後出席議員	番		番	
公務欠席議員	番		番	
	番			
会議録署名議員	23番	山城 篤三	24番	山城 宗太郎
職務のため会議に 出席した者	職名	氏名	職名	氏名
	事務局長	仲宗根 秀吉	係長	津波 実
			書記	上原 あゆみ

地方自治法第121条により説明のため議場に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	高里久三	教育総務課長	太田喜功
助役	長井聰	生涯学習課長	吉元幸信
収入役	松元徹	住民課長	神里勇
教育長	喜久里幸雄	福祉課長	大田治雄
総務課長	平田光一	保健衛生課長	山城英明
企画財政課長	山城保雄	水道課長	内間邦夫
建設課長	仲村昌保	税務課長	比嘉・
町づくり推進課長	神里稔	出納室長	伊良皆真秀
商工観光課長	盛本實	空港課長	仲地泰
農林水産課長	平良進	消防長	幸地猛
農業委員会事務局長	仲宗根省一		

平成15年 第4回久米島町議会定例会

議事日程 [第1号]

平成15年6月25日(水)

午前10時00分 開会

日程	議案番号	件名	備考
第1		会議録署名議員の指名	
第2		会期の決定(会規則5)	
第3		議長諸般の報告	
第4		一般質問	
		散会	

平成15年第4回具志川町議会定例会一般質問通告一覧表

質問者	質問事項	頁
田里市郎	1. 道路整備について	P 18
山川正員	1. 汚れる河川を守る為に河川周辺の土地の買い取りを	P 18
	2. 久米島高等学校に久米島紬織子養成科を新設したらどうか	
仲地宗市	1. 赤土汚染防止対策について	P 20
	2. ガラサー山周辺整備について	
崎村 稔	1. 墓地の集団化について	P 25
	2. 農道整備について	
上里総功	1. サトウキビの夏植対策について	P 26
	2. 里道整備について	
國吉弘志	1. さとうキビ生産農家への支援策について	P 29
	2. 土木建築工事発注について	
平田 勉	1. 海洋深層水利活用企業の誘致について	P 32
	2. 労働行政について	
喜久里猛	1. サトウキビ生産農家の共済及び台風シーズンの位置付けについて	P 42
	2. 自動販売機の空缶入カゴの設置について	
糸数誠三	1. バス路線の変更について	P 47
	2. 阿嘉、県道242号線から最終処分場までの間	
上江洲盛元	1. 特別養護老人ホームの増設について	P 49
	2. 太平洋戦争中の「米軍の久米島上陸の碑」の建立について	
	3. 歌碑建立について	

	4. 児童館建設と図書館建設について	
	5. ウミガメの保護について	
真栄平勝政	1. 歩道設置について	P 57
	2. 久米島観光振興への取組みについて	
	3. 赤土流出防止について	
	4. 海洋深層水の利活用について	
翁長英夫	1. 地方自治原点に立ったまちづくりについて	P 60
	2. さとうきび共済の補償について	
	3. 県道島尻線について	
仲村昌慧	1. 具志川地区の水道水について	P 64
	2. フッ素洗口について	
	3. 中学校の英語教育について	
仲原 健	1. 観光振興について	P 75
山城宗太郎	1. さとうきびの振興について	P 78
	2. 道路整備について	

(午前 10時00分 開議)

○ 議長 高良ノブ

おはようございます。

ただいまから平成15年第4回久米島町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

<日程第1>

○ 議長 高良ノブ

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって23番山城篤三さん、24番山城宗太郎さんを指名します。

<日程第2>

○ 議長 高良ノブ

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日6月25日から6月30日までの6日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(多数の「異議なし」の声あり)

○ 議長 高良ノブ

異議なしと認めます。従って会期は、本日6月25日から6月30日までの6日間に決定しました。

<日程第3>

○ 議長 高良ノブ

日程第3、議長の諸般の報告。

久米島町議会平成15年3月31日定例会以降、私が出席しました会議等の概要をお手元に配布してありますので、ご覧になっていただきたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書がお手元に提出されております。朗読は省略します。

<日程第4>

○ 議長 高良ノブ

ただいまから一般質問を行います。

一般質問の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、それぞれ30分以内とします。一括質問、一括答弁を各項目毎に3回まで行います。

順次発言を許します。

3番、田里市郎さん。

○ 3番 田里市郎さん

おはようございます。1点だけ伺います。

道路の整備について。久米島町が事業主体の嘉手苧牛代線道路整備事業とありますが、当該道路は道幅が狭く、更にカーブも多く大変危険に感じますが早急な整備ができないかどうか。町当局の見解をお伺いします。

○ 町長 高里久三さん

3番、田里議員のご質問にお答えします。

道路整備について。嘉手苧牛代線は久米島縦断線の路線名で阿嘉地内から最終処分場、嘉手苧牛代橋を經由して公立久米島病院までを結ぶ延長5kmを現在採択に向けて概略設計を進めているところであります。予定としましては、平成17年度の新規採択事業として計画をしているところであります。

○ 3番 田里市郎さん

この道路の整備計画について、本計画案に対し採択に向けて要請をなされたことがあるかどうかお伺いします。

○ 建設課長 仲村昌保さん

旧具志川村時分から、本路線については集落と火葬場、それと塵芥処理場を結ぶ路線として計画してまいりまして、今回の合併に伴いまして路線が阿嘉から久米島病院までという路線を一部変更いたしまして、平成17年度に向けて、今、概略設計等を準備しているところでございます。

○ 3番 田里市郎さん

この道路は、旧具志川村のほとんどの部落の方々が使用しておられるし、また、最終処分場もできますので、早急に整備されますよう要望いたしまして、私の質問を終わります。

○ 議長 高良ノブ

これで3番、田里市郎さんの一般質問を終わります。

次に、10番、山川正員さん。

○ 10番 山川正員さん

おはようございます。山川です。2点ほど質問致します。

まず最初に、汚れる川を守るために川の周辺の土地の買取を。久米島は数十年前までは、川はきれいな水が流れ、自然を大切にしておりましたが、最近では乱開発や農薬散布、家庭排水、畑の耕新等で川の自然が破壊され、久米島ボタルをはじめ川の生き物が全滅するのではないかと懸念されます。その周辺の土地の買い取りを考えてはいないかお伺いします。

2点目に、久米島高等学校に久米島紬織り子養成科の新設を。久米島町の中学卒が平成13年度は168名おりましたが、平成22年度になりますと94名まで落ち込むと予想されてい

ます。高等学校への進学率が92%と見込んで、85名程度と見込まれている。来学年度からは県立高等学校の中学が那覇地区全域に拡大され、島外高校への流出者は6名と予想されている。平成22年度の久米島高等学校への受験予想数が57名と見込んでおり、学級数が1.3学級となり、さらに少子化が進むと近い将来、久米島高等学校は廃校か、良くて分校に追い込まれると予想されています。現在の学科制度や教育システムを根本から改革し、町内中学の卒業生の島外流出を防止するためにも久米島高等学校に久米島紬織り子養成科を新設する考えはないかお伺い致します。

○ 町長 高里久三さん

10番、山川議員のご質問にお答えします。久米島ボタルやキクザトサワヘビ等の希少動物の保全の立場から保全区域を設定し、生産活動を制限する必要な個所については私有地を買い取って保全することも関係課で調整し検討していきたいと考えています。

河川への汚染は主に農地からの赤土流出でありますので、その防止対策に引き続き取り組んでいきたいと考えています。

○ 教育長 喜久里幸男さん

10番、山川正員議員の久米島高校に久米島紬織り子養成科を設置することについてお答え致します。

500年余の歴史を持ち、県指定無形文化財の技の保存と伝承者の養成及び久米島高等学校の活性化のため、ご指摘の久米島紬織り子養成科の設置はたいへん意義深いものと考えております。しかしながら、久米島高等学校は県教育委員会の所管であり、新学科の設置につきましても、県教委区委員会の認可が必要であります。町教育委員会といたしましては、従来どおり久米島高等学校との連携を密にし、側面からの支援をしていく所存でございます。

○ 10番 山川正員さん

確かに管轄は県の教育委員会と思います。先日の久米島教育シンポジウムの幸地良一さんの資料で勉強して、質問しているけど、久米島高等学校がなくなるということは大変なことになりますよね。確かに、今、答弁にありましたように、県管轄であるんだが、県教育委員会と協議すべきだと思います。久米島紬は今、最盛期ですし「久米島紬織り子養成科」が難しければ「コース」でもよいと思います。高校に特色ある科目を設置すれば将来、本土の観光客が「久米島に行きたいな」という気持ちをもたせるようなシステムに持っていけないといけないと思いますが、どうですかね。もう少し県の教育委員会とも話し合っ、て、正式な科目ではなくてもいいのではないかと私は思うんだが、そのへん、どうでしょう。

○ 教育長 喜久里幸男さん

幸地先生のご指摘は、やはりこれからの少子化や、あるいは通学区域の問題などがあって、平成17年度以降に久米島高校の生徒の定員確保が非常に懸念されている状況がござい

ます。そのことについて、久米島高校の高嶺校長も否定しませんでしたし、今後、久米島高校のあり方も含めて、久米島全体の教育を見直す必要性を強く感じております。

学科設置の前に、コースなどの制度も考えられますので、普通科の中でコース制、もしくは園芸科の中にコース制とか、そういうことも考えられますので、もう既に久米島高校を訪問して、議員の意向は伝えてございます。また、実際に、現在、久米島高校が取り組んでいる授業もありますので、このへんは課長から答弁させたいと思います。

○ 教育総務課長 太田喜功さん

大まかな筋は教育長からご説明あったんですが、今、平成14年から民間活力導入事業ということで園芸科の生徒を中心に、今後、久米島の農業の担い手の一員である園芸科の生徒は植物の栽培技術のみならず、地域文化、特に古くから農業に関わりの低かった久米島紬についても活用していく必要があるということで、去年は園芸科の3年生30名が久米島紬協同組合の協力を得て実技講習をやりました。

○ 10番 山川正員さん

先ほどの教育長の答弁、そのコースを作ってやるということ、科を置くのが無理だったら、そういうのを作ってもらって、生徒の単位が取れるような制度、それも必要だと思います。

それから、今日のタイムスだったか、浦添市のある小学校が北部の山の中に学校の体験学習ということをラジオで言うておりました。そういう学校も出てきておりますので、ぜひ久米島にそういう他にない、教育の視点をぜひ取り入れるように頑張ってください。この点は以上です。

次に、川です。町長の答弁で県と調整されているということはとてもいいことであります。私は、ただ、ホテルの周辺だけではなくて、いろいろありますよね。汚染されているところは。例えばホテル館の上の場合は、畑の耕新等で赤水が流れて、そういうところをただ買い上げるのではなくて、そこの水を作ってあげるとか、そういうのも考えていけないのではないかなと思います。そういう買い上げが無理だったら、その整備をするとか、もっと他にたくさんありますよね。これに関連しますけど、例えば、旧具志川村の白瀬2号ダムの上の方も、そういうところなども買い上げて自然を守るために一生懸命やってもらわないと困ります。昔、われわれは本当にきれいな川で遊んだんですよね。現在の子どもたちは本当に箱型のプールでしか遊ぶことができない。その自然を取り戻すためにも、ぜひぜひこの計画を実行してもらって、立派な川を取り戻すよう努力してください。

○ 議長 高良ノブ

これで10番、山川正員さんの一般質問を終わります。

次、20番、仲地宗市さん。

○ 20番 仲地宗市さん

私も2点ほど質問していきたいと思います。

まず1点目、赤土汚染防止対策について。近年、島の周辺には赤い地肌をむき出した山々、また、赤く染まった海を見ることがごく普通で気にしなくなりました。何物にも代え難い自然を赤土汚染は繰り返され、また、貴重な生態系までもが崩壊し、その姿のまま次世代に引き継ぐことは恥を引き継ぐことにもなりかねません。この件について町長はいかがお考えか伺います。

ガラサー山周辺整備について。ガラサー山は、知仁御嶽ということで表現もしておりますので、説明のところには知仁御嶽ということで書いてあります。知仁御嶽は明治、大正の頃までは、日暮れになるとカラスが群をなして、ねぐらになったことから俗にガラサー山と呼ばれたそうです。そのかつてのガラサー山周辺に、大量のヘドロが堆積して大変厳しい現況にあります。ガラサー山はミーフガーと対比する島の景勝地の一つでもあり、早急に浚渫して元の景観に戻してこそ美ら島を内外にPRできると思います。町長の所信を伺います。

○ 町長 高里久三さん

20番、仲地議員のご質問にお答えします。この問題は大きな課題でありまして、あらゆる手法、知恵を出して問題解決に取り組まなければならないと思っています。去った3月31日に赤土等流出汚染防止対策協議会を開催し、現地調査等を行い協議しました。問題点等を話し合い、今後どのように対処するかについては、中央保健所と連携を密にし、具体的方策を検討していきたいと思います。

2点目の質問。ガラサー山周辺海域は、兼城港の港湾区域内にあり、県南部土木事務所に問い合わせたところ、港湾の施設がないため、港湾の事業としては対応できないようです。河川からの流出の堆積であるため町単独で対応すべき事項でありますので、今後、事業費との関係もありますので、検討していきたいと考えております。

○ 20番 仲地宗市さん

幾つか質問の格好になりますので、後ほどのご答弁をよろしく申し上げます。

町長の施政方針の中で、「若者が魅力を感じ、将来の夢を描ける農業でなければならない。そのためには生産基盤の整備や機械化による経営改善など抜本的な対策を講ずる必要がある」ということで町長の施政方針の中にもありますけれども、機械化をすればするほど、これから海は汚れますけれども、しかし機械化をしなければなおかつ、農家の生産意欲もなくなるかと思えます。「常に赤土の流出汚染防止を図るため、流出が発生のおそれのある個所を調査または指導」とありますが、何カ所程度の調査指導をしたか、これ、質問です。

農家もユンボを使用しなければ生産性の向上が図れないため、その都度、ユンボの使用となりますが、たまたま機械の使用直後に雨が降って流れ出す赤土は儀間、嘉手苅、兼城、鳥島のリーフ内まで真っ赤に染めてしまいます。何かの対策は考えていないのか、これも

質問です。

事業主は、事業実施15日までに町長に届けるようになっているそうですが、実際に行われているか、さらに条件の中で監督等の文言も設けられていますが、町長の指定する期限までに除去または対策はされているか。そして、今、町長のご答弁では、中央本庁等とも連絡を取り合って密にこの件については取り組んでいきたいという姿勢でありますから、たぶんこれは今後取り組んでいけるものと私も考えて、今の答弁をさせていただきました。

次に、赤土流出の人為的要因解明は、町だけの取り組みだけでは到底できるものではないと思われまます。県とタイアップをし、また、農協、漁協、久米糖、農業委員会、町民を網羅して取り組みをしていかなければ解決には結びつかないと思いますが、そのへんのご答弁もお願いします。さらに、兼城地域にも沈砂池が今6カ所あります。その2カ所については、最近工事がされ、見栄えのいい沈砂池ができあがりました。あと3カ所の周辺には雑草等が繁茂し、沈砂池の役目を果たしていません。周辺の整備をどうするのか。そのまま放っておいたら、なおかつまた汚すこととなります。

あと1カ所、これは椎名橋を過ぎて老人ホームに向かう角の方ですけれども、今、沈砂池ではなくてチリ捨て場になっています。ここを早めに整備をして、沈砂池の形を作ってもらいたいと思います。そして、そこは今、発泡スチロールと空き缶がいっぱい捨てられています。そして、その側溝の幅が1m50cmくらいです。幅が大きくちょっとまたげないものですから、正確には測れませんけれども、子どもたちが2週間ほど前にそこで4名小学校の子どもたちが遊んでいるのを見ました。いったんそこに落ちてしまうと、下に堆積している泥の中に足でも突っ込んだら、おそらく簡単には抜けないのではないかと私はそう思っております。そこらへんの整備を、残りの3件は草刈りばかりですけれども、そこは周辺ほとんど網も全部壊れて、人がそこに落ちてしまってもう中は草ばかりですから、どこに何が落ちているかもわからない状態になります。そこらへん、どうするのか、ご答弁よろしくお願いします。

○ 保健衛生課長 山城英明さん

ただいまの赤土対策につきまして答弁致します。「何カ所指導したか」とありますが、これは耕新しておりますところは、随時パトロールをしながら、その地主がおれば指導しております。中には耳を貸さない方もおりはしますが、ほとんどの地主の皆さんが重機を所有している皆さんに委託をさせているような状況であります。ですから、今後、この畑の耕新等をする場合におきましては、今、県中央保健所の担当者の方と話し合いをしまして、建設業者並びに重機所有者に対しまして講習会を開くということで、今、日程を調整しております。

それから、この耕新におきまして、実施15日前までに届け出ということでありましたが、現在、届け出はない状況であります。

久米島町の赤土等流出汚染防止対策協議会におきましては、現在、その30団体で組織す

る農業協同組合、漁業協同組合、土地改良関係、農業改良普及センター、農業委員会、区長会、建設業協議会、議会議員、観光協会、ダイビング安全対策協力会、農家、重機所有者、漁民青年部、久米島製糖工場、農業生産法人、そして役場の関係課等で組織する協議会でもって協議会を開きながら、随時この箇所等を視察をしながら対策を練っているところであります。

それから沈砂池等につきまして、チリがだいぶ捨てられているということでありましたが、現場を確認しながら、立看などを設置したいと思っております。

それから、赤土流出につきましては、行政だけの対応では大変難しく、やはり中央保健所等とも連携を図りながらやっているところでもあります。

それから、勧告につきましては、今回、去った6月11日に、これは不法投棄の現状確認ということではありますが、県下一斉のパトロールを実施しておりますが、このパトロール時に赤土担当の方もおりまして、今回、警告ということによって2名の方に警告をしているところでもあります。

○ 建設課長 仲村昌保さん

ただいまの質問にお答え致します。兼城地域の沈砂池の管理についてでございますが、兼城地区の土地改良区内には沈砂池がありますが、その管理について、現在、県の事業として赤土流出防止事業という事業が今導入されて、現在、施行している段階でございますが、その事業の一環として沈砂池及び農道の路面改良とか、それと圃場面の3%以上のきつい勾配については3%以下で地ならししようという計画等、またはグリーンベルトといまして、圃場の周辺を50cmないしは1mの幅で植栽をしようという計画等、いろいろ赤土対策については充分計画の中に取り組んで事業を進めているところでございます。

それから、椎名橋の近くの老人ホーム入り口の角にある沈砂池につきましては、今回、町の事業として県の補助を受けまして、フェンスの修理と浚渫を予定しているところでございますが、今、現場において土量の積算とか、そういった準備に取り組んでいるところでございますが、近々整備して、流出防止、それと子どもたちの安全対策の面からもいろいろ改善していきたいと考えています。

○ 20番 仲地宗市さん

近々整備をするということですのでけれども、たまたまそこで子どもたちが遊んでいるのを、私が注意はしましたけれども、まかり間違ってもそこに落ちてしまうと、足が抜けないのではないかなと、私は今思っているわけです。ですから、そこから流れてくる水は、白瀬川の今の椎名橋の下流に全部流れて、その下流は大港川にずっと流れて、汚れた真っ赤な水がまた流れていく可能性があります。この先行工事をして、今、一般の請負業者はほとんど仕事がもうないといって泣き寝入りしております。「七月はチャースガヤー」というような話も出ています。ですから、こういう先行工事をするとう一般の業者も潤ってくる。いずれはしなければならない事業ですから、早めにやって、この業者の皆さんを喜ばせて

あげたらどうですか。そのままにしておく、昨日も行って見たんですけども、発泡スチロールがいっぱい散らかっています。空き缶もいっぱい散らかっています。全然沈砂池の値打ちがないわけです。先行工事をやることはできないのかどうか、町長、どうですか。危険も伴っているわけですよ、向こうは。残りの沈砂池については、草を刈ってフェンスを立てればいいんですけども、その角だけはぜひ今月いっぱい、例えば計画をして、来月それに取りかかるということは無理でしょうかね、どんなですか。

先程から私が何回も繰り返して言っているのは、子どもたちがそこで遊んでいて、まかり間違ってもそこに落ちたとする場合は、側溝の幅も1 m50cm以上ありますので、大人でもまたげません。そして、その側溝の高さも1 m30cmほどあります。再度のご答弁よろしくをお願いします。

○ 建設課長 仲村昌保さん

ただいま、先行でできないかという質問でございますが、補助事業を受ける身としては、県に申請しまして、町予算に計上し、それから国、県からの指令内示がありまして、その内示額に基づいてわれわれは現地を調査し、設計し、その事業費がいくらというような方式で積み上げて、その後に入札かけて事業をすると、そういった補助事業の制度上、4月に新年度が始まったからすぐ急にできるというような、そういった制度ではございませんので、補助金要綱に基づいてしかお互い現場において執行できませんので、幸いに今回の場合は補助内示が来ていますので、できるだけ早く事務処理し、現場に入りたいと、そう思っています。

○ 20番 仲地宗市さん

ただいまの件は、内示が出ているということですから、ぜひ早めにやってほしいと思います。

次、ガラサー山周辺の整備についてであります。先程の答弁の中には、県としてはそのへんはできかねるということでもありますので、何とか、今、町長の施政方針の中に、観光振興の周知目標に観光入域通年化で15万人ということをやっておりますけれども、そこは、私が中味をちょっと読み上げてから入りたいと思います。まずは、おそらく町の皆さん方は、干潮時にその現場をご覧になられたかとは思いますが、「本町にはこの男岩なる陰陽石があり、ミーフガーは自然の摂理によって見事な造形美を見せる奇岩は、夫婦和合と子宝のご利益があるとされ、あやかり祈願のため、この地を訪れる人も少なくありません。」1992年頃に仲村昌尚先生が出した『久米島の地名と民俗』という本の中の写真からすれば、これもこっちから流れた土がいっぱいそこに溜まっております。でも県はそのままの状態にしかできないというような格好なんですけれども、観光客を15万人達成するためには、われわれの周辺から立派にして観光客を迎えた方が良くないでしょうか。そこに来て、こんなに汚れていても誰も声もかけてくれる人がいない。いったい久米島はどうなるかというような寂しい思いを今しております。そうでなければ、ぜひ今、いろいろな工

事計画が入っていると思うんですけれども、これも将来計画の中に取り組んで、まずはその浚渫はできないものか、再度お伺いします。

○ 建設課長 仲村昌保さん

ただいまの質問にお答え致します。先ほど、町長の答弁にもありましたとおり、港湾区域に指定されていまして、港湾の事業としましては、岸壁等を航路、そういった箇所しか浚渫できないということで、あえてそれ以外の場所を浚渫するのは制度上無理ということで、もちろん原因は河川から流れた堆積土でありますので、管理も河川だから、町でやれというふうに、逆にお叱りを受けた状態でどうするかということでございますが、実際、町単独という予算ではどうして今の状況では難しいということでもありますので、今後、議員さんがおっしゃったとおり、長期計画の中で基づいて、その計画に組み込んでやる方法を、起債事業とかも取り入れて、そういう方法しかないかなと、そう考えているところでございますが、今後の検討事項として計画に組み入れるなり、検討していきたいと思っております。

○ 20番 仲地宗市さん

今後の検討事項として検討していきたいということですが、先程から私が申し上げているのは、いったんこうして汚れると、県も知らんふりをする、そして実際は久米島は観光客をたくさん呼びたい、「見て、久米島はあんなに汚れていたから次から嫌だ」ということのないように、長期的にこういうのを県や国に要請をしていかなければ、ますます久米島は汚れた久米島になってしまうのではないかと思います。

先程から何回も言っていますように、海を汚して、そのままの格好にして、将来、島の子どもたちに引き継ぐということも少し申し上げましたが、結局は久米島はそういうところがあっても泣き寝入りをしなければいけないという気も今しているわけです。ですから、ぜひ、長期展望に立って、このへんの周辺整備をやってください。これで私の質問を終わります。

○ 議長 高良ノブ

これで20番、仲地宗市さんの一般質問を終わります。

次、31番、崎村稔さん。

○ 31番 崎村稔さん

おはようございます。31番崎村です。2点ほど質問します。

はじめに、墓地の集団化について。今、久米島ではお墓づくりは個人的に農道のそばや畑にポツンポツンと作っているのが現状です。観光立県の久米島町として、町長が先見の明を持ち、各地区で集団化するべきです。また、今は火葬の時代です。昔の風葬時代の大きなお墓は必要ありません。小さなお墓の団地を作り、島民に安く提供できればと思います。観光面、県立自然公園の立場からも町長のやる気を伺いたい。

二つ目、町道整備について。町道山城1号線は、ちゃんとした排水路もなく舗装もされ

ていません。大雨の時は洪水が発生し、町道や畑を洗い流して下流の県道まで洪水が押し寄せています。農家の皆さんが大変困っています。整備する考えはないか町長の所見を伺います。

○ 町長 高里久三さん

31番、崎村議員のご質問にお答えします。町として各地区に墓地を造成する計画は持っていませんが、町土地利用計画で墓地区域の指定をしていきたいと考えています。

崎村議員からのご指摘のように景観、土地利用の上からも課題があり、町としても墓地の集団化は必要と考えていますので、事業化に向けて取り組んでいきたいと考えています。

2点目、山城1号線は、県道を起点に農地及び山城集落内を通り抜けて終点が県道へ結ばれている大変利用度の高い道路として認識しています。今後の計画としましては町道整備事業で県へ採択申請を行って当該路線の整備を行っていきたいと考えています。

○ 31番 崎村稔さん

答弁ありがとうございます。再質問はありませんけれども、この2点とも私は仲里村議会にも一般質問を出した問題点ですが、町長の答弁はこれからやっていくような答弁ですので、早めに住民のためにやっていければなお願ひしまして、質問を終わります。

○ 議長 高良ノブ

これで31番、崎村稔さんの一般質問を終わります。

続いて、21番、上里総功さん。

○ 21番 上里総功さん

21番上里です。2点ほど質問したいと思います。

まず1点目、さとうきびの夏植え対策について。平成15年度さとうきび生産高は44,325トン、6月から9月にかけての台風被害による折損、塩害と7月から8月にかけての長期干ばつが加わり、さとうきびの生育は阻害され、記録的な凶作となった。そのためにさとうきび生産農家はかつてない経済的な打撃を受け、不況に陥っている。夏植主体への転換が叫ばれている中で、再生産につながる助成を行政はどのように考えているのか伺いたい。

2点目、里道整備について。儀間12号線、志良堂蔵から儀間公民館までの道路が老朽化により虫食い状態になっている。この道路は伝統行事である6月ウマチーの神行事や角力大会が行われている特別な場所である。そこで行政として整備する考えはないか伺いたい。

○ 町長 高里久三さん

21番、上里議員のご質問にお答えします。久米島においては、平成5年の災害救助法適用の台風13号以来、毎年のように台風や塩害被害を被り、特に平成14年／15年期のさとうきび生産については、6月10日の台風4号、7月3日の5号、14日の7号、7月から8月にかけての干ばつ、このような被害が完全に回復しない状況の中で、更に9月6日の大型台風16号による2日間の吹きさらしの被害、通過後の甚大な塩害等を受け、久米島における製糖創業開始以来、最悪で記録的な凶作となっております。

5月30日に、私とJA久米島支店長、久米島製糖社長三名で沖縄県農業協同組合理事長へ各農家が抱えている債務に対してのご理解と、さとうきび等の生産資材の供給継続の要請を行っております。それから4月に上江洲社長と宮城農協支店長、それから農林水産課長、私と四名で県の農林水産部長にも要請を行っております。さとうきび等の生産資材の供給継続の要請をしておりますが、被害対策として農業共済の掛金助成を10%引き上げし、今までの掛金助成率50%から60%とします。また、県の事業として、さとうきび緊急支援対策事業の種苗代378万円、側枝苗を生産法人へ390アール分の配分、R事業を含め、春植・夏植種苗に対して514万円の対策事業となっております。

2点目、儀間12号線は、儀間公民館から志良堂蔵までの間は儀間集落の主要道路として整備してありますが、近年老朽化により路面が傷んでいる状況でありますので、今後、補助事業のメニューを模索しながら県へ補助要請をし、早急に整備したいと考えています。

○ 21番 上里総功さん

1点目のさとうきびの夏植対策については、今、町長の方から、JA、行政、久米糖の三者が県に要請に行ったということですが、確かに15年度の予算を見ましても、病虫害防除費とか、そういうのは同額にはなっているんですが、その他に一番農家の方が苦労しているのは肥料代だと思うんです。いろんな生産法人なんかにも補助をやるということですが、一般の農家の皆さん方にはどのようなそういう補助を考えているのか。特に肥料代について、今後、夏植に向けてどのように考えているのか、そこをお聞きしたいと思います。

○ 農林水産課長 平良進さん

一般の農家に対しては、先ほど、町長が述べたとおり、農業共済ですね、これを今、各農家へ50%助成負担しております。これを10%上げまして、町が35%、久米糖が25%、助成金額として60%の助成を農家にやっていく決定がなされています。

それから今、肥料の助成についてとありますけれども、この件につきましても、大きな財政が伴うということで三役、それから財政担当課長も一緒に何回も協議しまして、莫大な面積、1,430ha余りの作付面積になってきますので、10アールあたり1袋の助成をしても1千700万円余りの金額になるということで、これは到底今の財政状況からすれば対応できないということで、いろいろ協議した結果、こういったさとうきび共済の助成補填をするということで決定しております。

この趣旨からしても、これは災害に関わる問題でありますので、やっぱり国策として農業共済、特にさとうきび共済という施策もありますので、この面で対策をやった方がベターではないかということで、10%アップということになっております。

○ 21番 上里総功さん

今、課長から説明されたように、確かにさとうきび共済においては、60%の高い補助をやるということですが、これに入っていない人たちがほとんどなんですよね。そう

いう人たちをどう救済するかが問題だと思うんです。確かに共済というのは、地域によっては100%加入しているところもありますし、また、特に儀間あたりですと加入率は少ないところもあるわけなんです。それで、みんなが100%加入していれば、そういう面も問題ないかと思うんですが、問題は加入していない人たちの救済なんです。そこのところをこの10年間台風でやられて、経済的な打撃が非常に大であります。そういうことで、そういう面も考えまして、今後、どうしてもそういう面の助成を再生産につながる助成を考えてもらいたいということで、次の質問に移りたいと思います。

2点目の里道整備についてであります。今後、県と調整して、補助事業がないか検討していきたいということでありますが、行政からもらいました過疎地域自立促進計画書、これは平成14年から16年度までの計画書なんです。その中に、この儀間12号線の計画が書かれているわけなんです。補助事業のメニューとして地域改善設備整備事業ということで、これで計画が入っているんですが、16年度までにできるかどうか、これを伺いたいと思います。

○ 建設課長 仲村昌保さん

ただいまの質問にお答え致します。儀間12号線につきましては、当初の計画としまして、厚生省管轄の地方改善事業という事業で計画を入れてありましたが、現地を調査した結果、その事業には採択は難しいということで、例えば地方改善事業の採択規準としまして排水路を主体にし、さらに路面は附帯工として、路面舗装も入っているということで、その路線につきましては、以前の整備で排水溝は整備されているということで、この事業から採択条件に合わないということでありますので、町長が答弁したとおり、新しい事業を模索してやるという計画であります。農村総合整備事業という事業が16年に採択申請予定をしています。そこで、その事業の範囲の中で12号線も計画に入れて整備するという計画で、採択申請の資料づくり等を今現在行っているところでございますので、その事業を16年に採択しまして、その年で事業の総合計画、マスタープランみたいな感じで、実際整備するのはそれ以降、17年実施設計して一部事業開始になります。いつできるということは約束できませんが、その事業に乗かってやる予定で、今現在進めているところでございます。

○ 21番 上里総功さん

この儀間12号線に関しては、旧仲里村の時代から、いつも計画の中には入っておりまして、ずっとお流れになっている状態であるわけなんです。だから、そういう面では、本当に集落の真ん中で一番見苦しいところでもあります。そういうことで、他の補助事業があれば早めに検討をぜひお願いしたいと思います。

それから、最近、当地域では、拝所の整備が進められています。そういうことで、この地域の信仰の神聖な場所でもあります。そういうことで、大事な所でもありますので、ぜひご検討をお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○ 議長 高良ノブ

これで21番、上里総功さんの一般質問を終わります。

休憩します。 (午前 11時15分 休憩)

再開します。 (午前 11時20分 再開)

29番、國吉弘志さん。

○ 29番 國吉弘志さん

29番國吉です。2点ほど質問します。

まず1点目は、さとうきび生産農家への支援策について。平成14年／15年期のさとうきび生産実績が、当初生産予想の77,800トンから44,324トンと約43%の減収になっており、きび作農家にとりましては、肥料代や土地改良賦課金等も支払えない状況であります。町長としてさとうきび生産農家への何らかの支援策を考えておられるかお伺いします。

2点目は、土木建築、その他工事発注について。島内の登録業者が45業者いると聞いていますが、ほとんどの業者が仕事もなく、その従業員の家族にとりましては死活問題でもあり、非常に困っている状況であります。このような状況を打開するためにも、工事の指令前着工と年間工事の平均化を図る意味から、一般単独事業を早急に発注することはできないものかお伺いします。

○ 町長 高里久三さん

29番、國吉議員のご質問にお答えします。

1点目、上里議員に述べたとおり、支援策としてさとうきび共済金の掛金の10%引き上げ、県事業のさとうきび緊急支援対策事業として種苗代378万円、側枝苗を生産法人へ390アール分の配布。R事業を含め春植・夏植種苗に対して514万円の支援事業となっております。

2点目、町発注の工事については、可能な限り早期発注を行い、業者育成に配慮してきましたが、今後とも国、県補助事業及び町単独事業、共にできるものから早期発注して業者育成に配慮していきたいと考えています。

○ 29番 國吉弘志さん

久米島のさとうきび生産は、この5、6年、自然災害と共に台風などの多発により減産が続く、今期製糖のようなこれまでにない大幅な減収は農家はもとより久米島の経済においても大きな影響を与えており、今の町長の答弁では、先ほど上里総功議員の質問で、「共済の掛金のアップ等も行う」と、これはあくまでも個人個人、先ほど上里議員の方からもありましたが、個人個人のその場限りの補助のように見受けられますが、このような状況の中で、行政が中心となって生産農家をはじめ、農協、久米島製糖とも話し合いをされたということですが、その会合を持たれた内容はどのようなふうな内容であるのか、できましたらお伺いします。

○ 農林水産課長 平良進さん

先ほど、上里議員に対しての答弁の中で、町長、それから J A 久米島支店長、久米糖の社長と、確か 2 月頃だったと思います。集まりまして、これは今年の台風に対する農林水産部長への要請事項ということで集まって協議もし、要請も行っております。

その中での話の中身につきましては、J A 久米島支店では、合併後、債務農家に対しての資材の販売もストップされていると。要するに負債を持っている農家に対しては、これ以上の負債の超過をさせないということです。このことに対し農家からいろいろな問題も提起されまして、その件についても、その後に J A 沖縄の赤嶺理事長への要請も行っています。県に対しては補助事業として事業要請、農家へのさとうきび事業に対しての要請を行っております。その後に県からは 380 万円の先ほど述べたとおり 378 万円の緊急対策事業を特別に配分されてきました。

ただ、先程からおっしゃるように、各農家への個々の助成につきましては、やっぱり財政の問題等もありまして、担当課、三役としても対策を講じていきたい考えを持っていますけれども、財政等のいろいろな問題が出まして、なかなかこの助成につきましても、目的に沿った共済事業の助成アップという形で決定しております。

申し上げますとおり、さとうきび農家、その他の野菜農家も一緒ですけど、去年は甚大な被害を受けまして大変四苦八苦している状況なんです。これも重々わかりますけれども、再度、内部につきましても協議しながら、それなりにできるのがないかどうか、さとうきび推進協議会の中でも対処策を協議していきたいと考えております。

○ 29番 國吉弘志さん

去年の久米島への肥料の搬入が 11 万袋を超えて搬入されておりますが、ちなみに肥料 1 袋あたりの値段として税込みで化成肥料が 1,337 円、特号で 1,279 円、韓国化成が 1,113 円と、県内でも一番高い金額で販売されていると聞いております。J A さんに肥料の値段の件で問い合わせてみますと、肥料そのものは県内ほぼ同一金額で販売されておりますが、特に久米島は陸送、沖縄市から泊まで、そして泊港から兼城港、兼城港から各 J A さんの倉庫までと、その金額が肥料代 1 袋あたりの輸送費だけでもだいたい 15% から 17% の経費が加算されているということですので、行政としても今後の農業、きび作農家の振興を考えますと、この輸送費に対するいくらかの補助をし、その肥料代を少しでも軽減できればと考えておりますが、町長のご答弁をいただいて 1 点目の質問は終わりたいと思います。

○ 町長 高里久三さん

確かに今ご指摘のあるように、上里議員からも國吉議員からも、何らかの形で補助ということですが、私たちも県の農林水産部長に最初に言ったのは、補助をあげてくれと、やってくれということをや要請しましたら、「現金で補助というのはない」と、「考えられない」ということで、先ほど、種苗代の 378 万円という形で支援をしているということで、さっそく支援してもらったわけです。

それと、5月30日にJAに行きましたら、今度JAが肥料をまとめて買って、そして各農家に販売するというので、資料を持ってないんですけども、相当量単価が安くなるということで、これをJAとして今年から実施して、相当安くするというので、これができれば農家の皆さんにも相当恩恵が与えられるのではないかなと思っています。これは農協が必ずやるということですので、詳しい資料については後でまた報告したいと思えます。とにかく今おっしゃるように、肥料についても何らかの形でやれるような条件整備をまず検討してみようと。野菜もお願いしたら10%安くしてもらいました。また、JAとしては一括して久米島まで運んで、そして販売するというので、その状況を見ながら今後検討していきたいと思っています。

○ 29番 國吉弘志さん

2点目ですね、これまでの工事の発注を見ますと、継続事業の場合は年度当初から発注されておりますが、それ以外のほとんどの事業については、年度後半に集中しており、工期中に完了するために島外業者に下請けさせて工事を進めている業者もおりますが、現在、久米島の経済不況の中で地元業者を育成する立場から、この下請けの方も地元業者の方にさせるような指導はできないものか、お伺いします。

○ 町長 高里久三さん

この件については、あくまでも地元優先発注と。これは建設業の皆さんと一緒にあって県に数年前から継続して要請しています。先月も行ってきました。今指摘のとおり、下請けをさらに地元島内の業者ではなくて、島外の業者に下請けさせるということは、これは大変問題がありまして、そのへんは指導してできるだけ下請けも地元業者にさせるように指導していきたいと思っています。

それから、この建設業者の皆さんと一緒に県に地元優先発注のお願いと同時に、早期発注、これも要請をしております。といいますのは、ずっと後期に工事が出るものですから、製糖期とかち合って業者の皆さんも人夫が自分のきび刈りにかり出されて、そのへんも非常に苦労しているということも強く県には説明し、できるだけ早く発注するように要請をしております。町の単独事業については、できるだけ早めに発注して、指摘のあるように地元業者の育成に取り組んでいきたいと思っております。

○ 29番 國吉弘志さん

業種別の等級では、Dランク業者が半数近くをほとんど占めておりますが、町の現在の事業の予算では、全業者に仕事が行き渡るといった感じはしないような感じがしておりますが、現在、ほとんどの業者が仕事もなく、また、倒産寸前の業者もいるのではないかなと思えます。こういう業者の助けというんですか、そういうところを町当局はどういうふうな対応で臨むのか、再度お願い致します。

○ 町長 高里久三さん

町としても、できるだけAもBもCもDも全クラスに平等にいきわたるようというこ

とでやっていますけれども、しかし工事の量によっては、特に平成14年はBクラスが主に中心になっていまして、その中に事業によって偏ってはいけないということで、Aも入れて入札した事例もあります。それから、Dについては、できるだけ分割して、発注をしている状況であります。

ただ、国もしかり、県もしかりで、全体の事業量が減っている状況です。ですから、いつまでもバブルの頃のように、町の事業待ちということでは、これから大変厳しい状況にぶつかると思います。そういう意味では、業者の皆さんも自分の事業の方向転換といえますか、それとまた下請けをして自分の事業を継続するとか、いろいろな方策を講じて対処しないと、町の工事だけということでは、到底、今までのような企業の運営はできないと思います。町としてもできるだけ分離分割発注はやりますけれども、ただ事業量全体が少なくなるということは、もう皆さんもご承知かと思しますので、そのへんの自覚もぜひ皆さんからも指導していただきたいと思えます。

そして、ある箇所で、工区分離分割発注しましたら、ちょっと難しい問題が出て、これも問題ありだなということもあります。ですから、分離分割をまず基本として、そして事業によってできるものは分離分割、できないものについてはまとめてそのクラスの業者に発注する、その方針で行きたいと思っています。

○ 29番 國吉弘志さん

補助事業のつなぎとして、工事の一番少ない時期、5月、6月、先ほど町長はその一般単独事業を早めに発注するというふうなご答弁をいただいて大変喜んでおりますが、この年度当初というのは、5月、6月はどうしても財政上大変厳しいと思われませんが、一次借入でもして、一般単独事業を早めに発注していただきたいと思っております。その効果としましては、十分にこの町民の方には表れてくるのではないかなど、かように感じておりますので、先ほどの町長の答弁、大変喜んで、またこれから一般単独事業もできましたら早く発注するようにお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○ 議長 高良ノブ

これで29番、國吉弘志さんの一般質問を終わります。

次に、16番、平田勉さん。

○ 16番 平田勉さん

16番平田です。私は2点質問をしたいと思えます。

まず最初に、海洋深層水利活用企業の誘致について。地場産業育成の立場も含めてお尋ねをします。

本町は雇用の場が少なく、若年層の島外流出が著しく、厳しい状況となっております。このような状況に歯止めをかけ、地域の活性化、雇用の拡大のためにも町でテナント工場を建設し、島内の企業に賃貸することはできないかお伺いをします。

次に、労働行政についてお尋ねします。本町では、長引く不況により、失業者が増加し

ております。現在、その失業者に重くのしかかっているのが失業保険申請のための経済的負担の問題です。現在、那覇まで出向いている失業保険申請を久米島で実施し、負担を軽減する方法はないかお伺いをします。

○ 町長 高里久三さん

16番、平田議員のご質問にお答えします。

1点目、町がテナント工場を建設して島内の企業に賃貸させるには財政的にも厳しいものがあります。町として将来的にはビジターセンター用地を利用した企業支援センターの施設の必要性はあると考えております。久米島海洋深層水を全国的に発信する拠点施設も含めて整備していくことができないか検討したいと思います。それには対応する補助事業はあるのか。また、財政的に対応が可能なのか、いろいろな側面から検討していきたいと考えております。

2点目、ご質問の件については、那覇公共職業安定所に問い合わせたところ、制度的な面と法律の細部にわたる説明の難度さから最初の認定については国直轄で行う必要があることから市町村への業務移譲はできないとのことであります。

○ 16番 平田勉さん

最初に、テナント工場の建設の件ですけれども、例えば美崎背後地の土地を買って工場を建設をするという設備投資を考えると、向こうの土地の単価がかなり高いと思っていますんですけれども、島内の中小の企業家が、あれだけの設備投資が可能なのかどうかというのも大変気になります。であれば、1平方どれくらいの賃貸料になるのか含めて、事前に島内で募集をして、足りない分を島外から募集をするというふうな方法で、何とかそこに、例えば1,000㎡なら1,000㎡のただっ広い建物を造って、そこを店舗として賃貸をする。その一角に、そこでの特産品等を陳列をして、直営売店みたいなものもセッティングをすることによって、一つの観光コースとして、そこを位置づける。確かに財政的には厳しいかもしれませんが、それをすることによって、公社に対する利息の支払いもできると思いますので、そこらへん、経済シミュレーションをして欲しいと思います。財政的に厳しいという答弁なのか。再度答弁をお願いしたいと思います。

○ 町づくり推進課長 神里稔さん

まず企業のテナント工場の建設でございますけれども、先ほど町長から答弁があったように、非常に厳しいものがあります。町有地で現在残っているところがありますので、これにつきましては、海洋深層水関連用地分譲要綱、あるいは選定基準を今策定中でありますので、これに基づいて公募していきたいと思っております。

それから、中の賃貸についてなんですけど、賃貸につきましては、当分の間、無料賃貸という格好で検討しています。その代わりに、ここに要した経費の利息分は支払いしてもらうというような方法で現在やっている分もあります。

それから、この施設でできた品物の販売、展示につきましては、海洋深層水研究所の西

側にふれあい館がございますので、その一角にその商品を集めて、将来そこに展示し、販売するような方法で、観光客等が来たらそちらの方で販売したいということで考えております。

○ 16番 平田勉さん

利息分の支払いで賃貸という話もありましたけれども、これは一定期間賃貸をして、軌道に乗ったときに買い取りというかたちになると思いますけれども、それを含めて今、ビクターセンターを含めて、ビジネススクールの開催をしているんな活動をやってはいますが、なかなかそこに地元のやっている皆さんも工場用地が確保できないにもかかわらず、なかなかそこに入っていけないというのが今あるので、一番今、これだけ失業者が増えて、若者の働き場をどうつくるのか、そこも深く考えてやってほしいなという気がします。そうしないと、若者は全部島外に出て行く、これに歯止めをどうかけるかですね。雇用の場をつくって、そこで雇用が拡大されれば、当然町の税収も増えてくるわけですから、そのへんも含めて、僕は、ある部分のただ目に見える財政の、金がないという財政が厳しいというだけじゃなくて、どれぐらいの税収のアップになるのか含めて、どれぐらいの雇用効果がそこで出てくるのか、そういうのも含めてきめの細かいシミュレーション、これを実施して、中長期的に町としてどう対応していくのか。そういう取り組みというのが今求められているというふうに思っていますが、そこらへんについてどうお考えでしょうか。

○ 町長 高里久三さん

確かに指摘のとおり、私も町でつくって貸してもいいなと、企業誘致のためには。それから、ある企業が「やりたい」という声があって、「いいよ」と、「じゃあ事業計画を出してくれ」ということですが、まだ出されていない状況で、これから例えば、そのテナントビルをつくった場合に、どれだけの業者が希望するか、これも検討していきたいと思っております。

今現実に、久米島海洋深層水工場が2,000坪、第2工場をここにつくるといって町に申し出ています。さらに隣にブドウの工場も2,000坪つくりたいと。それから、昨日一昨日、バイオ21の社長が来て、500坪の工場をつくりたいと。因みに「従業員は何名必要ですか」と聞いたら、臨時を入れて30名ぐらい。そして、沖縄本島でやっているけれども、バイオ21の株主が沖縄開発金融公庫だそうです。それが今年から土地が整理つけば工事に入っていくということで、嬉しい情報を得ておりますが、それ以外に10何社が今申し込みをしております。今の状況でいくと、絶対数、土地が足りないんじゃないかなということで、先ほど課長が言ったように、一人の人がたくさん土地を持つんじゃないかと、できるだけ皆さんに行き渡るように500坪をまず基準として貸し付けしようと、また販売しようということでもあります。

それから、資金がなくても、先ほど話したように10カ年間は利息だけ払って、そして町がこれ立て替えておいて後で全額を払うというかたちもっております。ですから、企業

の意欲のある方であれば、資金がなくても土地は借りられるという方法をとっています。

それから更に、条件によっては固定資産税、法人税等も皆さんの了解を得て、当分の間、2、3年は免除しますが、そういうような優遇措置をやってでも企業誘致することによって若者の雇用の場が確保でき、それが相乗効果が出て、島の経済に貢献すると、または久米島観光にも貢献するということがありますので、このへんについてはいろんなかたちで企業誘致に向けて取り組んでいきたいと思えます。

それから、合併の新町建設計画の中にも支援センターが計画されておりますので、今の西側のビジターエリアのあるところに、事業化に向けて取り組んでいきたいと思っております。

○ 16番 平田勉さん

今の答弁ではいろいろ具体化されつつあるという認識に立ちますけれども、ぜひみんなで知恵を出し合って、優遇措置の関係、これは平行して取り組むべきことと思えますので、地場産業育成の立場で、我々議会とも、あるいは住民ともいろいろ相談しながら、ぜひ活性化のために頑張ってもらいたいというふうに要望して、次に移ります。

雇用保険の申請費用、確かに制度的、法律的には国の直轄業務というふうになっております。それも分かっているけれどあえて何らかの方法がないのかなというのが質問の趣旨であります。例えば、月に何回か日にちを決めて、こちらに登記所の事務所がありますね、そういうところも、あるいは役場の庁舎の空いているところを利用して、定期的に出張で来ることができないのかどうか。そのときに財政的な問題、国の制度の問題として、いろいろあったときに、出張旅費の何分の1かを町が負担をしてでも呼ぶ方法がないのか。そういう出張方式での対応もできないのか。宮古か八重山で出先機関ができる前につなぎの方法として、そういう例があったと記憶しております。そういう角度からのメスの入れ方とか、今回、国の機関と対応したのか、そこらへんはどうだったのか教えていただきたいと思えます。

○ 商工観光課長 盛本實さん

お答えします。その件については、いろいろ調査は入れたんですけども、やはり国としては職員の数の問題、海を渡ってくるという問題で、日帰り、ましてや一泊というようなかたちになります。又、いろいろ気象条件とかで戻れなかったりとかということからすると、ちょっと久米島に出張で来るのは厳しいのかなという回答もございました。

その毎月の申請に関しては、町で肩代わりでやっているんですけども、最初の認定の申請業務に関しては、どうしても制度的な問題で市町村に対しては業務の移譲は難しいと。今後においても、国としてもそのとおりにしかできないでしょうと。当面じゃなくて、今後においても、それはそのとおりでいくしかないでしょうというお話もございまして、今までどおりの申請業務にしかならないのかなというふうに思っております。

○ 16番 平田勉さん

申請業務がいろいろどうというのは、同じ保険料の算定も所得に応じて、失業保険の保険料とか、離島でもすぐ行ってできるところもあるし、同じ保険料の算定だと思うんですけども、特に最近、顕著になっているのが、この失業保険の申請をしている皆さんの状況をみると、2、3カ月以上ももらっていないとか、給料不払いを受けている、そういう状況での失業者の皆さんが那覇まで出て行かざるを得ない。これは子供も育てながら金もかかっている状況の中で給料ももらえない。そういう状況で那覇まで経費をかけて行く。これ大変不合理だなという気がしてこういう質問をしているんですけども。何か知恵を出して、先ほどの問題とも含めて、なんとかできないものかなというのが、国の出張旅費を一部町が肩代わりしてでも出張できないのかどうかですね。あるいは、町が知恵を出して、今情報化ということで、電子自治体構想とかいろんなのをやっていますけれども、メールでやる方法がないのかですね。どうしても本人が面接をしないとダメなのか。あるいはテレビ会議システムがありますね。町に入っていますから、ああいうものを活用して、メールをしながら、国にもお願いして、あれで面接の代わりにすることができないのかですね。そういうのも含めてみんなで知恵を出し合うことができないのかなというのがあります。そのへんを含めて、再度、「そうになっていますからできません」というだけじゃなくて、今のいろんなシステムを駆使して、何とか島でできる方法というのをみんなで模索をしていくということが大事だと思いますけれども、最後にそのへんの対応についても意見を聞いて質問を終わりたいと思います。

○ 商工観光課長 盛本實さん

基本的にはやっぱり面接が基本だということを言っておりました。確かに書面上の審査では認定するのは難しいということでございます。今提案されたテレビ会議システムも実施すれば何とかできるのかなということも考えられますので、今後それも含めて再度、国の方と調整して、なるべく負担がないようにやっていければというふうに考えています。

○ 議長 高良ノブ

これで16番、平田勉さんの一般質問を終わります。

お諮りします。

本日は16番、平田勉議員の一般質問で会議を閉じたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(多数の「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本日の会議を閉じます。

本日はこれで散会します。

なお、午後1時30分からは、議員全員協議会が予定されておりますので、全員のご出席をお願いします。お疲れさまでした。

(午前 12時00分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

仲里村議会議長 高良ノブ

署名議員（議席番号23番） 山城篤三

署名議員（議席番号24番） 山城宗太郎

平成15年（2003年）

第4回久米島町議会定例会

2日目

6月26日

平成15年 第4回久米島町議会定例会

会議録 第2号

招集年月日	平成15年6月26日 (木曜日)			
招集の場所	久米島町議会議事堂			
開閉会日時 及び宣言	開会	6月26日 午前10時00分	議長	高良ノブ
	散会	6月26日 午後 時 分	議長	高良ノブ
応招議員 出席議員 出席32名 欠席0名	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	1番	江洲 良徳	17番	新垣 盛助
	2番	翁 長 英夫	18番	大田 哲也
	3番	田里 市郎	19番	與那嶺 孝成
	4番	島袋 完英	20番	仲地 宗市
	5番	仲村 昌慧	21番	上里 総功
	6番	國吉 武	22番	仲原 健
	7番	國吉 修	23番	山城 篤三
	8番	真栄平 勝政	24番	山城 宗太郎
	9番	上江洲 盛元	25番	山里 昌伸
	10番	山川 正員	26番	知念 弘
	11番	我謝 政市	27番	平田 清勇
	12番	糸数 誠三	28番	吉永安 扶
	13番	山城 和満	29番	國吉 弘志
	14番	宮田 勇	30番	喜久里 猛
	15番	山城 節	31番	崎村 稔
	16番	平田 勉	32番	高良ノブ
(不応招)	番		番	
欠席議員	番		番	
会議途中退席議員	番		番	
開議後出席議員	番		番	
公務欠席議員	番		番	
	番			
会議録署名議員	25番	山里 昌伸	26番	知念 弘
職務のため会議に 出席した者	職名	氏名	職名	氏名
	事務局長	仲宗根 秀吉	係長	津波 実
			書記	上原 あゆみ

地方自治法第121条により説明のため議場に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	高里久三	教育総務課長	太田喜功
助役	長井聰	生涯学習課長	吉元幸信
収入役	松元徹	住民課長	神里勇
教育長	喜久里幸雄	福祉課長	大田治雄
総務課長	平田光一	保健衛生課長	山城英明
企画財政課長	山城保雄	水道課長	内間邦夫
建設課長	仲村昌保	税務課長	比嘉・
町づくり推進課長	神里稔	出納室長	伊良皆真秀
商工観光課長	盛本實	空港課長	仲地泰
農林水産課長	平良進	消防長	幸地猛
農業委員会事務局長	仲宗根省一		

平成15年 第4回久米島町議会定例会

議事日程 [第2号]

平成15年6月26日(木)

午前10時00分 開会

日程	議案番号	件名	備考
第1		会議録署名議員の指名	
第2		一般質問	
第3	議案第38号	久米島町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例	
第4	議案第35号	平成15年度久米島町一般会計補正予算(第1号)について	
第5	議案第36号	平成15年度久米島町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について	
第6	議案第37号	久米島町手数料徴収条例の一部を改正する条例	
		延会	

(午前 10時00分 開議)

○ 議長 高良ノブ

おはようございます。

ご報告します。宇大田の糸数啓子さんから会議傍聴の申し出がありましたので、許可しました。

それでは、本日の会議を開きます。

<日程第1>

○ 議長 高良ノブ

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって25番山里昌伸さん、26番知念弘さんを指名します。

<日程第2>

○ 議長 高良ノブ

ただいまから一般質問を行います。

一般質問の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、それぞれ30分以内とします。一括質問、一括答弁を各項目事に3回まで行います。

順次発言を許します。

30番、喜久里猛さん。

○ 30番 喜久里猛さん

30番喜久里です。先日に引き続きましてさとうきびの問題ということになるわけですが、さとうきび生産農家の共済及び台風シーズンの対策についてということで質問をしたいと思います。

今期のさとうきび生産はかつてない凶作でした。この状態では農家の生産意欲の減退が心配されるところであります。行政として対処できることはないかを質問したいと思います。

まず1点目に、きび共済の問題はどうでしょうかということでございます。皆さんのお手元にある質問書で、きび救済になっています。これは共済制度の間違いです。その共済のほうでの回答を願いたいと思います。

現在のきび共済につきましては、これはご承知のとおり国が制度として設定しております。この制度が果たして沖縄、あるいは久米島にベターかとなりますと若干問題があるのではないかと私はみております。まず、五中三制度、いわゆる5年間が一番良い年と悪い年をカットし、その中の3年間の平均での収量の2割以上の被害があった場合に、その8割までを補償しましょうということなんです。我が久米島におきましては年々反収が減少しております。その中におきまして、今のこの制度でいきますと、極端な話になります。

が、いずれは共済の支払いはないというかたちになってきます。あるいはゼロという数字にはなりません、雀の涙の程度にしか補償金が下りてこないというかたちになります。そういうことからいきますと、やはりその共済制度の見直しが必要ではないかということになってきます。

さらにもう一つなんですが、現在、我々個人が生命保険として加入しているのが1対1の制度でございます。自分の掛けた保険金につきましては、その分の見返りがくると。例えば、死亡でしたら1千万円、あるいは病院に入院したら1万円という数字がちゃんとほじき出されておりますが、残念ながらこのきび制度につきましてはそういうこともできない。終わってみて、実際の農家につきましては8月頃ですか、共済金が口座に振り込まれないと自分の金はわからないという状態。果たしてこれ本当の共済制度と言えるかどうか疑問があります。その件につきまして町長のお考えを聞きたい。

先だって私は、農林水産省のさとうきび担当へ直接申し上げました。「やはり正直申し上げて疑問です。しかし、一回国が決めた制度につきましては、今日明日に改善するというわけにはいかない。宿題として時間をください。」という回答でした。そのへんからの検討もよろしくお願ひしたいと思ひます。

今期夏植えの生産費でございます。いわゆる肥料、これも昨日の質問でも出ておりました。現在、農協につきましてはJA沖縄になりまして、本店が那覇でございます。久米島はあくまでもJA沖縄の支店でございます。農協の運営方針としまして、買い掛けのある方、未払いの方、負債のある方につきましては、取引停止だという方針をもっております。そうなりますと、今期の製糖期の農家が収穫したきびの生産ではとてもじゃないけど肥料代は払えません。天引きが基本ですので、天引きされたある農家に聞きましたら「9月からは借入しないと生活ができない」という状態に陥っています。果たして、このような状態で久米島のさとうきび農家は生きていけるかということになると、私は非常に心配でございます。

幸いにしまして5月30日に町長をはじめ農水課長、それから農協の支店長、それと久米糖の社長がJA本店の方に行きまして、お願ひしてきておりますが、はっきりした回答、いわゆる「前向きに検討しましょう」という回答ではあつたんですが、「農協の掛けのある方につきましても今回は肥料を出しましょう」というはっきりした回答は得ておりません。実は、私も聞いておりません。そのへんのところ今日回答願えたら生産農家が非常に喜ぶんじゃないかと思つております。ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、台風シーズンでございます。我々小さい頃から台風につきましては8月が普通だということですからずっと生活してきたんですが、この4、5年の状況をみますと果たしてそれが当たっているかどうか。5月に発生して、だいたい6月上旬に上陸する可能性が十分出てきた。今年は3回接近しまして、そのうちの1回、去つた6月の台風が若干かすつていたということで、幸い大きな被害はなかつたんですが、この根本的な見直しが必要じ

やないかと思ひます。

毎年毎年、たまたま今年は6月に台風が来ましたということでは、もう通らないんじゃないかなと。おそらく地球環境の変化によって台風シーズンが6月頃に繰り上がってきているんじゃないかと。そうなりますと、これは農業生産体系そのものが狂ってきます。例えばタバコにつきまして言いますと、タバコは大体2月の下旬に植え付けして、それから今頃が収穫も終わるところですが、大体6月の月上旬に収穫します。もし台風が6月シーズンとなると根本的に生産体系を変えないといけないかたちになります。私は生産農家に聞いてみたんですが、「じゃあマルチ農法で苗を2週間ぐらい早めに植えたらどうか」ということで聞いてみたんですが、農家の答えとしては「1回やってみた」と、実は。ところが「製品があまり良くない」ということでの回答でした。従って、どうしても時期としては今頃だということでもあります。

それから、きびにつきましては、まず6月に台風シーズンがくると見た場合に、春植えは無理じゃないかと思ひます。春植えにつきましては当然今3月頃植えまして、今の時期は人間でいいますと5、6歳、あるいは幼稚園生の歳です。当然こんな大きな風とか雨にやられたら被害が大きいのは当然の話でございます。その点からいきまして、台風シーズンを仮に6月と行政が位置づけた場合には、その営農指導が大きく変わってきますので、非常に大事なことじゃないかなと思ひております。そのへんのところ町長の考えをお聞きしたいと思ひます。

2点目でございます。自動販売機の件ですが、自動販売機につきましては、現在、久米島で150台、これは私の調査ですので若干数字の調査漏れはあると思ひますので、そのへんを差し引いてお聞き願ひたいと思ひます。150台設置されております。その中で、その販売機の側に空き缶入れ、いわゆるクズカゴがないのが52台、約半分近くがクズカゴが設置されていません。その結果どうなっているかといいますと、やはり販売機の側に空き缶がゴロゴロしています。場合によっては、たぶんその販売機でドリンクを買って、車の中で飲んで道路に投げ捨ててじゃないかなというかたちが見受けられます。先だって、私用で東京へ行ったんですが、私はその前に友人からハワイの話をお聞きしておりました。ハワイの方で販売機がほとんど見あたらないと、非常に少ないということをお聞きしております。仮にその販売機があっても必ずカゴが設置されていると。それも1台残らず。ひょっとしてハワイの法律ではそうなっているのかわかりませんが。今回東京に行く用事がありまして、販売機に気をつけて見てみたんですがやはりそうでした。販売機の数は少ないです。少ない中にも必ずクズ入れはあります。1台残らず。その足で京都へ行きまして京都でも同じことをやっておりました。京都もやはり同じなんですね。必ず販売機の側にはクズ入れがあるということでもあります。

そういうことで、今町が取り組んでいる美ら島クリーン作戦というかたちで、我が久米島につきましては、あまりにも空き缶が多すぎる。道路等に投げ捨てられている。子ども

たちがボランティアで片づけたり、我々社会人がやったりしているんですけども、そういう子どもたちのボランティア活動をする中において、このような空き缶があつて、それをただ子どもたちは果たして喜んで拾っているかと。その中にひょっとして、子どもながらに疑問を持っているんじゃないかと私は感じております。「飲んだ空き缶がどうしてここにあるの」という疑問を持っているんじゃないかと。ただ、口に出して言わないだけじゃないかと思えます。子どもたちの教育的な面からしましても、ぜひ販売機のクズ入れの設置は必要じゃないかなということでもあります。

この販売機設置で併設するクズ入れが、これは法律的なもので規制されているかされていないか。あるいはまた規制する必要があるんじゃないかという点でお伺いしたいと思います。

○ 町長 高里久三さん

30番、喜久里議員のご質問にお答えします。たいへん申し訳ないんですけども、質問通告が救済というかたちでやられていますので、さっきの保険の共済とはちょっと違いますので、その件については十分に返答はできないと思いますが、後で答弁したいと思います。

○ 議長 高良ノブ

休憩します。 (午前 10時06分 休憩)

再開します。 (午前 10時10分 再開)

○ 町長 高里久三さん

喜久里議員の質問にお答えします。さとうきび生産農家の対策については、上里議員及び国吉議員に述べたとおりであります。6月の台風シーズンの位置づけについては、メリット、デメリットが各産業や事業に関係するため、関係機関に意見を聞いて設置した方がよいのか検討していきたいと思えます。

2点目について。指摘のとおり、空き缶、それからボトルが散乱している状況であります。今後、自動販売機設置業者と空き缶入れのかごの設置については話し合いをし検討してまいりたいと思えます。

○ 農林水産課長 平良進さん

さとうきび共済制度につきましては、喜久里議員が質問で述べたとおりであります。この共済制度につきましては国の方針で、さとうきびについては、沖縄、鹿児島という位置づけて補償のあり方、積算のやり方を決定されております。この問題につきましては、以前にも確か私は答弁したと思えますけれども、島尻中頭共済の管理職の皆さんにも、このような状況では共済をかけても補償額が少なすぎると。これは県の基準、反収を出して、その落ち込んだ8割を補填するのが本来は妥当じゃないかなと、そういった意見も島中共済の皆さんには申し述べております。ただ、こういった制度については今すぐ答弁はできないと。後でいろいろ沖縄独自の対策としてまた検討をやっていきたいというお話を聞い

ております。

それと、台風シーズンの問題につきまして、確かにシーズンを設定した場合、あらゆる産業、事業関係でメリット、デメリットを被るおそれもあるということで、ただ、農業部門に関しては喜久里議員がおっしゃったように、シーズンが早まったような状況で、この肥培管理対策、あるいは県とも相談して、特に春植えの問題、これも農家に指導徹底する必要あるんじゃないかなと。農作物のシーズン設定については、これは久米島町独自でもいいんじゃないかなと。これはまた農家に対していろいろ指導体制が対応できると思いますので、農業部門に対してはシーズン設定も可能かなと考えております。

夏植えの補助につきましても、昨日、国吉議員に答弁したように、上里議員への答弁のように、これは三役もあるいは財政担当とも調整しまして、今の町の財政事情から難しいということで、とりあえず夏植えの肥料の助成についてはやりますので、それから、共済の助成、今まで50%助成したのを10%引き上げて60%補填ということで、これからのさとうきびの全体的な補填というかたちで打ち出して60%の補填に引き上げております。

それについては、特別に夏植えだけの助成の対策はとっておりません。町独自としてはですね。ただ県の助成補助事業で種苗の供給、R事業と併せて、また、去った各法人割り360haですか、の分の種苗も提供しております。これはあくまでも夏植えに向けての種苗対策ということで、苗補関係を県の補助事業で対応しております。

○ 30番 喜久里猛さん

私の質問の仕方が若干意味が取れていないんじゃないかなと思います。今年の生産量では農家は肥料代を農協さんに払えない。未払いがある。しかし、JA沖縄としましては「未払いのある農家につきましては取引停止ですよ」という方針をもっております。それを受けまして、皆さん町長はじめ担当課長それからJAさんが本店に行ってくれたはずなんですよ。その中におきまして、「前向きに検討しましょう」という返事はいただいているんですが、前向きだけでは農家は安心してつukれないということなんです。いわゆる、今回だけの、今年だけに限って未払いはあるんですけども肥料代は買い掛けで出してくださいというお願いだったはずなんですよ。その回答が現在来ているか、来ていないかということなんですよ。再度、回答願いたいと思います。

○ 農林水産課長 平良進さん

おきなわJA管轄の農家の未払い、あるいは負債について、町長、久米糖の社長、JA支店長が、JA沖縄の理事長へ要請しに行っております。この中身については町長の方から答弁お願いしたいと思います。

回答につきましては、今日現在、まだ何の連絡も届いておりません。

○ 町長 高里久三さん

確かに指摘のとおり要請に行きました。向こうは役員会で検討して対処するということですから、結果は久米島支店に来るものだと思っております。今、支店の方から私の方に

も役場にも連絡がないから、まだだと思うんですが、そのJAの方針ですから、向こうが方針を全部変えるということはどうかと思うんですが、ただ、我々としては、こういう厳しい状況を考慮して、何とか救済措置として、今年だけは据え置いといて販売して、再生産に結びつけてもらいたいという要望をしておりますので、「そういう内容はよくわかりました」ということですから、後で結果が来たかどうか、JA久米島支店の方に問い合わせればわかると思いますから、もしあとで問い合わせして結果が出ておれば報告したいと思います。

○ 30番 喜久里猛さん

確かにただいまの町長の答弁のとおりなんですよ。久米島の今年は特殊事情なんですよね。JAの方針が要するに赤字経営は許されない状態にきているからということで、そのまま「久米島の皆さん、赤字ですから私たちは知りません」では通らないと思うんですよ。これは久米島の農家にとっては死活問題ですから。それで、その回答を今日時間があつたら久米島農協さんに聞いていただいて、久米島農協さんに来ていなかったら、本店まで問い合わせさせていただいて、議会日程は明日までありますので、明日議員の皆さんに報告していただきたいと思います。もう差し迫っているんです。7月から始まるんですよ、夏植えが。そういうことですので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○ 議長 高良ノブ

これで30番、喜久里猛さんの一般質問を終わります。

次、12番、糸数誠三さん。

○ 12番 糸数誠三さん

12番糸数でございます。2点だけ質問をします。バス路線の変更について。この件につきましては、旧仲里議会の時から要請をしていますが、まだできていませんので、再度致します。

字泊から奥武1号線を通じ、真泊ターミナル、それから真泊、宇根への路線についてですが、現在は字泊からすぐ宇根に行きますので、農道を通っていきますので、奥武1号線から真泊に至るまでも海岸線を通って行きますが、ターミナルがありまして、夏期にはターミナル前とか、あるいはまた真泊の住民が非常に今不便をきたしています。バスを乗るにも宇根の十字路まで来て、待ってしかバスに乗れません。そういうことで、変更についてでございますが、町長はどのようなふうにご考えていますか、お伺いします。

2点目に、阿嘉、県道242号線から最終処理場までの間、この件につきましては、前は仲里議会の時には、葬祭場までということでしたが、今度最終処理場ができますので、向こうにという話は聞いていますが、この道路の拡張整備はいつ頃着工できますかということをお聞きしたいです。

○ 町長 高里久三さん

12番、糸数議員のご質問にお答え致します。1点目、本道路は真泊港への乗り入れや地

域の皆さんからもバスの運行については強い要望があります。本道路の現状は歩道がなくバスの運行には厳しい状況にありますが、運行に向けて運転手の皆さんとも話し合いをし、検討をしていきたいと思っております。

それから2点目、当該路線は久米島縦断道路線として上阿嘉から最終処分場横を通り嘉手苅、牛代原を通り、公立久米島病院まで約5kmの路線を改良する計画で、概略設計を行い、平成17年度において県へ事業採択申請を行う考えであります。

○ 12番 系数誠三さん

この真泊と奥武1号線から真泊に行く線がございますが、現在、別の車で行き来してまゝです。また、主にバーデハウスも来年3月には完成ということでございますが、確かに向こうにも迂回しなければいけないかと思っております。そういうことで、真泊一帯は歩道がないということを町長はおっしゃっていますが、歩道がなければ別の車も通れないということになりかねないと思っております。そういうことで、向こうは現在のところは町道ですか、早めに整備して1日も早く、また来年3月にはバーデハウスが完成ということでございますので、向こうにも必ずバスは迂回しなければいけないと思っておりますので、そのへんの考え方を聞かせてください。

○ 町長 高里久三さん

私が歩道がないというのはですね、真泊部落内を言っているんですよ。泊から真泊間はきれいな道がありまして十分だと思っております。真泊、宇根間にしても、美崎地区の方を皆さんが高速艇を乗る場合に、車のある人たちはそっくり行けますけれども、ない人はバスで行くとか、他の乗り物を利用しますので、非常に必要であるということは私も認識しております。それには海洋深層水施設の整備ができてくると観光客またはそこを利用する客も多くなりますし、何とかしてこの道を早期改修することを望んでおりますが、県道でありますので県との事業の進捗状況等もありまして、今後検討していきたいと。

それから、ここだけじゃなくて、町全体にまだまだバスが来れば助かるんじゃないかなと、そういう路線がないために、これは町営でありますので、町民の足の便を確保するのが目的ですので、全体の路線の見直しも入れて、今委託をするかどうかとも検討しておりますので、そのへんも町全体のバス路線も考慮に入れて真泊線のバス路線の運行を検討していきたいと思っております。

○ 12番 系数誠三さん

真泊部落内は確かに県道で、今のところ比嘉から少しずつ道路整備をやってきていますが、いつになるかわからないですか。観光バスは毎日通っています。真泊線ですね。観光バスは通れるが乗り合いバスは通れないということは、あまりないと思いますが、町長の答弁は県とも調整しているということでございますが、特にその線につきましては、町として県に要請して、1日も早く真泊内の拡張を希望して、この件につきましては一応終わります。

それから、先ほど阿嘉、県道242号線から最終処分場までの間につきまして、久米島病院まで拡張してということですが、これはこれから申請して採択ということになりますと、だいたいあと2、3年はかかるかと思いますが、この件につきましても1日も早く採択してやっていただくように希望して終わります。

○ 議長 高良ノブ

これで12番、糸数誠三さんの一般質問を終わります。

次、9番、上江洲盛元さん。

○ 9番 上江洲盛元さん

日本共産党の上江洲盛元です。一般町民の要求に応え、若干の質問を致します。まず、特別養護老人ホームの増設についてですが、これについては昨日、議員協議会で学習をしましたが、この議場での確認の意味と議事録に残すために質問を再度致します。去る3月定例会で特別養護老人ホーム増設について取り上げました。町長は前向きな答弁がありましたが、その後、県、国との関係で進展があったかどうかお伺い致します。

質問2、太平洋戦争中の米軍の久米島「米軍上陸の碑」の建立について。私は毎年いくつかの平和ツアーの観光団や本土学生の平和学習に携わってきました。久米島の戦争を語る時には、イーフビーチの米軍の上陸の様子から始め、仲村渠明勇さん一家3名の虐殺、宇山城をバスで通過する時は、安里正二郎さんの銃殺と正二郎さんの奥さんの死。具志川大田の小港坂周辺での日本軍と米軍との銃撃戦、そして最後に清水小学校近くの「痛恨之碑」へと案内しています。

お客さんの宿泊は主にイーフのリゾートホテルや民宿なので、出発最初の学習としてイーフビーチに「米軍上陸の碑」があればとても都合のよい説明ができるのだがと常々考えているところであります。また、島の方々、児童生徒一般の方々にも忘れられがちな沖縄戦、久米島戦を思い起こさせ、また学習させ、二度とこのような忌まわしい戦争を起こさないために、そして恒久平和の精神を植え付ける必要があると思います。この碑の建立を提案したいと思います。

このことについては、旧仲里村時代にも取り上げ、当時の平良村長の検討事項にもなっていました。できればこの夏の平和学習に間に合えば幸いです。また、太田前知事も事あるごとにこのことについて触れられていらっしゃいます。

質問3、歌碑建立について。両村合併以前は、具志川村、仲里村とも、年次計画で先人の残された久米島の貴重な遺産を歌碑に刻み記し、後輩の教育や継承すべき財産として建立してきました。2004年度から町として新たな年次計画を立て推進していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

質問4、児童館建設と図書館建設について。1点目に、去る10日久米島の教育シンポジウムが町教育委員会主催で開催されました。全体のテーマは「久米島の教育の将来について」でありました。表題の質問に入る前に、まずはじめに伺いたいと思います。幸地良一先生

の基調講演での提言「久米島町21世紀教育改革戦略会議（仮称）」や、その他の提言も含めて、簡単に感想をお聞きしたいと思います。町長、教育長、よろしくお願いします。

2点目に、私は5名のパネラーの中から、小川るみ子さんのテーマ「学校間の交流の場を増やそう。図書館（児童館併設）の必要性について」を取り上げ、質問致します。小川さんの最終的な結論は、児童館併用の図書館で、①学年の壁を取り払う。②学校間の壁を取り払う。ということだったと理解しています。すなわち、それぞれの壁を取り払うことによって、遊びの中から学習を深める。交流の中から学力を身につけることだったと理解しました。私は旧仲里村時代に児童館について1回、図書館について2回質問しました。平良曾清村長時代から継続検討になっています。5名のパネラーの提言は、テーマの違いこそあれ、その立場立場から久米島教育の将来について語っているわけですから、主催者である教育委員会は責任をもって、それに応えなければならないと思いますがどうでしょうか。現在、児童館については各市町村で建設され、活用していますが、因みに那覇市を例に挙げますと、現在那覇市に11の児童館があります。子どもの活動するいろいろな施設設備が整い、また、年間行事計画を立て、各種行事をこなしているようであります。特に、母親クラブを例に挙げますと、親子及び世代間の交流、文化活動、それから児童養育に関する研修活動、それから児童の事故防止のための活動、その他市内に居住する全ての児童、18歳未満の者、子どもの健全育成をはかる子ども会活動等々であります。子どもの育て方を知らない若い、大変失礼ながら、知らないというより、苦勞している若い母親たちに援助するためにも、児童館建設は急務であります。シンポジウムで久米島の子どもたちの学力云々がありましたが、既に各市町村に、そこから久米島は遅れをとっているのではないのでしょうか。児童館、図書館の建設は何よりも早急に福祉施設とともに推進すべきであると思います。ご答弁をお願い致します。

質問5、ウミガメの保護について。恐竜の繁栄で知られている中生代白亜紀に、初めて海生のカメが登場したようであります。以来、滅びることなく、また、姿や形をほとんど変えずに現在のウミガメに至っているようです。しかし、生きた化石とも称されるこの貴重な生き物もその数は世界的に減少傾向にあり、絶滅の危険性が叫ばれるようになっていきます。1973年絶滅の恐れのある野生動植物の保護を目的としたワシントン条約が採択され、日本は1980年に加盟し、1994年8月現在123カ国が加盟しています。その保護されるべき動物の一つが、今問題の名護市の辺野古で話題になっているジュゴンであります。さらにまたその一つにウミガメがあります。ウミガメ類は世界で7種、日本近海には5種、沖縄陸上で産卵するのがアカウミガメ、アオウミガメ、タイマイの3種だといわれています。近年、久米島においてもこれらのカメの産卵場所が奪われ危機的状況になっています。久米島ウミガメ館の山崎館長は嘆いています。一昔よく産卵に来た奥武島、イーフ海岸、トクジム海岸、具志川もそうだと思いますが、ここは護岸開発や人的なこととの関係で、もうカメは来ないといえます。わずかに残っている場所がアーラの浜だけだが、そこも危な

くなっているといえます。彼曰く、「町役場に環境課を設け、久米島の自然保護と共にウミガメを保護する意味から、ウミガメ保護条例を制定してもらいたい」とのことです。ご答弁願いたい。私も、私たちがつくっている久米島の自然と文化に親しむ会という研究サークルの皆さんも同じ意見でありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○ 町長 高里久三さん

9番、上江洲議員のご質問にお答えします。1点目、福祉行政の重要課題として取り組んでおりますが、去った6月17日に沖縄県知事宛に社会福祉施設の整備と増設についての要請を行ってまいりました。今回の要請においては、沖縄県としては、平成16年度の事業において痴呆対応型共同生活介護、いわゆるグループホームをワンユニット9名収容の計画を検討しております。社会福祉法人久仙会との事前協議も済んでおります。その他、今年度内に特別養護老人ホームのショートステイ2床の増設も認可される予定であります。その他ショートステイ対応の増床について、単独事業として今年度で計画を進める準備を社会福祉法人久仙会と調整をしております。

2点目、戦後58年を経過し、経済の発展により物は豊かになり生活も都市化された今日においても、戦後の苦しみ悲しみは心の奥底に残り、心の傷跡は癒えない。あの悲惨な戦争を二度と起こさないためにも世界の恒久平和を願う意味からも、「米軍上陸の碑」を建立するように検討をしていきたいと思っております。

3点目、ご指摘の件につきましては、私も日頃からたいへん気にしているところであり、担当課に議論させているところです。年次的に建立を計画し、次年度より取り組めるよう準備を進めてまいりたいと思っております。

児童館、図書館の1点、2点目については、教育長から答弁の後に私も答弁したいと思います。

ウミガメの保護について。産卵場所が奪われ危機的状況にあるとのことですが、このことに限らず自然保護問題については、大局的に議論を重ねていかなければならないと考えています。これらの生育環境を狭め、危機的状況に追い込んでいる開発行為も決して認めません。ご指摘の件は、取りも直さず、人類の生活環境や生命ある全てに関わってくる問題であり、真摯に受け止めております。従いまして、ウミガメ保護条例の制定も念頭に置き、産卵範囲の回復、それから可能性を関係課で論じながら方針を明確にしてまいりたいと思っております。

○ 教育長 喜久里幸雄さん

9番、上江洲盛元議員のご質問にお答え致します。シンポジウム関連で図書館建設、あるいは児童館建設について一括してお答え致します。去る6月10日開催されましたシンポジウムに関連しまして、幸地良一先生の基調講演の中で、「久米島21世紀教育改革戦略」がございました。そういう提言、その他のパネリストの提言について感想を述べたいと思っております。

幸地先生の基調講演は少子化や通学の変更などにより、将来、久米島高校の定員確保、ひいては学校存続への懸念が強く背景にあり、課題の指摘や提言内容はかなり具体的なものでありました。パネリストの皆様方には多くの課題の提示や提言をいただきました。久米島の教育の新たな飛躍のために、これら諸課題について大所高所から論議をし、町民のコンセンサスを心得て教育の抜本的な改革を行う必要性を感じております。

戦略会議（仮称）設置ということもございましたが、先日の教育委員の会議の中で、名称をどうするかなどについてはこれからでございますが、久米島町学校改革検討委員会のような町長が諮問するかたちの委員会設置をして、具体的な取り組みをやってまいりたいと考えております。

それから、シンポジウムの提言内容は、それぞれ違いはあれ、主催者の町教育委員会としては責任をもって対処すべきというご指摘についてでございますが、ご指摘のとおりでございます。5名のパネリストからいただいた提言につきましては、県教育委員会主導で取り組むべきもの、町教育委員会主導で取り組むべきものに分けられると思いますが、支庁部局との連携を図りつつ、十分論議を重ねて対処してまいりたいと考えております。

図書館建設に関しまして、現在、具志川農村環境改善センターの2階に町総務課が管理する図書室が設置されていますが、手狭で、蔵書冊数も少ない上に学習室もなく、本来の図書館の役目を十分果たしているとは言い難い現状であります。図書館は生涯学習の拠点、あらゆる情報の蓄積の拠点として不可欠であり、町民の多様な学習ニーズに応えるためにも、ご指摘のとおり早期建設を目指すべきものだと考えております。新町建設計画では、町民会館との複合施設として建設する構想がございますが、十分検討の上、対処してまいる所存でございます。

児童館の必要性につきましては申すまでもございません。合併の際、新町建設計画の中においても計画されておりますが、当面は旧具志川村の西銘保育所、旧仲里村の美崎保育所の一部を改修し運用しながら、財政状況を見極め、新設に向けての取り組みを検討する考えであります。

○ 町長 高里久三さん

児童館建設と図書館建設について、今教育長が答弁されておりますけれども、久米島の子どもたちの学力の向上、または子どもたちが心身共に健やかに成長していくためには、学校施設の整備、充実が重点的に取り組むべき課題であります。そういうことで、これまで各学校ともその施設の基本的施設の整備については取り組んできております。幸地先生の講演の中にもありましたように、今、久米島の教育を真剣に考えなければならないということについては、私も認識をしております。特に少子高齢化による学校の統廃合、比屋定中学校が平成18年には中学生が18名になると。果たして中学校で複式学級でやれるのかどうか、そういった面、疑問に思います。そういう意味からの学校の統廃合、それから学力向上等についても、教育長が話された教育改革委員会等で真剣に取り組んでいきたいと

思います。

児童館、図書館についても早急に設置しなければなりませんけれども、今、大型なプロジェクト、いわゆる野球場等がありまして、財政的にどうしても現実的に対応できないということで、その財政をみながら今後できるだけ早く設置できるように検討をしていきたいと思います。図書館については、太田県知事の頃に両村でつくったらどうかという呼びかけがありますけれども、補助率が2分の1しかなくて、今の厳しい状況では対応できないということでキャンセルした例があります。そういうこともありますので、指摘のとおり図書館、児童館については、社会基盤整備の中でも必要でありますので、今後、検討していきたいと思っております。

○ 9番 上江洲盛元さん

特別養護老人ホームの件で、ちょっと課長に確認したいんですが、町長はショートステイ、これが2床はできるということなんですが、今4床ありますよね、それにプラス2床といたら合わせて6床と。先だって課長からお聞きしましたら、プラス6にして10になるという話でしたが、ここを確認したいんですけれど。

○ 福祉課長 大田治雄さん

ただいまの質問にお答えしたいと思います。現在ショートステイとして使われているのが4床あります。これを今ある施設にベッドを増やしてすぐ使える状態なのがあと2床できるということでもあります。残りについては昨日の勉強会でも申し上げましたとおり、いろんな試算をしながら県と調整しながら、単独での事業導入が可能でありますので、何床にするかは今後調整をしながら進めていくということで、県の方としては10床ぐらいまでは大丈夫だろうという内々のお話がありますが、具体的にいくらというのは、これから試算を出しながらやっていきたいということでもあります。

○ 9番 上江洲盛元さん

県との話し合い、現在できるのは2床は今の施設でできる。これから県との話し合いで合計10床、あと4プラス6で、あと4床ということですね。新しく、そのことについては県もそういう考え方のようなので、早く取り組んでいただきたいと思います。

次にいきます。2点目、私の気持ちが十分伝わっていると思いますけれど、太平洋戦争の「上陸の碑」の建立です。これも補正予算あたりでもって、どのぐらいかかりますかね、200万円かからないでしょうね。補正予算でもって、早急にやってくれたらいいなと思います。そして、碑だけじゃなくて、その周辺に久米島のいろんな事象がありますから、それも併せて、そこに記録しますと、平和学習がうまい具合にできるということになりますので、ぜひこれは、「検討したい」ということですから、「検討したい」にもいろいろありますが、やらない検討もあります、やる方向での検討をよろしくお願いします。

それから、歌碑建立について、これはもう答弁ありません。歌碑建立についてであります、これは年次的に次年度からやるということでもありますので、ひとつよろしくお願

したいと思いますが、文化課長、何かありましたら発言をお願いします。歌碑建立について。

○ 文化課長 山里昌輝さん

お答えします。何かありましたらということでございますが、私の方からあえて申し上げる必要もないのではなかろうかと思っております。ただ、この歌碑建立につきましては平成14年は一つも建立されておられません。そういうことでこの歌碑に限らず碑等についても同時に建立できないかどうか。それと、財源の状況を確認しながらどうしますということとは具体的に申し上げられないんですけど、そういったところと調整しながら前向きに検討していきたいと思っております。

○ 9番 上江洲盛元さん

前向きという言葉をいただきました。よろしくをお願いします。

次にいきます。児童館建設と図書館建設についてであります。このシンポジウムは非常に有意義だったと思います。今までこんな教育問題でこれほど深まった話し合い、講演から提言まで初めてでありました。いろいろ幸地先生の資料もいっぱいありまして参考になりましたが、もう既にこれから平成22年までに、どういう子どもたちの在籍化というものもあの場でお分かりになっていますので、それには触れませんが、ただ、やはりここで学力云々だけじゃなくて、その学力をつけるための教育環境、あるいは戦略、これが必要でありますので、先ほど教育長、町長もそうでしたが、提言は久米島町21世紀教育改革戦略会議（仮称）として幸地良一先生は我々に提言してくださいましたが、この間の教育委員会では久米島町教育改革検討委員会、これも仮称ですね、この間の講演で久米島というところがここまで負の方向で迫っているということは重々わかりましたので、早急に取り組んでいただきたいなと要望します。

それから、児童館の件ですが、これは過疎地域自立促進計画書の中にも入っていますし、それから、新町建設計画の中にも入っています。これはやるということで計画の内容として入っておりますので、ひとつ資金面の話もありましたけれども、ぜひ取り組んでいただきたいと。学力問題をこのシンポジウムでも多々ありましたけれども、既に教育環境の問題で負けているんです。教育環境が整備されて初めて学力というのが身に付くという観点から、ひとつ幼児の頃から、そして母親たちの勉強をする場にもなります、児童館というのは。そういう意味からしても、私も那覇の小禄児童館を調べてまいりましたけれども、1カ年のスケジュールもいろいろありまして、たいへん濃密ではありましたが、その行事をこなしている場面を見ました。これ人件費は、あの小禄児童館で6名の人がいました。人件費の問題は出てきますけれども、緻密にここから研究していただきたいと思えます。

それから、図書館については、これも教育環境です。こういう環境を子どもたちに提供しないで、学力、学力と言ったってしょうがないです。学校で先生方は汗水かいてやっています。幸地良一先生は、「久米島高校ができて4、5年は場合によっては30名も琉大に

合格したのに、何で今はそうか」ということを言っていました。が、那覇に行くと、僕は那覇の先輩たちと喧嘩をするんですが、教育環境が違うんですよ。当時、久米島高校がスタートした戦後、スタートして12、13年までは那覇高校であれ首里高校であれ久米島高校であれ、同じスタートです。素質もみんな一緒です。教育環境は同じです。ですから、あれだけの大きい那覇高校あたりに負けずにこれだけ進んだよと。僕はこの認識をみんな持っていたきたい。那覇に行っている先輩たちは久米島をいじめているんですよ。その感覚を取っ払って、ですから、ある意味においては叱咤激励のこともあると思いますが、教育環境を良くしていきましょうということをお願いしたいと思います。

それで、図書館ですが、さっき教育長は具志川の2階、私も何回か向こうを通いましたけれども、やっぱりちょっとみすぼらしいといいますか。もっと夏休みにいっぱい生徒たちが来て、そこで静かに勉強できる環境を。ちょっと仲里村時代に取り上げた時に、久米島紬組合、仲里改善センターのすぐ入り口のところにあります。ユイマール館ができましたら、あれをできたら図書館にもっていききたいという平良村長の答弁でした。2回質問したんですけども、2回目の質問に対して、あれは県から補助金をもらってやっているの、どうも使えないというご答弁をいただきましたが、その後ずっと私も質問を出しておりませんが、一つの提言ですが、久米島には合併して改善センターが2つあります。集会は具志川改善センターが1階でも広いから、集会を向こうにして、改善センターを何とか図書館にもっていけないかということも一つ検討していただけないかなと、こう思いますが、いかがでしょうか、ご答弁をお願いします。

○ 町長 高里久三さん

改善センターを図書館にということですが、目的外になりますし、そのへんの変更ができるかどうか。それと、仮にそれを改良してつくった場合に、現代的ないろんな設備ができるかどうかですね。ただ一時的しのぎでつくるというよりは、待つ、近代的な管理システムができるような図書館の方がいいんじゃないかなと私は思っていますけれども、提言は提言として心に留めておきます。

○ 9番 上江洲盛元さん

新しいものをつくると何年後になるかという問題が生じてきますね。現在の子どもたちは勉強はしばらくストップしてくれとはならないわけで、そこを考慮して、先ほどの久米島教育改革検討委員会などで十分検討していただいて、県と交渉して、仮のものでも私はいんじゃないかと思っておりますけれども、検討委員会で話題にしていきたいと思っております。

児童館の件ですが、仲里の保育所という、これは新設になるんですか。

○ 福祉課長 大田治雄さん

児童館の所管は福祉課の方になっておりますので回答したいと思います。既設の施設を当面新設するまでの間のつなぎとして、在る施設を一部改修して使えないかどうかを、また他の目的と併用しながら使えないかどうかを、今後検討して進めたいということであり

ます。

○ 議長 高良ノブ

今の件の質疑ですか。

○ 9番 上江洲盛元さん

そうですね、確認だけして次進みます。

先ほどは美崎保育所ですか。

○ 議長 高良ノブ

休憩します。

(午前 11時05分 休憩)

再開します。

(午前 11時05分 再開)

○ 9番 上江洲盛元さん

それでは質問5番目のウミガメの保護についてであります。町長は条例も念頭において可能性を探るという答弁でした。たいへん結構なご答弁ありがとうございます。

沖縄県では、今どういう状態かということ、町長もおわかりだと思いますが、沖縄海区漁業調整委員会指示及び取扱要領等というのがありまして、委員会指示第1号、ウミガメの採捕について。ウミガメ採捕承認取り扱い要領というのがあるんですが、それで一つだけ、採捕とは採って捕まえるという意味です。制限については、「沖縄海区においてアオウミガメ、アカウミガメ及びタイマイを採捕してはならない」と。県はまだ保護条例はできていないと思いますが、こういう調整委員会の海区漁業調整委員会からの捕獲の禁止については、何条かありますけれども、時間がありませんから読みませんけれども、県としてはこういうこととし、そして、他の市町村においてはどうかといいますと、今糸満で条例をつくらうということで盛んに論議しているところです。その他条例ができていますのは徳島県の日和佐町、三重県の紀室町、兵庫県の明石市でウミガメ保護条例ができています。福岡県の津屋崎町というところはウミガメ課というのができています。町役場で。それから、県内では恩納村の海岸管理条例の中にうたっております。それから、兵庫県、鹿児島県あるいは三重県で平成13年に条例ができています。兵庫県も明石市で条例ができています。やはりワシントン条約の下でウミガメというのが危機に瀕している状態で、世界各国あるいは日本国内でも、このようにして条例ができていますので、ひとつまた新たにいろいろ苦労しますけれども、ぜひともこの方向で進めていただきたいと思います。

できれば、環境保護課、環境課といいますか、これはまた新しい課の増設になりますけれども、人事の問題もありますけれども、町に環境課というのをつくって、そしてその中にウミガメ保護係とか、あるいは久米島は県指定の公園になっておりますので、それも含めていろんな貴重な動物たちもいるわけですから、ひとつそれも含めて考えていただきたいと思います。

せっかくウミガメ館もつくってあるわけですから、そこを館があるという事実と、そして久米島のウミガメをどう守るかというのを考えていただきたいと思います。質問終わり

ます。

○ 議長 高良ノブ

これで9番、上江洲盛元さんの一般質問を終わります。

休憩します。 (午前 11時12分 休憩)

再開します。 (午前 11時27分 再開)

○ 議長 高良ノブ

一般質問、次、8番、真栄平勝政さん。

○ 8番 真栄平勝政さん

8番真栄平です。4点ほどお伺いします。歩道設置について。町内通学路として利用されている銭田ゲートボール場から県道一周線の間、比嘉2号線から美栄橋間、真泊、宇根間は交通量の多い幹線道路であるが、歩道の設置整備計画はないか。

2点目に、久米島観光振興への取り組みについて。イーフ地内、「三坊」横の駐車場として利用されている分譲用地は、夏場の観光シーズンは毎日のように満杯状態であります。イーフに来るお客さん、商売している方々、みんな駐車場の必要性を感じているのではないのでしょうか。久米島の観光においても、まず、町並みの整備、住んでいる住民、訪れるお客さんの安全確保、観光地イーフの町並み形成の観点からも、駐車場の整備は不可欠であると考えますが、町長の考えを伺います。

3点目、赤土流出防止について。大雨時にはイーフ一帯の海は赤い海と化します。主に銭田川、謝名堂川から流入しています。久米島の最大の観光資源は海であると私は確信します。謝名堂川河口を浚渫し、沈砂地を整備したら、その機能を十分発揮できると思われませんが、謝名堂川河口の沈砂地整備計画はあるか。また、必要性について町長の考えを伺います。

4点目、海洋深層水の利活用について。県の海洋深層水の研究施設の農業部門、漁業部門においては、大きな研究結果が上がっています。漁民、農家、住民の方々にも深層水の利活用できるよう、実用化に向けての行政としての取り組みを伺います。以上よろしくお願ひします。

○ 町長 高里久三さん

8番、真栄平議員のご質問にお答えします。1点目、真泊線については県道であり、県管理であるので、県へ要請をしていきたいと考えています。真我里、銭田の歩道整備については、当該路線が町道で生活路線でありますので、現道路を拡張しての歩道設置は、国、県の補助事業では該当しませんので、現道路敷内で歩車道を区切り、歩道を設置すべきか、地域住民と調整をしながら検討していきたいと考えています。

2点目、この地区は平成14年度4月に宇イーフ地区の行政区として新設され、島内における観光リゾート地域として先導的な役割を担っている地域でもあり、定住促進につながるコミュニティ施設、または地域活性化につながる観光客との交流の場として平成16年度

において交流施設、駐車場、休憩施設等の整備を実施する予定であります。

3点目、謝名堂河口については、平成15年度県営事業として仲里漁港船揚場の埋め立てが計画されておりますので、その埋め立て用土として謝名堂河口を浚渫する予定で現在事業を進めているところであります。浚渫後は沈砂地としての機能が果たせるものと考えます。

4点目、漁業分野においては、県の海洋深層水研究所の水産分野において、母エビの生産が可能になりましたので、この技術を民間に移転し、沖縄県車エビ養殖漁業協同組合が稚エビの生産をし、各養殖場へ供給する予定で施設の整備が進められております。その他、オゴノリ、海ブドウ、ヒラメ等の養殖も成果を上げておりますので、今後、海洋深層水研究所と連携を図りながら進めていきたいと思っております。

次に農業分野についてですが、現段階では農業施設整備にかなりの資本が必要と思われるので、採算の面で一般農家が行うには厳しいと思われるのですが、技術力、資金力、経営のノウハウを持っているJAや生産法人等でできないか、今後、県の指導を仰ぎ、研究所との連携をとりながら取り組んでいきたいと考えています。

○ 8番 真栄平勝政さん

1点目の歩道整備ですね、その道路は子どもたちがよく利用する道路ですので、歩道がないところは優先的に道路整備をしたらどうかと思いますが、どうお考えですか。

○ 建設課長 仲村昌保さん

この箇所は確かに通学路として利用しているような状況でございますが、国、県の補助事業の採択基準といたしましては、幹線道路じゃないと歩道設置の補助金交付ができないというような、いろいろな採択基準がありまして、この路線については幹線としての利用度がないということで、新たな歩道設置はできませんが、現敷地内において歩道と車道を区切りしての歩道設置は可能だと思いますが、その場合において、幅員が5mであれば何とか車の行き来はできますが、それ以下ですと歩道、車道を区切った場合に、片側通行になる可能性も出てきます。そして、地域住民がそれでもよければ町としても安全面を考えて、歩道、車道を区切りしてもできる可能性もあるかと思いますが、そのへんを地域住民と話し合っただけで検討したいと、そう考えているところでございます。

○ 8番 真栄平勝政さん

県道の宇根の方はどうですか。向こうは今、事業を受ける普通の久米島空港真泊線がありますよね。あれを歩道がない真泊の方から先に着工するという事で県に要請することはできないんですか。

○ 建設課長 仲村昌保さん

現在、県道の拡張整備については、継続事業で給油所の方から農協向けに現在計画中でございますが、その計画が仲里小学校入り口の橋のところまで一時計画でやっていますが、その後についての事業採択については、今後、県の方で計画していくと思っておりますが、真泊

の宇根・真泊線については、県の管理でございまして、今後、県と調整して、そういった通学路という特別な事情等も説明いたしまして、早急に歩道を設置できる方向で要請していきたいと思っております。

○ 8番 真栄平勝政さん

前向きに国、県へ要請して、できるだけ早く、歩道がないところから優先して整備していただきたいと思います。

2点目の観光振興について、イーフの「三坊」横は分譲地として整備されて払い下げられた経緯がありますが、今でもいつも満杯状態で車が止められていますので、歩道や車道によく駐車車両が見受けられますから、早めの整備をお願いしたいと思います。

赤土防止について、これは国の政策で行った土地改良事業により赤土流出がかなり多くなったと思うんですけども、この赤土対策事業は国の責務で行うよう国への要請はできないのか。

○ 町長 高里久三さん

これを対策する場合は、資金は国のものですから、当然国が、元を正せば国の責任であるということですから、しかし、事業主体は町でやらないといけないわけです。これについては今、真謝地区の方に赤土流出防止事業として取り入れられているし、具志川の白瀬川においても取り入れられているし、今回また、謝名堂河口の沈砂池の浚渫も事業として採択されており、この浚渫土砂で久米島漁協の漁船の修理施設工事場所に埋め土用として使用することで久米島漁協の理事会や総会の同意を得て、19号案でしたか、承認されています。ですから、この浚渫によって浚われますので、今後は沈砂地の役目も十分果たせるんじゃないかと思っております。これでは十分じゃありませんので、そのへんの一帯の整備を今後ヨットハーバーにするか、または漁船の船揚場にするか、そのへんはB G、それから、その周辺を海浜公園として総合的に整備をしていきたいと思っております。

○ 8番 真栄平勝政さん

ぜひ、その計画がなりますようによろしくお願いします。

4番目の海洋深層水の利活用ですけれども、今は企業が13社で、農業部門の方が少なく1社しかないみたいですけど、「農業部門で久米島高校の園芸科と連携し実用化に向けた試験栽培を行い、その技術を習得させるべく農家、住民に対し、深層水の利活用の促進を行い」とありますが、これは久米島高校でしかできない勉強、子どもたちの意欲の向上と農業後継者の育成、生徒の確保等多くのメリットがあると思います。久米島高校のその観点から教育長のお考えを聞きたいと思えます。

○ 議長 高良ノブ

休憩します。

(午前 11時41分 休憩)

再開します。

(午前 11時41分 再開)

○ 町づくり推進課長

海洋深層水を使った農業部門につきましては、確か久米島高校の方でも水耕栽培で効果があるということは聞いております。それで、研究所に「そういうことをやりますか」と聞いたら、「久米島高校から希望があればいつでも一緒にやります」という農業部門からの回答を得ておりますので、高校の方から、ぜひ園芸科の皆さんがそういう勉強をしたいということになれば、研究者を対応して一緒にやりたいということを聞いております。

○ 8番 真栄平勝政さん

久米島でしかできない勉強だと思うので、ぜひ久米島高校と連携しながら、子どもたちの意欲を高めるために、ぜひ取り上げてもらいたいと思います。

漁業部門では、企業がだいぶ入っていますが、漁協と連携して、漁業施設の整備をして、養殖技術を身につけさせて、その方向性を皆さんに向けられるように、施設の整備を考えて意欲を向上させるようにしてもらいたいと思います。

○ 農林水産課長 平良進さん

海洋深層水を利用した漁協が行う養殖施設につきましては、これは新町10カ年計画の中で、平成19年か確か20年、2カ年に渡りまして、ヒラメとウニ、この2つの事業を各々1億2千万円の事業の計画されています。この件につきましても、先月、漁業組合長や参事ともこの事業の中身について調整いたしまして、「事業の対応によっては、もしかしたら繰り延べする可能性もありますよ」ということで、できたら養殖関係は組合長は早めにやっていきたいと。その前に漁業組合がやるべき事業が目白押しにありまして、まだ養殖施設整備の時期については漁業組合と再度詰めながらやっていかざるをえない状況にあります。事業の導入の時期については、まだ流動的な状況にあります。

○ 8番 真栄平勝政さん

ぜひ、漁協とも話をしながら、皆さんがこの海洋深層水の恩恵を受けられるように行政としても頑張ってください。

○ 議長 高良ノブ

これで8番、真栄平勝政さんの一般質問を終わります。

次に2番、翁長英夫さん。

○ 2番 翁長英夫さん

2番翁長です。3点ほど質問させていただきます。まず1点目に、地方自治の原点に立ったまちづくりということであります。地方分権法が制定されて、早10年近くなりましたが、これまでのような中央主導型で中央の機関が引っ張る古い型を止め、地方がそれぞれの特長性、多様性を競いながら地方自治の原点に立ったまちづくりの必要性が今日、地方分権時代を迎え盛んに強調されています。久米島町においても平成14年4月1日を期して、久米島町が誕生致しましたことをご承知のとおりであり、全島民が島の将来を模索しているのではないだろうか。そこで町長の政策プラン、10カ年戦略、まちづくりについて所信を伺いたい。

2点目、さとうきび共済の補償について。昨年の6月にもたらした台風16号は久米島島民に大きな被害を与え、平成14年・15年期のさとうきび生産高は見積もりよりかなり減収となったことは会社側からの報告があったことは事実だと思います。製糖終了後、3カ月経りましたが、被害実態調査は行われているのか、その調査方法についてお伺い致します。

3つ目に、県道島尻線について。県道島尻線の工事終着地点の続き工事については、どのような方法で進めているのか、県の方針、計画がありましたら、今後の事業内容の説明を示していただきたい。

○ 町長 高里久三さん

3番、翁長議員のご質問にお答えします。1点目、「活力・潤い・文化を創造する元気なまち－久米島町」を将来目標として、その実現に向けて住民主体の新町建設計画を基調とした久米島町総合計画を策定し、諸施策を展開していきたいと考えています。

2点目、さとうきび共済の被害調査については終了し、現在、島尻・中頭共済組合で被害状況について算定中であります。調査方法については、農家が共済加入している各地区の畑の筆数、引受面積、基準単収を調査し、さとうきびの生産量を確認し、被害状況を算出することになっております。

3点目、県道島尻線については、県南部土木事務所に問い合わせたところ、現在実施している事業では島尻集落が事業区の終点であり、それ以降については、今のところ計画はないとのことであります。

○ 2番 翁長英夫さん

1点目のただいまの町長のご答弁は、合併当初の計画に基づいて、やはり活力・潤い・文化を創造したテーマというまちづくり計画のもとに行っていることは理解していますけれども、その中で、活力の創造、若年層の定住促進ということを一応明記されていますけれども、その中の、昨日、同僚議員からの質問もあったと思いますが、海洋深層水関連新規事業の育成、観光産業の振興や就業の場を確保していきたいということですが、その海洋深層水を今後利用していくためには、若者が定住していくことはもちろんですけれども、どのような方法で若者を止める考えをお持ちなのか、再度ご答弁お願いします。

○ 町長 高里久三さん

今、久米島町の活性化を図るためには若者の雇用の場を確保するということが重要課題であります。幸いにして海洋深層水施設に今申し込みされているだけでも10何社が来ております。今すぐに着工したいというのが久米島海洋深層水、宇江城の久米仙のところにある工場が6,000㎡の敷地で、すぐ着工をしたいと。おそらく6,000㎡の規模になりますと20名ぐらいの雇用を図れるものだと思っております。それから、その近くに海ブドウの生産をしたいということで、この人も面積を指定して来ております。ここでも私の予想でも10名は必要だと。それから昨日も話しましたが、バイオ21世紀もしたいということで、各事

業所が10名20名の雇用をすると、実際来れば少なくとも200名ぐらいの雇用ができるんじゃないかなということです。

それから、久米島高校の隣に海洋深層水をつかってスピルナ、いわゆるクロレラと同じような藻、これが100%海洋深層水でできたということで、2、3日前に、そのサンプルを持って役場に報告に来ておりました。川から採れる藻と海洋深層水では見た目の色、それから色つや、臭い、一目瞭然で非常にいい製品ができたということで報告がありました。そういうことで、まだまだ事業を入りたいという企業がありますので、これを早く受け入れ態勢を整えれば、若者が働く場所が確保できるということでもあります。

それから、奥武島にできるバーデ久米島、これが来年の今頃オープンです。これができると、これに関連した事業の展開もできるんじゃないかなと。そしてまた、最近イーブビーチに新しくオープンしたマリンテラス久米島のホテルもできているし、そういう民活を利用し、そしてまた行政が支援すべきものは支援していくということで、今後、雇用の場の確保が展開できるということでもありますので、そのへんを支援していきたいと思っております。

○ 2番 翁長英夫さん

ただいま町長の答弁では大変すばらしいご答弁でありました。おっしゃるように、周囲でよく言われていますように、久米島町合併してどういうふうに町が変わっていくかということで、よくよく言われてる言葉であります、その上に立って私が答えていくには、やはり将来に希望もてる若者が定住していけるようなまちづくりができ、そして雇用ができていけば若者が多く島に滞在して、久米島が今以上に発展していきたくらうと私もこういった一人の者として皆さんの計画や政策に大いに期待しているわけであります。

これは終わります、2点目に入ります。さとうきび共済については、昨日から何名かの議員からいろいろと、あれこれ質問や指摘もありましたとおりでありますが、私は若干その内容と申しましょうか、その共済に加入している者たちの補償についてであります、いろいろと昨日も触れたらうと思いますが、またなかなかわからないところもありまして、一応ここであえて再度答弁させていただきます。

先ほどの喜久里議員にもお答えいたしておりましたが、なかなか共済に入る時には説明を受けたらうと思いますが、制度の見直しとか、そういうことで若干補償の制度が変わっているのではないかということは考えておりますが、その見直しの内容についてはなかなかわからないものですから、以前は1年収穫そのものを基準にし、あるいは個人を基準にしたらうと思いますが、先ほどの喜久里議員への答弁を聞きますと、3年間を統一してそれを平均をとってということ私を私は理解していますが、あくまで国の制度であります、こうなるとですね、やはりこれが本当にそういうことでありましたら、非常に一人一人非常に利害関係が出てくるのではないかなと思うんですが、例えば、割合方法、基準ですね、それをどのような方法になっているのか、ひとつご説明をお願いします。

○ 農林水産課長 平良進さん

先程町長からのご答弁にありますとおり、各農家が農業共済に加入する場合は、各地域に畑が点在しています。この地域ごとの筆数をより集めて、その地域の基準収量も積算して、なおさら、合算した面積、そういった諸々の状況の中で、被害を受けた場合、被害収量を積算して、加入の基準収量から20%引いた80%に対しての補償ということになります。例えば、最初からいきますと、品質取引になりましてからは、単収の高い年と単収の低い年をカットします。それから基準糖度の高い年と基準糖度の低い年をカットします。品質取引になりましてから、この2段階のカットの方法も出てきております。積算がだいぶややこしくなってきましたけれども、さとうきびの場合は、先程、喜久里議員にも申し述べたとおり、この10年来、毎年のように災害を受けて、さとうきび共済に加入しているけれど、この補償金の額が毎年目減りして、本来の被害状況の補填できる状況にならないということが、本当にこの2、3年出てきております。今後、この保険制度についても、共済をかけた農家に対して不公平がないように、再度、島中共済に対しても積算の方法、あるいはまた補償が極端に少なくならないようにということでも要望もやっていきたいと考えております。

○ 2番 翁長英夫さん

再度聞きたいんですけど、地域を基準ということですか。

○ 農林水産課長 平良進さん

はい、さとうきび共済に加入する場合に、各農家が畑を分散していますので、この分散している地域、どここの畑を共済に加入しますということになれば、その加入する地域の面積も併せて、基準収穫も積算し、それから筆数も積算して、トータルを出してきます。それになおさら春植え、株出し、夏植えという基準収穫量が出てきますので、この収穫量も勘案して加入額と、それから災害の場合は、この基準査定された中で収量の被害を受けた収量を積算して補償というかたちになります。いろいろ言葉の説明がちょっと難しいところがありますけれど、品質取引になってからはだいぶその積算基準が難しくなっております。もっと細かい方法につきましては後ほどまた島中共済からデータを取り寄せて、また提示したいと考えております。

○ 2番 翁長英夫さん

3番目に移らせていただきます。先程の町長の答弁では、県道島尻線についての答弁でありましたけれども、今のところ計画はないということで理解してよろしいですか。続きとしては。

○ 町長 高里久三さん

島尻線の現況は、誰が見ても危険であると思います。真っ直ぐ行って、直角に曲がって、道路がですね、いきなり幅員も半分になるし、この件については県にも、「今のような道路の法線では必ず大きい事故が起きるよ」ということで申し上げてあります。ですから、

これはトクジムに橋を架けて渡るような法線にもっていかないと、今の法線では道路としての機能は非常に私も疑問に思っております。ですから今後、県に強く働きかけて、これの変更をやっていきたいと思っております。

○ 2番 翁長英夫さん

このへんは町長の答弁のとおり、私もちょうどこの間そこを通ったら、周囲の皆さんから、このままではこれはとうてい通れる道ではないだろうということを言われて、なるほどなということ聞きまして、そして、ちょうど今の現状を見てもこの道路は元々トクジムに直線つなぐような設計をされているのは誰が見てもご承知だと思いますが、これからお互い地域があらゆる角度から県に要請して、ぜひともこれをトクジムにそのまま直線をつなぐようお願い申し上げます。

○ 議長 高良ノブ

これで2番、翁長英夫さんの一般質問を終わります。

休憩します。

(午前 12時05分 休憩)

再開します。

(午後 1時30分 再開)

○ 議長 高良ノブ

17番の新垣盛助議員から、午後は欠席しますとの欠席届けが出ておりますので、ご報告します。

それでは、午前に引き続き一般質問を行います。

5番、仲村昌慧さん。

○ 5番 仲村昌慧さん

こんにちは。通告書に従いまして3点質問させていただきます。まず最初に、具志川地区の水道水について。具志川地区の水道水は白瀬1号ダムの水を利用しており、おいしい水・良質の水と高く評価されています。ところが、ダムの中を調べてみますと、空き缶やペットボトル、洗剤の容器などが流れ込んでいます。以前に農薬の瓶が浮かんでいたりして、飲料水としての安全性が脅かされています。飲料水の安全対策を早急に講じる必要があると思いますが、町長の見解をお伺いします。

次に、白瀬2号ダムの改修工事が終わって、現在はほぼ満水に近い状態で水が貯まっています。今後、白瀬2号ダムの水を飲料水として利用する考えはないか町長の見解をお伺いします。

次に、フッ素洗口について。厚生労働省が示したガイドラインで、フッ素洗口法は特に幼稚園児から開始し中学校まで継続することが望ましいとしています。島内の保育所や幼少中学校で学校歯科医の指導の下にフッ素洗口を実施して、虫歯を減らすことに効果を上げてきていると思いますが、町長はこれまでのフッ素洗口の取り組みをどう評価しているか。また、今後のフッ素洗口の取り組みをどのように考えているのか、町長の見解をお伺いします。

次に、平成15年度予算でフッ素洗口委託料がカットされたこと、それから、校長会においてフッ素洗口を週時程に組み入れて実施することを控えるように指導したことは、保護者や関係者の間から、これまでのフッ素洗口の取り組みを後退させるものではないかと心配しています。フッ素洗口の委託料のカットや週時程から控えるように指導したことは、どのような思惑があるのか、フッ素洗口について教育長の見解をお伺いします。

それに、中学校の英語教育について。国際化社会に対応できる人材を育成するために英語教育が重要視されている中、本町でも今年度から全小学校に英語指導員が派遣されて英語指導に取り組んでいることは大変喜ばしいことでもあります。しかし、中学校の英語教育についてみると、本年度の人事で4校の中学校英語教師が臨時教員として配置されていること。それから、久米島高校担当のALT、英語の指導助手が4校の中学校も担当していて、大変負担であること。これらのことは中学校の英語教育に対する取り組みが弱いのではないかという指摘があります。このような状況を教育長はどう受け止めているか、教育長の見解をお伺いします。

○ 町長 高里久三さん

5番、仲村議員のご質問にお答えします。1点目、白瀬2号ダムは、平成4年度から改修工事を実施し、平成12年度に完了しました。改修工事の完了に伴い、同年8月から貯水を行い、現在満水の状態です。白瀬2号ダム、白瀬1号ダムの流域より農地も少ないので水質はより良好ですが、改修工事期間に生えた木や雑草が水没し、腐食したため、飲料水としてすぐに使用できません。3年ないし5年程かかる見込みです。貯水して3年経過していますが、今年5月、畑かん用として水を取水したところ臭いが発し、現時点において飲料水として適当でなく使用できない状況です。飲料水として水質がよくなり次第、供給したいと考えています。これは2点目でした。

1点目、具志川地区の水道水は白瀬2号ダムの改修に伴い平成4年から現在に至って白瀬1号ダムから取水して供給しています。白瀬1号ダムの流域は、宇江城城跡の東側からNTT風車の南側、ニュークリーンセンターの西側までの17haあり、豪雨には空き缶、ペットボトル、洗剤の容器等が流れ込む。その原因については、流域上流でのゴミの不法投棄が原因であることと考えられます。ゴミの不法投棄については、保健衛生課において常時パトロールも実施しているが、心無い人たちの不法投棄がありますので、これから土地改良区、保健衛生課と連携し、飲料水としての立看板、チラシ等によって町民へ啓蒙していきます。

3点目、フッ化物の洗口については、旧具志川村では平成3年に公立保育所、幼稚園、小学校、中学校で開始され、旧仲里村では、平成4年頃から同様に開始された。フッ化物洗口と共に歯みがき指導、年2回の歯科検診など、各関係機関との連携・協力を基に実施し、大幅な虫歯の減少につながった。今後も、「8020（ハチマルニマル）」運動推進のため、フッ化物応用を含めた久米島町歯科保健事業実施を展開していく考えであります。

○ 教育長 喜久里幸雄さん

5番、仲村昌慧議員のご質問にお答え致します。まず、フッ化物洗口について。学校におけるフッ化物洗口は、従来並みに実施されている状況であります。予算措置につきましては、委託料から需用費に組み替えてあります。

週時程との関わりにつきましては、フッ化物洗口を希望しない保護者及び児童生徒もいる状況下で、一律に週時程の中で実施することは、一部児童生徒に疎外感を与えるおそれがあり、このような児童生徒への教育的な配慮や教育の中立性を保持する立場から、週時程の校長裁量による実施を求めたところであります。

次に、英語教育につきまして、ご指摘のとおり4校に4名の定数内臨時的任用教員が配置されております。その理由としては那覇教育事務所管内における英語の本務教諭の異動対象者が少なかったと人事係長から断りがございました。学校によっては教員配置に流動性が求められ、臨時的任用教員でしか対応できない状況が1校だけありました。しかし、ご指摘のとおり、できるだけ本務教員配置が望ましい状況から、次年度は本務配置を強く要請していきたいと思っております。

②ALTに関する件ですが、ご指摘の通り久米島高等学校に担当のALTが配置され、町内4中学校も応援していただいております。ALTの週当たり担当時数が高等学校8時間、中学校5時間で、かなり負担の大きい状況がございます。ALTの配置につきましては、校長会からも強い配置要請があり、これまで資料収集を行ってきたところでございます。町教育委員会といたしましては、早期配置ができるよう検討を進めてまいりたいと思っております。

○ 5番 仲村昌慧さん

具志川地区の水道水について、ただいま、町長からの答弁では、不法投棄の看板を立てて啓蒙ということではありましたが、実は平成12年6月8日に、具志川地区の住民からの通報で、「1号ダムの中に農薬の瓶が浮かんでいますから早めに確認してくれ」ということで、早速行きまして2本の瓶を回収して役場の方に調査を求めました。その調査の結果、殺虫剤、現在はもう製造されていないという殺虫剤の瓶で残留がありました。約1割ぐらいの残留が残っている状況でありました。住民に混乱を起こさないようにということで役場の方で調査を進めてきたわけでありましたが、その結果、水道課の5名の職員が流域を調査した結果、農薬除草剤、飲料水の瓶が数十点回収されたという報告があります。そしてその報告をもって、旧仲里村、旧具志川村の三役会議の中でも、この話を取り上げて、対策を検討するというところで、三役連絡協議会において議案として防止策を検討するというところで6月15日付けで具志川役場で実施したというふうには書いてありますが、その時の対策はどのような話し合いがされたか。そしてそれから、今年の6月1日に調査してきましたら、空き瓶、ペットボトル、洗剤の容器、わずか20mの範囲で数点の不法投棄されたものが回収されました。その後、この一般質問を受けて調査をしたと思っておりますが、今回、ど

のぐらいのそういった中に不法投棄されたものが紛れ込んでいたのか。この対策として、不法投棄されたものを上流の流域方面の不法投棄されたもの全面回収すべきだと思います。飲み水、飲料水としての住民の不法投棄されているもの、それを全面回収しない限りは、またここに大雨で流れ込む恐れがありますので、全面回収する考えはあるのか。今回、どのぐらいの不法投棄が回収されたかお伺いします。

○ 水道課長 内間邦雄さん

ただいまのご質問にお答え致します。平成12年の6月の豪雨の際にダムの方から農薬の瓶が流れ込むということが起きています。その原因調査の結果としましては、白瀬1号ダムの上流、その流域には5haほどの農地がありまして、その流域のその農地で使用したところの農薬の瓶がダムに流入した可能性が強く、そしてこれにあたりましては、すぐ三役連絡会議、両村の連絡会議を行いまして、いろいろとそのことについて話が出まして、チラシをもって、注意を含めたところのチラシを持って地域に配布されております。

そのことが起きましてからは、水質の検査にも非常に目を向けまして、月々の水質検査におきましても、これまでになかった農薬に対する項目も新たに設けまして、今水質検査を行っております。この水質検査を行うところは、財団法人沖縄県環境科学センターというところがございますので、ここでもって各市町村から持ち寄った水質の検査を行っております。この白瀬ダムの私たちが水源としている白瀬ダムにつきましては、この蓄えられた水は、私たち町民の死活にかかる大事な飲料水でありますので、先にはそういったことも起きておりますけど、これからはそういったところに留意しながら、関係機関と共にこの対策を講じてまいりたいと思います。

このダムと申しますのは、農業用水を目的としたダムでございますので、土地改良区が今水利権の管理をしております。あるいはまた、周囲の森林、そういった環境保健の関係課でその事には対処していきたいと思っております。

白瀬1、2号ダムの問題点としましては、ただいま申し上げました通り、ダム上流流域における生ゴミ、そして産業廃棄物として出される産廃の不法投棄があるということですね、これは実際に私たちもその現場を見ましたが、いろいろとその産廃についても指導しましてやりました。それから、この赤土流出に対する今議会におけるご質問もたくさんございますが、やはり行政というのは治山治水、そこからきたところの福祉行政、こういったところのことが強く問われていきますので、そういった地域には、個人の所有もございまして、これをできるだけ町が買い取って、そういったところの森林の造林、そういったところをしないと、この問題は解決するのは非常に困難なことでございます。

それから、そのためには土地の利用の計画、町の土地利用計画というのがありますので、そこから基点としたようなものも、また見直しをしなければいけないというようなこともこれから多々出てくるかと思っておりますので、そのへんも含めての計画を実施することが大事だと思います。

それから、これにおきましては現在の農薬の問題、それからいろいろと散乱されている塵芥の問題につきましては、過去は非常にこの流域というのがありまして、当時は具志川村、仲里村、そういった、あの当時できなかったことも合併しまして、久米島町になっていきますので、行政は一つですから、こういったところの問題も隣の問題ということではなくておりますので、そういったところで対処した方がよろしいかと思えます。

チリの数につきましては数えはございません。それはまた回収することにつきましては、ダム内であろうと外であろうと、水道課はやらなければいけないと思えますけれども、とりあえず私たちは、この飲料水の問題ですから、ダム内に蓄積したゴミの問題についてはまたすぐできるかと思えますけれども、この流域周辺については、別の課も関連してきますので、それは共に連携をとりながら一緒に、その問題は解決していきたいと思えます。

○ 5番 仲村昌慧さん

ダム流域で不法投棄がなくなるようにするのは当然だと思えます。今、不法投棄された場所、これは旧具志川村議会でも視察に行きました。産業廃棄物から様々なものが捨てられておりました。その流域で今、不法投棄されているものの全面回収を急ぐべきだと思えます。町長、当時は三役会議で話し合いがされたが、なかなかこれまでの3年間進んでおられないということは、飲み水が具志川地区の飲み水で、不法投棄された地区が旧仲里の地区であったもので、その取り組みがしっかりされていないかたんじゃないかと思えますが、久米島町として、この具志川地区に安全性を脅かしている不法投棄の、特に農薬の瓶等が流れてくる、このダム周辺の全面回収を急ぐべきだと思えますが、この点について町長の方からご答弁をいただきたいと思えます。

○ 町長 高里久三さん

今指摘のことについて申し上げますけれども、私は見ていないんですけれども、大変重要な飲料水でありますので、そういう不法投棄により飲料水が汚染されるような場所であれば、早急に整備していきたいと思っております。

○ 5番 仲村昌慧さん

早急な回収をお願いします。

次に、フッ素洗口について再質問をさせていただきます。3月議会の予算審議の中でフッ素洗口の委託料のカットの質疑で、「カットされたことは今後学校でフッ素洗口を行わないことですか」と質疑した答弁で、「医薬品としてフッ素洗口は行うことができる。そして、校長会においてフッ素洗口を週時程において組み入れることを控えてほしいと指導した」という答弁がありました。早速僕は校長先生何名かにお会いして、その校長会の状況の雰囲気はどうでしたかと聞きましたら、清水小学校の校長先生が最後まで「実施していきたい」と主張していたということを聞いています。それから、別の学校の先生方は、その週時程で控えてほしいという理由が示されないままに、そういった話し合いがされて、しっくりいかない雰囲気であったということは、私は前校長先生から聞いております。

そのような中で、大岳小学校によりますと、今年新旧の入れ替えがありまして、事務費引き継ぎの中で、その週時程から控えてほしいということを新しい校長先生に事務引き継ぎで報告したということで、その新しい校長先生はどうしていいかということで、非常にとまどいがありました。大岳小学校は新年度、新学期から実施することを保留しました。そして、PTA三役会議をもちまして、校長先生に、是非これまで通りに実施してほしいという口頭でのお願いをしまして、それを受けまして、学校の方では父兄にその希望調査をしました。その結果、大岳小学校では全保護者が賛成しまして、6月から去年と全く同じような週時程には、言葉では表現してないんですけども、週時程と全く同じような方法で6月から取り組んでいます。この質問を受けて、教育委員会では各学校の今年度の状況を調査したと思いますが、その結果を報告していただきたいと思います。

そして、その週時程から控えてほしいという指導のあと、いろんな方々からのいろんな声があります。1つとして、平成3年から14年まで取り組んできたこの実績、特に清水小学校では平成8年までにおいて、全国よい歯の学校として最優秀賞を受けた。そのような表彰を受けた実績、これまでの結果表が全議員にも配られましたが、小学校で平成元年から平成14年を比較して約90%前後、中学校では84、85%前後、高校では71%、合計として82.6%の虫歯が減少したというその結果。そのような結果がみんな否定されてしまうんじゃないかという声があります。

それと、それに取り組んできた歯科医の先生、保健師の先生方、学校の用務教員の先生方、献身的に一生懸命取り組んできた今までの実績が、否定されてきているのではないかという声も出ています。そのような、これまでの実績を教育長がどう評価しているのか。そして、このような実績が両村でありますけれども、委託料を計上して週時程に組み入れて取り組んできた、そのような教育委員会の方針であって、ずっとこれまで取り組んできました。しかし、去年ですか、水道水のフッ素調整の問題から、これが少し影響したのかなとは思いますが、その問題と絡んで、そして教育長が代わったその時期に、そのまま指導をしたということは、これは一つの教育委員会としての方針の転換なのか。これについても答弁願いたいと思います。

まず、この点から答弁をよろしくお願い致します。

○ 教育総務課長 太田喜功さん

調査結果について、6月20日現在で、9校ありますが、希望しないという調査結果は47名で、12名が賛成する、賛成しないという、そういう無回答の方がいて、今47名は希望しないという結果が出ています。また、週時程については、校長に仕様要領とか、あるいは法的根拠のもので専門的になりますので、この件については教育長の方から答弁させていただきます。

○ 教育長 喜久里幸雄さん

仲村議員からありました2点について、教育委員会制度あたりも含めて答弁してまいり

たいと思います。まず第1点は、清水小学校の例を挙げて、これまでの実績をどう評価しているかということですが、かつて清水小学校がそういう歯科衛生面で表彰を受けた事実は私も前から知っております。そういうフッ素洗口についての実施の実績そのものは高く評価しております。

しかしながら、学校教育を進める際には、法令、国が制定する法令、それから市町村が制定する条例、そしてそういう条例に基づく、例えば教育委員会規則、そういう規則などに基づいて、学校は適正に運営されていかなければならないという状況がございます。フッ化物洗口については10年以上の実績がございますが、今立ち止まって、そのことを考えたというのは、やはりその背景となる、それをなぜ学校でやっていかなければいけないかという、そのなぜの部分をしっかり考えてみようという意味で立ち止まったというふうに理解していただきたいと。

これによって、大きく教育長交代で根本的に方針が変わったという考え方は私はしておりません。フッ素洗口について、上部機関の県の義務教育課、それから保健体育課の指導も受けて、そして基本的に学校は、各校保健法の下で、児童生徒の保健指導を推進してくださいということで指導を受けております。久米島が県内では他地域に先んじて10年前から実施し、そして平成13年から南北大東が試行に入っております。ですから、方向転換をしたというよりは、今立ち止まって、その根拠を考えていきたいということで立ち止まったというふうに理解していただきたい。

また、教育委員会制度そのものが、町長部局とは多少性格を異にしておりまして、町長からは推進しますというお話がありましたし、町長の意向は、これまでも何度も伺っております。しかしながら、教育委員会は5名の合議制によるものでありまして、元々中立性や安定性を求めて設置されたのが教育委員会でございます。先程、課長からありましたように、反対者の保護者、子どもたちがいる状況下で、やはり教育的な配慮も必要であるという認識に立ってこういう指導をやってまいりました。

○ 5番 仲村昌慧さん

最初にお聞きしました、今年度の実施状況、希望する、希望しない、じゃなくて、各学校で取り組んでいる実施状況を聞いたかったわけではありますが、後で聞かせてほしいと思います。実は、聞くところによりますと、各学校とも全く去年と同じように週時程には言葉としては表現はしていないんですけれども、去年と同じような取り組みで実施していると聞いております。その状況で、教育長、以前にこのことはお話したときに、「このフッ素洗口を強力に推進できないものは後ろ盾になるものがない」と、今おっしゃっておりますように、条例的な法律的な状況、そういうものがないとおっしゃっていましたが、一つの後ろ盾になるものが一つもないのではなくて結構後ろ盾になるものがあると思います。先程も申し上げましたように、これまでの実績、それから今年1月に出了した厚生労働省のガイドライン、これは教育長もご覧になったと思いますが、これが大きな後ろ盾

になるものでありまして、そして今回の校長先生の裁量に任せますよと、週時程から控えてほしいという指導をしたにも関わらず、各学校はやっぱりこの実績を認めて、これまで通りの実施をした結果、それが大きな後ろ盾になるものだと思います。

先程、なぜの部分、しっかり考えさせてほしいと、なぜの部分。校長会の裁量に任せていると言いながら、指導はしたんだけど校長会はそれを認めている。そのところも評価していただきたいと。次年度から、次年度はどういう方針で取り組んでいくのかということもはっきり示してほしい。教育委員会の方針としてはっきりと示してほしい。今回はこれまでの各学校の取り組み、それで先程ありましたが、それを希望しない保護者、生徒がいますが、そのフッ素洗口の中で水をブクブクさせてやる方法もありますよと、そういった中で希望しない生徒は、そのような方法と一緒に活動させていますと。そういった教育的配慮もなされていますので、ぜひこれまで通りに戻したようなかたちでの取り組みをしていただきたい。町長の方は、これまでの実績を認めて、そしてこれまで通りの取り組みをしていただきたいという答弁がありましたので、それを理解して、その中でまた小学校、中学校と、これまで通りの取り組みをしていただきたいということですが、今後の教育委員会の方針がどうなのか、ここをはっきりと示していただきたいと思います。

○ 教育長 喜久里幸雄さん

先程申し上げましたとおり、教育委員会は私も含めて5名の合議制でございますので、こういう大事なことは教育長一存で「こうします」という性格のものではないと考えております。これまで3回の会議を重ねて、フッ化物洗口について論議してまいりましたが、持ち帰って、委員会会議を開いて、学校の実態などもしっかりご説明申し上げ、皆さんの意見がどうなっていくのか、総意としてどうなっていくのか、その方向性を見極めて対応していきたいと考えております。

○ 議長 高良ノブ

ただいま仲村昌慧さんの本件に関する質問は既に3回になりました。

会議規則第55条の但し書きによって、特に発言を許します。

○ 5番 仲村昌慧さん

ただいま教育長から、このような問題は5名の合議制を持ってという答弁でありました。この3月議会で週時程から控えてほしいという指導をしたことについて教育長とお話しました。「これはどこで決めたことですか」と。教育長はその時に、「私の裁量でしました」ということをはっきり申し上げていました。実は、この答弁から見ると、ある住民が行政の中でこれを持ちかけた。そして指導主事の答弁でありましたので、指導主事がそういう話を持ち掛けて、教育長がそれを判断して教育長の裁量でやったというように受け止められますが、5名の合議制ではないと。教育委員の中でも、「これはおかしいよ」という声がありました、実際には。こういった重要な問題を予算に上げる、委託料のカットの問題もありまして、校長会を指導する場合にも、教育委員会で話し合っ合議制の中でやるべ

きじゃなかったですか。重要な問題です。これまで取り組んできたこのような今までの実績が、そのことによって否定されるようなことになってしまいます。本当に献身的に取り組んできた方々の気持ちをくみ取ってほしいなということを付け加えて、最後の質問とし、そしてちゃんとした話し合いで、合議制の中で提案されるべき、指導すべきだということで質問したいと思います。

○ 教育長 喜久里幸雄さん

学校現場指導の前に合議すべきであったというご指摘がございますが、教育長は本来、最初に申し上げましたとおり、国の法令、それから市町村の条例、そして町教育委員会の委員会規則、そういうものなどに基づいて、日頃から適正に学校現場を指導監督していく立場にあるというふうに考えております。ですから、フッ化物洗口の実績がどれだけという視点よりは、むしろ私たちが指導を受けているのは、国の学習指導要領や学校保健法の立場で学校現場の子どもたちの保健衛生について指導してくださいという方向ですから、賛否両論あるこのような問題を合議というよりも、むしろ教育長裁量で、これは正しい方向にもっていきたいという意向があって、こういうふうに取り組んだ次第でございます。

やはり、先程から課長のところにも反対派の数がございましたし、この議会開会中も賛成派と反対派から、それぞれ私たちに情報が入ってきております。そしてこういう問題は、全国的に論議されているのではなくて、先行している地域、例えば、沖縄県では久米島、南北大東は将来そういう話になるのかどうかわかりませんが、久米島で論議されております。全国的には2%にも満たない学校でのフッ素洗口という状況がありますので、やはりそれは教育委員会として子どもたちの保健衛生についていろいろな立場から考えていく必要性、これは私に任された裁量権の範囲だと考えております。

○ 5番 仲村昌慧さん

フッ素洗口については、まだまだ質問はたくさんしたいんですけども、質問の回数規定上、これで質問はできないというかもしれません。でも、今の答弁で、正しい方向に導いていくということの発言がありました。これまでの取り組みで教育委員会が取り組んできたことは間違いであったというような受け止められる発言でありました。それを受け止めてまた今後とも住民の方々と協議して、久米島の歯科について考えていきたいと思っております。

次に、中学校の英語教育についてであります。先程の質問の中でも、臨時教師で対応しているという点で、中学校の先生方からもすごい不満の声があります。中学校3年間の英語の中で、英語の臨時教師というのは1年しかいません。3年を通した教育ができないんじゃないかという指摘がありました。しかも、この離島僻地というのをすごい差別しているような教育人事ではないかという声もあります。もうちょっと教育人事にも力を入れてほしいなと思います。

先程も上江洲盛元議員の方からもありましたが、久米島の教育向上を叫びながら、教育

環境にすごい差があるということの指摘がありました。この前の教育シンポジウムの中でも仲村輝男先生が、「本島からいらっしゃる先生方は3年から5年の赴任となると思いますが、中身の濃い教育をしてほしい」と。そして、「週末になると空港に目を向けるようなことはしてほしくない」という指摘がありました。

以前に、十数年前に、清水小学校で1校時の授業ができない状態がありました。これはほとんどの職員が那覇に帰られて、1便の到着が遅れたために、子どもたちは学校に来ているんだけど、学校が開かない状況で、1校時ができなかった。そういった問題もありました。それから、私も今、保護者として非常に感じるんですけども、週5日制、週末に土日にPTA行事が非常に日程が組みにくくなったこと。金曜日になると最終便で那覇に帰る先生方が多くなって、土曜、日曜日のPTA行事を組もうとしてもなかなか組めない。そういった状況が出ています。

いいところを申し上げますと、夫婦で、家族で赴任してきて久米島に根を下ろして一生懸命取り組んでいる先生方もいます。できるだけ週5日制、そういった中で、先生方も島に残って地域の中に入って行って、教育に真剣に取り組んでほしいなということで、人事面で、この臨時教師の件も含めて力を入れてほしいと思います。

それから、先程、一般質問の中ではないんですけども、今申し上げました、この週末に空港に目を向けるような、こういったやり方というの、教育長の方からも人事の時に指導していただきたいなと。特に久米島というのは離島です、へき地です。へき地手当をつけるその手当をいただいて、その覚悟で久米島に来るわけですから、そういった覚悟で久米島で2年間、もしくは5年、本当に中身の濃い教育をし、そして地域に溶け込んで教育をしてほしいということを教育長からも提言していただきたいなということでもあります。

それから、高等学校のALTが4校も担当しているということで、これも学校の先生方からの話を伺いますと、高校での担当の先生を中学校の方まで担当しているものだから、中学校の方からは中学の希望をあまり言えないということで、そういった指摘があつて、特にこの子どもたちとのふれ合い、そして先生方との話し合い、こういったものがなかなかない。中学校の専属の担当であれば、中学校としてもお願いしやすいんだけど、言いたいことを言いやすいんだけどなかなか言いにくいということで、そういった指摘もありました。本当に今、中学校は週1回、月2回の4校をみているということで大変な負担があると思いますので、ぜひとも中学校専属のALTの配置をしていただきたいということで、再度、早い時期にできるかどうかですね、来年度からできるような方向で、ぜひともこの配置をお願いしたいと思います。

今、小学校で指導しているゲーム、そして遊びの中で子どもたちが英語を学べる、着実に身に付いてきて、子どもたちが学校でも英語をしゃべっているのを見たら、私が英語をしゃべるのも負けてしまいます。幼児からの英語はたいへん大事だと思いますので、中学

校の英語にもそういった差がないように配慮していただきたいということでお願いしたいと思えます。

○ 教育長 喜久里幸雄さん

英語の臨時的任用教員配置につきましては、どうしても臨任対応という状況については課長から後ほど説明させます。やはり臨時的任用教員は、勤務年数が1年で、学校側としても非常に担任につけにくいとかいろいろな制約がありますので、そういうことがないよう強く働きかけてまいりたいと思えます。

那覇教育事務所管内、那覇、浦添、久米島、南北大東、その限られた地域内の異動対象者が上がってくると。他中部地区と交流する場合は、1対1のパータ制度であるということなどで、非常に難しい状況がありますが、努力してまいりたいと思えます。

それから、週末の帰省につきましてはご指摘のとおりでございますが、ただ、私たちの側から土日の個々の先生方の私生活面あたりをいろいろあげにくい状況がありますが、議員からご指摘のあった清水小学校でのああいう実態は決して許されてはいけない状況だと思えますので、週末帰省するにしても次の週の初日に遅れないような配慮とか、また、地域行事への積極的な参加とか、そういうことを強く求めていきたいと思えます。

○ 教育総務課長 太田喜功さん

A L Tが中学校において非常に厳しいということがあったんですが、A L Tの講師については、週5時間ということで、1日約3時間平均の勤務時間しかできません。こういった事情があって、4中学校にやった場合は1.3ぐらいの割合でしかない事情であります。また、今ありました臨任の英語担当がある学校でやっているんですが、そこに研究指定校があって、研究所には本部があって、来年、再来年と引き継がれなければいけませんので、臨時の場合は1カ年1カ年ですので、そういった事情で本務の方が研究主任でありまして、次年度がまた臨時の先生が退職した場合には本務の英語をつけるようにという格好の職員配置がありまして、今そういう状況ですので、このへんご理解いただいて、また先程、教育長が言ったように、那覇教育事務所でも再度、久米島に希望者を募ったそうですが、久米島に希望者がいないということで、そういう対応となっておりますので、このへんも県の人事のそういった事情もありますので、一生懸命、来年からぜひ本務ということで、私たちがそういうことで頑張っていきたいと思えます。

○ 5番 仲村昌慧さん

今の教育長の答弁の中で、先生方の家庭状況もあるかということで、特に教育面もあるかと思えますが、そう言われてみたら、もうこちらは何とも言えません。しかし、久米島にへき地に来るというその覚悟の下で、久米島に来てほしいなということで、人事の時にそういった提言をしていただけたらいいなと思えます。

それから、中学校の英語教育、中学校の先生方からも今、英語教育を重視している中で、今の中学校の取り組みの弱さは、この取り組みに逆行するのではないかという指摘もあり

ますので、久米島、へき地、そして離島という、そういったいろんな差別をされないように、特に人は人をつくるといいます。いい人材を求めて、ぜひ学力向上のためにそういった人材環境づくりをしていただきたいということを申し上げて質問を終わります。

○ 議長 高良ノブ

これで5番、仲村昌慧さんの一般質問を終わります。

次、22番、仲原健さん

○ 22番 仲原健さん

22番仲原です。観光振興について2、3お尋ねします。15万人の観光客を誘致するということで、目標設定からかれこれ20年前後になります。輸送の問題とかいろいろ遅々として進まない原因はあると思いますが、その中から次の点についてお尋ねします。

まず1つに、字具志川の東にあります「おぼけ坂」、これは工事してからずっと観光名所になって、訪れる人も非常に多くなっております。そういうことで、団体が利用する大型バスがたまたま行きます。そしてそのおぼけ坂の両サイドに、これは植林したものではありません松がずらっと生えている。最近ではいい景観の松並木にはなっておりますが、大型バスの窓に接触したり、乗っている観光客に非常に迷惑がかかるという指摘があります。その対策についてまずお伺いしたいと思います。

あと一つは、この道路の延長線に字仲村渠に抜ける道路があるんですが、その幅員が狭く、ちょっと登ったところに鋭角の三叉路があります。そこからターンしていくのも非常に困難で、今、ほとんどが途中でUターンして帰っている状態である。その三叉路のところでUターンするのが困難をきたしているということです。「途中で農業用の車両が道路サイドに止まっていると、真っ直ぐは行けない。」こういった指摘があるし、今ちょうどおぼけ坂を終わったところの少し上の方に堆肥を積んでいるちょっとした広場があるんですが、そこを何とか整備できないものか。そこを整備したらUターンが可能になり、少しの駐車場みたいな箇所もできると。そういうことであります。その可否についてお伺いします。

次に、町職員のモラルの向上についてお伺いします。これは、奥武島の「亀の館」にあります駐車場、そこに大型バス用の駐車場としてちゃんと表示されてあります。そこに「久米島町役場」と車にちゃんと明示された車をそこに駐車して、その近辺で業務をしている職員がおります。ごく一部の職員だと思いますが、由々しい問題である。町できれいに整備して作ったところに町の職員が町の車を止めて用事をするということは甚だしい問題であって、徹底した指導を願いたい。この3つについてお答え願いたいと思います。

○ 町長 高里久三さん

22番、仲原議員のご質問にお答えします。

おぼけ坂は、道路勾配が下り勾配でなく人間の目の錯覚で車が上り勾配へ上がって行くと考えているようです。それは周辺の環境の問題もあろうかと思い、自然をそのままの形

で残してありますが、質問のとおり観光客に迷惑をかけているのであれば、道路両サイドの松並木は伐採したいと考えています。

2番目の道路について。おばけ坂の進入路は幅員5mのアスファルト舗装道路で、入口県道、出口県道へと通り抜けができるように整備されています。松が本当に邪魔なのか、松を切っておばけ坂の価値がなくなると困りますので、伐採は慎重に、現場を調査してやりたいと思っています。

2点目、ご指摘のことにつきましては、全職員へ周知徹底を行い、不適切な場所への駐車をしないように努めてまいります。

○ 22番 仲原健さん

町長は、松並木は伐採するというんですが、僕は全部伐採しなさいとは言っていません。この松自体がおばけ坂を工事したときに、法面を流れてきた松かさがそこに落ちて自然に生えた松らしいんですね、あれは。いっぱい密生していて、その松が最近では伸びて、枝も張り、見た眺めはトンネルみたいになる可能性があるんですが、しかし、今、大型バスを利用する観光客が多い中、そこを通過して、バスの窓ガラスに触れて不安を与えている。今もずっと向こうは折り返ししているような状態ですが、もし、仲村渠に出た場合に、仲村渠の公民館の手前なんです、県道に出るつなぎ目が非常に勾配が急で、県道に降りていった場合に大型バスは長いですから、後ろのバンパー、ボディが路面に接触して、どうしても車に大きな損傷を与えるという指摘がある。そして途中で農地が幾つもありますので、そこにほとんどどなたかの軽トラか外の作業車が止まっている場合はスムーズに通れない。今の段階では、おばけ坂からちょっと登って行ったところの鋭角の三叉路へ行って、Uターンをして戻っているというような状況である。そしてもう一つ、そこまでいなくてもできそうなところ、おばけ坂のすぐ終わったところの右手の方にちょっとした広場があり、そこは私有地なのかどうかというのは知りませんが、町で何とか調査して、善処策はできないものか。

それと、次の駐車場での町職員の車の駐車、大型バス専用の駐車場です。これは、確かに向こうには浦島亭とかいろいろ食事するところもあるし、町の車だけではないですね。一般の乗用車も頻繁に見えます。タクシーも向こうに停まって用事をしているのがいるんですけども、その中で町の車、町の職員が向こうに停めて用事をするということは、これは絶対に許されるべきことではないと思いますので。

この全体について。まず、伐採は調査してやる。何本かを伐採するのか。きれいに整備し、景観がいいようにするのか。そこも含めて、そしてUターン場所、駐車場をどのように考えているのか。町の職員の指導も、先ほど町長から徹底して指導するというようなことですので、そこらへんについての答弁はいいとして、おばけ坂の二つの問題について、担当課長の方でひとつよろしくお願いします。

○ 建設課長 仲村昌保さん

おばけ坂についての質問にお答え致します。ご指摘のとおり、大型バスに支障のある松は伐採したいと思います。

それから、その通り抜けでございますが、平成16年度の農村地域整備事業の一環として、そのおばけ坂から出た鋭角という道路の左に曲がらないで真っ直ぐ抜ける、現在、幅員3mくらいの農道がありますが、その農道を改修しまして幅員5mのアスファルト舗装を整備して、そこから真っ直ぐ県道へ抜けるような方法で対策していきたいと思っています。

○ 22番 仲原健さん

平成16年度事業ということですか。5m道路についてというのは、もう一度聞きます。

○ 建設課長 仲村昌保さん

平成16年度の予定で、今、県の方へ補助金請求のヒアリングとかを進めているところでございます。

○ 議長 高良ノブ

議長の許可を得て質問してください。

○ 22番 仲原健さん

さっきの質問にまだ答えてないから。駐車場について。僕の質問に答えてください。

○ 建設課長 仲村昌保さん

駐車場につきましては、今、説明したとおり、次年度の事業計画がありますので、駐車場の予算もまだ確保されてないし、これから予算確保して次年度の事業とかち合うような状況でございますので、通り抜けできるような方法で今考えているところでございます。

○ 議長 高良ノブ

仲原健さんの本件に関する質問は既に3回となりました。会議規則第55条の但し書きによって後1回だけ発言を許します。

○ 22番 仲原健さん

今、建設課長のご答弁では、16年度に今から調整するというようなことで、この坂道について、とにかく最近の観光の状況によりますと、大型化しておりまして、その間の、先ほどの駐車場については、何も考えてないというようなことですがけれども、そのおばけ坂のすぐそこに空き地がありますよね。ケーキとか堆肥をそこに置いているちょっと広いところがあるんですよ。そこはそんなに難しいことではないと思うんですけど、そこでUターンできるような、この16年度に採択に向けてする以前に、当分の間そこはできないものか。ここはちょっと整備すれば、お金も掛けないで、人夫でさっとすればちょっとした車の迂回が簡単にできるようなスペースがあるんです。そのへんの整備ができないものか。

それについて、今回の一般質問でも観光についてはいろいろあるんですが、そこらへんのちょっとした心配りが、町長は観光協会の理事長も兼任なされているし、この15万人問題についても、ずっと足踏み状態でありますので、そういったところ、ソフト面も含めて、さっき僕が聞いた、私有地なのか町有地なのかわかりませんが、その可否について、駐

車場を当分の間できないものか。商工観光課長も観光振興について何かありましたらお伺いします。両課長のコメントを聞いて僕の質問を終わりたいと思います。

○ **建設課長 仲村昌保さん**

先ほど説明しました農道の整備につきましては、採択でなくても実施でございますので、そう長い時間はかからないと思いますが、今のUターン場につきましては、個人が利用しているケーキとか堆肥場に利用しているような箇所でございます。これから、町有地か、それとも個人有地か、ましてやその堆肥を片付けて一時使用できるのか、それは持ち帰って調査してから、可能な限り間に合わせ的にでもいいから駐車場、Uターン場を確保したいと、そう思っています。

○ **商工観光課長 盛本實さん**

確かに、観光施設に関しては、まだまだのところがございます。確かに、先ほど質問のありました箇所を含めて、やはり足元からそういう整備を、商工観光課としてはやっていければというふうに考えています。

○ **議長 高良ノブ**

これで22番、仲原健さんの一般質問を終わります。

次、24番、山城宗太郎さん。

○ **24番 山城宗太郎さん**

24番山城です。2点ほどお聞きします。

1点目に、さとうきびの振興について。近年、さとうきびは台風被害により非常に厳しい生産実績が続いています。早期製糖、早めの肥培管理することで台風時までには倒伏するほどにきびが伸びていると思います。倒れることで折損被害も少なくなると思っております。農家に早めに肥培管理させるために行政として工場側と早期操業開始に向けて話し合いができないものかお伺いします。

道路整備について。比嘉21号線は、車の交通が多いため、道路面が非常にデコボコになっております。整備して舗装する計画はあるか伺います。

○ **町長 高里久三さん**

24番、山城議員のご質問にお答えします。

1点目、製糖期の早期操業、早期終了については、以前から農家からの指摘や要望があり、操業期間については久米島さとうきび生産振興対策協議会や久米島製糖で協議がなされ決定されておりますが、来期から行政として早期操業の要請を行い、農家としても早めの肥培管理ができるように考えております。

2点目、比嘉21号線は、集落と圃場と連結する道路で交通量も多く、地域の利用度も高い道路として認識しており、今後、国、県へ要請して整備をしていく考えであります。

○ **24番 山城宗太郎さん**

この早期製糖操業というのは、やっぱり久米島製糖においては、営利事業でありますの

で、そのために糖度の問題、そういったことがあって、いつも遅れていると思っております。一度くらいはそういうのを自分たちの製糖工場側もマイナスを覚悟して、早めに製糖開始をし、そして早めに肥培管理させれば、きびの成長も速くなってくると思います。そういうことで、先だつてのさとうきび振興推進協議会の会議場でも出ましたけど、品種の問題とかいろいろ話しておりましたけれども、早めに倒すものについては、どういう作目を植えるとか、そういうことで、行政の方からも指導しながらできないものか、再度お聞きしたいと思います。

○ 農林水産課長 平良進さん

製糖期の早期操業、早期終了につきましては、これは今に始まったことではなくて、さとうきび推進協議会の中でも行政側の立場としては、早期に操業を始めまして、遅くとも3月一杯までには終了してもらいたいと、これは何回も要請は協議会の中で行っております。先月も久米島製糖工場の社長に、「行政の一担当課として強く要望します」ということで、上江洲社長にも来期から変えてもらいたいと。「もしこれがダメならまた元に戻していい。こういった状況を変えていかないと私は担当課長として責任持てません。この場合にも議員の皆さん、そして農家の代表者と一緒に製糖工場に直接陳情に行きます」と、この話も先月は社長に直接私の方から申し上げました。

この操業開始の件につきましては、さとうきびだけではなくて、特に北原、大原におきましては、たばこの植え付けの時期の問題もありまして、早めにさとうきびの収穫ができればこういった、たばこの輪作体系の確立にも大きなメリットが出てくるのではないかなと考えています。さとうきび生産振興協議会の会長はうちの町長でありますので、次回、この協議会の中に町長も直接この会合に参加しまして、この問題をまた取り上げていきたいと考えております。

○ 24番 山城宗太郎さん

さとうきび農家の生産意欲を失わせないように、ぜひ行政として頑張ってもらいたいと思っております。

道路整備については、非常にいい答弁をもらいましたので、これで終わります。

○ 議長 高良ノブ

これで24番、山城宗太郎さんの一般質問を終わります。

以上で一般質問は全部終了しました。

○ 議長 高良ノブ

休憩します。

(午後 2時50分 休憩)

再開します。

(午後 3時05分 再開)

<日程第3>

○ 議長 高良ノブ

日程第3、議案第38号、久米島町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案の提案理由の説明を求めます。

○ 助役 長井聰さん

議案第38号、久米島町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例は、地方分権時代に適応して、効率的かつ効果的な行政運営を推進する行政改革大綱の策定のため、久米島町行政改革推進委員会を設置しようとするものであります。

添付してあります条例の新旧対照表をご覧ください。

久米島町附属機関の設置に関する条例第2条の別表、第2条関係の方でございます。別表の附属機関の名称中、「久米島町財産調査審議会」の次に「久米島町行政改革推進委員会」を加え、担当事務中の「財産の管理に関すること。」の次に「行政改革の推進に関すること。」を加えるものであります。施行期日は交付の日としてございます。

以上が、議案第38号、久米島町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の説明でございます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

○ 議長 高良ノブ

これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

○ 21番 上里総功さん

議案38号で、行政改革をやるという議案が出ているんですが、今、国の方でも行政改革といいながら、全然前に進まない状態にあるわけなんですね。それでもって、国はそれ以上の改革をやるということで、マニフェストという、最近新しい言葉なんですが、これの設置委員会を設置するというので始まっているんですが、久米島町もマニフェストまでを作成できるのかどうか、そこまでお聞きしたいと思います。

○ 総務課長 平田光一さん

ちょっと勉強不足で、マニフェストという役割がどういうものかちょっと勉強しておりませんので、これは勉強して、必要でありましたらまた執行部と調整して進めていきたいと思っております。

○ 21番 上里総功さん

最近新聞なんかでも、だいぶこの言葉が出ております。それで、今回6月号で「議会議人」という中にもマニフェストという言葉が出ておりました。これを参考にして、ぜひ勉強してもらいたいと思っております。この言葉というのは、イギリスでブレア首相が公約に掲げてやったという改革らしいですので、私も詳しい内容はわからないんですが、とにかくそういう方向で、今、国の方も今までの通り一遍の改革じゃどうしようもないと。いろんな政策目標を掲げて、これを数値目標までもっていくという、そういう制度らしいですので、

ぜひこれは、これだけ行政改革をやるということがあるならば、徹底した制度までもって
いってほしいと思います。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ありませんか。

進行してよろしいでしょうか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第38号、久米島町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を
採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。従って、議案第38号、久米島町附属機関の設置に関する条例の一部に関
する条例は原案のとおり可決されました。

<日程第4>

○ 議長 高良ノブ

日程第4、議案第35号、平成15年度久米島町一般会計補正予算(第1号)についてを議
題とします。

本案の提案理由の説明を求めます。

○ 助役 長井聡さん

ただいま議題となりました議案第35号、平成15年度久米島町一般会計補正予算(第1号)
についてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算は既決予算から1千410万6千円を減額し、歳入歳出それぞれ91億4千62万円
としてございます。

2ページをお開き下さい。

1 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算
の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

次に、7ページをお開き下さい。

第2表地方債補正でございますが、補正後の限度額が2千30万円の減額となっております。

その内容と理由でございますが、過疎対策債が30万円の減額、これは体験滞在キャンプ

場建設の事業費減額に対応するものでございます。

次に、4番目、辺地対策事業債で2千万円の減額であります。これは現在施工中の奥武島1号線整備事業で、残地を利用してロードパーク整備を計画しておりましたが、隣接する県有地においても公園整備が計画されておりまして、その状況を勘案する必要があり、事業実施を次年度以降に変更したためであります。なお、起債の方法、利率、償還の方法は掲げてあるとおりでございます。

歳入では、介護予防拠点事業としての鳥島公民館の改修費に1千591万7千円の県補助金の増、畜産基盤再編整備総合整備事業に16年度事業の採択の調査委託費として、県委託金で400万円が増となっております。その他、農業振興費、県補助金で各事業費の確定に伴う減額もあります。

歳出では、4月の人事異動に伴う人件費の組み替えを多くの費目で行っております。

次に、体験滞在交流促進事業の1億5千579万1千円、これは奥武島のキャンプ場整備であります。事業担当課の変更に伴い、2款総務費から8款土木費への組み替えを行いました。また、バーデハウス開業前販売促進委託料として500万円を計上してあります。これはパンフレット作成、ポスター、データ構築等に充当する計画であります。

久米島町ユイマール館敷地内に伝統工芸体験施設が整備されましたが、駐車スペースが不足しておりましたので、用地確保のために92万3千円を計上しております。

道路改良の深層水線整備事業において、公有財産購入費と補償費として1千929万円を計上してあります。

以上が議案第35号、平成15年度久米島町一般会計補正予算（第1号）の概要でございます。ご審議よろしくお願い致します。

○ 議長 高良ノブ

これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

○ 3番 田里市郎さん

1点お伺いします。歳出の21ページお願いします。6款の農林水産業費の中で、節にいきまして15節工事請負費1千45万円減額となっておりますが、こういった内容の減額かお伺いします。

○ 建設課長 仲村昌保さん

21ページ、15節工事請負費について説明致します。1千45万円の減につきましては、集落地域整備事業と説明がありますが、これは国、県からの内示額の差額分。この分については前年度において補正予算でとって、現に前倒しで工事は進んできた部分について、その分減額になっているような状況でございます。

○ 5番 仲村昌慧さん

12ページの総務管理費の16、19節について質問します。16節の緑化推進コミュニティ事

業の原材料費が131万1千円が減額されて、それに約80万円を上乗せしたかたちで19節の負担金補助金として計上されているかたちとなっています。この131万1千円の原材料費は当初どのような原材料を予定していたのか。そして今回、19節に緑化推進コミュニティ事業として、どの団体にどのような事業内容であったかについてお伺いします。

次に、23ページの商工費の中の3目の19節の負担金補助金及び交付金について、久米島スポーツキャンプ誘致委員会の負担金として55万円が計上されております。この委員会はどのような構成なのか、そして、どのような取り組みをこれからなさっていくのかについてお伺いします。

○ 企画財政課長 山城保雄さん

12ページの原材料費、それから負担金についてご説明申し上げます。当初は緑化推進コミュニティ事業ということで、場所は字イーフ地区の保安林帯、イーフの中通りの方に植栽をして、この地域の緑化と、そして草花を植えるということで計画しておりましたけれども、この事業の性格からして、このコミュニティ団体に、この地域団体が直接事業するべくものだという事で負担金補助金に組み替えております。そして、この金額の差額につきましては、需用費で苗木とかを買い取るということで、需用費のところでも減額になっておりますので、その原材料費と需用費を減額しまして、負担金補助金で字イーフに交付するという事での予算であります。

○ 商工観光課長 盛本實さん

スポーツキャンプ誘致委員会負担金の件なんですけれども、現在、同委員会というのはまだ設置されておられません。その前段階として準備委員会を立ち上げてスポーツキャンプ誘致委員会を立ち上げようということで、今準備段階の途中でございます。現在、会則等を整備しておりますが、来月あたり立ち上げをしていこうかなというふうに考えております。

これは案なんですけれども、委員会の構成メンバーとして、まず久米島町、町議会、町教育委員会、町商工会、観光協会、漁協、JA、青年団協議会、区長会、婦人会、老人クラブ連合会、建設業連絡協議会、ロータリークラブ。とりあえず今の段階でその案で進めていこうというふうに思っております。既に仲里運動公園において、現在でもキャンプ、社会人が3チーム、大学が1チームやっております。今後、旧具志川の方にドームができ、野球場ができるということで、今後本格的にスポーツキャンプ、プロを問わず、アマ、大学、高校まで含めて誘致していこうかなというふうに考えております。

○ 26番 知念弘さん

12ページお願いします。12ページの節の区分で15節工事請負費、65万6千円減。説明で、具志川庁舎・改善センター駐車場整備工事となっております。その下の公有財産購入費で66万6千円、これは財産購入費ですね、駐車場の。これの説明ですね、金額的に小さいと思ってるんですけれども、前に総務課長は3筆ぐらいあるような説明でしたけれど、自

分が今考えているところと違うのか、その説明をお願いします。

○ 総務課長 平田光一さん

この工事につきましては、改善センターの下の方の上江洲ブロックに隣接する土地で、当初予算において用地購入費として4千160万円を計上してあります。その面積確定とか、それによつての増ということで、工法等について今設計をしている段階です。面積確定によつて用地費が増えたということで、さしあたって今のところ、工事請負費から、そこに補正をしたということにしてあります。工事請負費についても、設計をして、またその増減が出てくるとお思いますので、その実施段階において、また補正等でやっていきたいとお思います。

○ 26番 知念弘さん

今の課長の話では、上江洲ブロックの隣接地の1筆ですか。

○ 総務課長 平田光一さん

今ですね、2名の地主のものがありまして、全部併せて7筆の土地になっております。今設計の段階で、測量を入れましたら、これまで具志川改善センターの用地の境界として認識していたところが、改善センターの敷地内には入っていないということで、あと何筆か、細い土地ですけれど、これについてまた、設計測量において確定した部分がありますので、その面については用地確定し次第、また次の9月定例会において、その用地代については補正をお願いしていきたいと思っております。

○ 29番 國吉弘志さん

歳出26ページ、飛行場管理費の中の7節賃金、179万6千円、これは当初予算でも草刈り人夫賃金で172万8千円計上されておりましたが、今回のこの賃金はどういう内容の賃金であるのかお伺いします。

○ 空港課長 仲地泰さん

お答え致します。まず臨時職員ですが、その職員の賃金ということで計上しております。本来ですと当初で計上するところなんですけど、当初の段階で漏れまして、これまでは流用で臨時職員をつかっていたわけですが、2人分の臨時職員の賃金ということです。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ありませんか。

○ 30番 喜久里猛さん

9ページの収入の農林水産業費県補助金なんですけど、これ軒並み減になっていますね。約900万円、300万円、900万円、170万円ということで、その理由です。それと、下の方にいきまして、教育費の県補助金で宇江城城跡の修理事業で500万円の減になっておりますその理由。その修理の減を踏まえまして、支出の方は当然減るわけですが、支出の方で21ページでは、当然、収入が減りましたので支出も減るということなんですけど、収入を5つの事業が減ったうち、支出では3つの事業で1千185万円減りますというかたちになって

いるんです。ということは、他の2つの事業は、そのまま予算通り執行できますが、この3つはできませんというかたちになるんですが、どうしてこういうことになったのかですね。当初の皆さんの予算では4千400万円計上して、5つともやりますということになっているんです。そのうちの1千100万円は、今回できませんよというかたちになるんですが、その理由ですね。

さらに、その中におきまして、説明7の集落地域整備事業、兼城地区です。これの測量設計につきましては、全額減なのか、あるいは集落地域整備事業のうちの公民館を除いた工事が減なのか、そのへんの説明をお願いしたいと思います。

それと25ページ、これも同じようなことなんですが、工事請負費で4千159万円が減になります。その4千100万円の内訳は仲泊8号線と深層水の整備事業、あるいは奥武島1号線ということになっております。そのうちの仲泊8号線の減はいくらなのか。その理由はどのようなことなのかをお願いします。これも当初は3億4千400万円あるんですよね。そのうちの4千万円も減ということになりますね。

次、33ページ、具志川城跡保存事業ということで、プラス宇江城城跡保存修理工事ということで、ここでは550万円の減になっております。先程、収入の方での減では、宇江城城跡だけが500万円の減ということになっているんですよ。ここでは、さらにプラス50万円されて具志川城跡も含めて減になっています。その理由ですね、説明願いたいと思います。

○ 建設課長 仲村昌保さん

ただいまの質疑にお答え致します。9ページの歳入の方から説明致します。先程、3番議員から質問がありましたことに関して答弁致しましたが、去年14年度の繰越で15年度にまたがって、前倒して仲地地区の集落整備事業を実施しました。申請時点で予算を計上してありましたので、その内示の差額、農業農村整備事業の計画策定事業、それも委託事業であります。これも当初の申請時との差額が生じております。

それと、集落整備事業の兼城地区、これは歳出の項目で説明したいと思います。建設課関係はこの3件ですね。

歳出21ページの1千100万円の減について説明致します。集落地域整備事業の兼城地区の測量設計なんですが、県への予算要求後に県の方から内示がありまして、主な減の理由といたしましては、事業計画している種目全部について、当初は一括で設計しようということで最初に調整をし、県の指導で「いいんじゃないか」ということでありましたが、予算書作成後に、「次年度の事業執行の分について委託料を計上してくれ」と内示が出まして、今回省かれたのは、農道2本のうちの1本と、防火水槽5基のうちの4基です。公民館と農道1本と防火水槽1基分は認められてこの予算に入っています。

それから、事業量と当初の見積もりとの差額です。それと、カンジン地区については新規の芽出しの基本設計の分についてでございますが、これも当初の要求との違いで、主に

予算の大きなのは兼城地区の委託でございます。

それから、集落地域整備事業、これは歳入の項目で説明しましたとおり、前倒しによる前年度の内示を受けて、今現在工事中でございます。

海洋深層水の工事減につきましては、現在、用地買収の方が遅れまして、15年度においてまとまった工事ができないような状態で、「虫食いの状態で工事が順調に進まないんじゃないか」ということで、今回は用地費と補償費に組み替えしまして、用地買収、物件補償を今回いたしまして、16年度も一括で工事を施行しようということで、組み替えてあります。

仲泊8号線については、終点側の琉銀の横の花屋の建物の物件補償の算定の委託料に組み替えをして、工事は面整備の部分までやって、それから琉銀の後ろの現在ある既設道路の間に約30mから50mの工事は残るんですが、その分から物件補償の委託に回して、次年度においてまたそこを一気に工事しようということで、物件補償の調査費に組み替えしてあります。

○ 文化課長 山里昌輝さん

お答え致します。宇江城城跡の修復ですが、県指定を受けております。基本的にはこういった補正減となっております。年度当初で2千万円の予算計上をしたんですが、県では厳しいということで、1千万円の減額ということで、今回の補正ということになっております。

歳出の方ですが、これは委託料と工事請負費の組み替え等もございまして、これは具志川城跡の後ろのみに限定されていまして、宇江城城跡の方が工事請負費が減額で645万円、具志川城跡の方が増額で請負費が95万円ということで、その差が5千500万円ということで、減額になっております。

○ 7番 國吉修さん

13ページ、プロジェクト推進委員の13節委託料、次の14ページ、奥武島公共駐車場実施設計業務委託料とありますが、公共駐車場というのは大昴建設がやっている駐車場なのか。その件であれば、当初予算で計上されていると思うんですが、町長、この補正に計上した理由の説明をお願いします。

○ 町づくり推進課長

ただいまの駐車場の件ですが、大昴建設が受注している場所であります。この地区につきましては、当初設計で全面を駐車場として整備する予定でありました。ところが、現地を調査しましたら、アダンの群生が相当あるということで、「自然にあるアダンを残した方がいいんじゃないか」という、大半の方の意見がございまして、そして、その設計変更に伴う増額分の、奥武島公共駐車場の設計の委託料を今回変更で計上してあります。

○ 7番 國吉修さん

課長、ちょっとおかしいんじゃないでしょうか。これは島内の測量関係の専門業者に聞きましたら、アダンの群生している地域というのは、当初から誰が見てもこれは設計変更

を余儀なくされるだろうということだったんですよね。今回、設計変更になった理由というのは、ある方からの提言で変更になったということで、当初で設計変更できなかったのか。そのために、工事が遅れて、相当に町に対しても不利益を被ったと思うんですが、今後こういうことが何度も出ては困ると思うんですが、どういう経緯なのか。あの群落というのは最初から知っていたはずなんですよ。どういう経緯でこうなったかというのを再度お聞かせ下さい。

○ 町長 高里久三さん

当初は出来るだけ、このアダンを残してということで設計をさせてあります。現場へ行って実際に見たらですね、伐採してみたら、これはもう大変な資源だということで私が止めました。そして、そうとう議論もしましたけれども、これによって大昴組の工事の工期の問題、それから金額の問題等もありますけれども、「これは何年かかろうが、1カ年遅れてもいいから、やり直しなさい」ということで、私の指示でやりました。最初150台の駐車場を75台分潰して75台分の駐車場を残して今の変更になりました。現場へ行って皆さんもご存じだと思うんですが、行ってみたら、これは潰すよりは、皆さんに怒られてもいいから、私が頭を下げてでもいいからと、担当課には指示しました。今から設計変更することもありますけれども、これは覚悟の上で、そのへんについては私は皆さんに十分監督不十分だったということでお詫びして設計の変更をして、その自然をアダンを守りながら進めていきたいと思っています。

○ 24番 山城宗太郎さん

9ページの教育費県委託金の説明の方で、青少年の体験活動推進事業とありますけれど、どういった事業か事業内容をお願い致します。

○ 生涯学習課長 吉元幸信さん

この事業につきましては、平成15年度から新しくできました事業で、これも本来ですと、15年度予算の当初予算で計上すべきですけれども、その時点までに国、県の方の、補助金の事業の細かい要綱等が間に合わなくて、それで今年の6月の補正に計上しました。これは平成14年度から学校の週5日制の実施に伴い、いろんなかたちで子どもたちを地域の中で育てていこうと、そして地域と連携したいろんなかたちでの体験活動をさせていこうというひとつの国の施策の中での体験事業でありまして、それを久米島の方も希望しましたら、県の方で認めてもらいまして、それで事業を実施していくということでのモデル的な事業でございます。

○ 9番 上江洲盛元さん

2点ほどお願いします。1点は、12ページですが、区分14節使用料及び賃借料、硫黄島島定期調査船舶賃借料。それから、教育費の33ページの文化センター費、14節、使用料及び賃借料、船舶賃借料28万円、これはマイナス20万円ですよね。お聞きしたいんですが、来年は鳥島移住百年になるようですね。そういうことで、ちょっと耳にしているんですが、

文化センターを中心にして、硫黄鳥島を調査に行くという話の内容をお聞かせ下さい。

○ 総務課長 平田光一さん

例年、町有地の調査ということで何名か渡航しているんですけど、内外からその町有地である鳥島の状況、文化財とか動植物等を調査していこうということの話がありまして、今回、予算の組み替えということで、総務費からは減ということになっております。

○ 9番 上江洲盛元さん

今回、何名予定していますか、あるいはいつですか。それで、昨年、調査員8名だったかな、徳之島8名、議員が2人で、私はピンチヒッターになって教育委員会の課長が行けなくて私が行きました。行った時に、まずこちらから那覇、那覇から奄美大島、飛行機です全部。奄美大島から徳之島、徳之島へ行って、それから硫黄鳥島へ行くんです。それで、徳之島に着いて、いざ渡ろうとしたら波が3m、結局渡らずに戻ってきました。だから相当の費用が無駄になったわけです。

僕が言いたいのは、調査する日にち、季節といいますか、これとの問題、それから調査目的がどうもはっきりしなかった。そして、あれだけの人数が行く必要があるのかなということも私は考えました。

それで、今回は既に行ってきたのか、あるいはこれから行くのか。そして、船の賃借料が減になっています。そこの兼ね合いをもう少しはっきりさせていただきたいんですが。

○ 文化課長 山里昌輝さん

ただいまの件につきましてお答え致します。日程につきましては定かではございません。後で確認しなければわからないんですが、先月から今月にかけて2回計画しまして、2回とも低気圧、台風発生で取りやめになっております。再度また7月に日程を新たに調整して行きたいということで今計画しているみたいですが、7月の何日になるかはまだ決めていないようです。

人数なんですけれども、専門的な立場の方々が5名ですかね、教育委員会1名、文化センター1名、島外から3名、それに消防の方から職員が緊急時に備えてということで1名で計6名になる予定でございます。

○ 9番 上江洲盛元さん

だいたい内容は掴みましたが、それで、昨年は、行って、島に登って、その日に帰る。たいへん疑問でした。一泊二泊する予定なのかどうなのか、専門の方々が乗り込むようで、それにしては行ってすぐ帰るわけにはいかないですね。それから、目的が、来年の鳥島移住百年との関係もあるのか、ないのか、そのへんも含めて最後に。

○ 文化課長 山里昌輝さん

お答え致します。今回の目的は、あくまでも学術的な調査がメインになるであろうと。それと、予定としまして二泊の予定をしております。

○ 9番 上江洲盛元さん

わかりました。

休憩をお願いします。

○ 議長 高良ノブ

休憩します。

(午後 3時55分 休憩)

再開します。

(午後 3時56分 再開)

○ 13番 山城和満さん

24ページになっていますけれど、14ページの総務の方から土木の方に変わっている体験滞在交流促進事業、これについてお伺いしたいんですが、体験滞在交流促進事業、今回、工事請負費1億4千990万3千円が予算計上されておりますが、実はこの中身がどういうものができるかというのは、皆さんは青写真といいますか、こういうものをつくりますというのを、提案している皆さんはわかっていると思うんですよ。こういうものをつくろうと思ってこれだけの予算を提案していますということ。実は、この予算を承認しなければいけない我々の方で、この工事でこれだけの金をつかうけれど、どういうものができるかということがほとんどわからないと思うんです。このことについて町長の考え方として、これはしようがないことだと思いいなか、どうか、町長の考え方をお聞かせ下さい。

○ 議長 高良ノブ

休憩します。

(午後 3時58分 休憩)

再開します。

(午後 4時00分 再開)

○ 13番 山城和満さん

24ページの体験滞在交流促進事業のキャンプ場の建設ですけれども、実は今、奥武島のバーデハウスの建設でも、大きな防風林がほとんど伐採されて、バイパスの建設のために防風林が潰されています。今回、キャンプ場の建設にあたって、まさかですけれど、そういうことはないでしょうかというのを確認したいのとですね。

このキャンプ場、今回、バーデハウスについてもそうですが、この販売促進のための費用じゃなくて、委託費ですね、調査委託費ですか、500万円は。こういうキャンプ場についてもこれを利用してもらうために、またそれ以上の維持費、管理費、そして誘客のために金がかかるのかどうか。このキャンプ場を建設するにあたって、どういうメリットがあるのか。また、今言う自然環境に対してどういう配慮がされているのか、お伺いします。

○ 町づくり推進課長 神里稔さん

お答え致します。計画につきましては、町づくりのほうでやっておりますので。このキャンプ場については、保安林解除はやっておりません。従いまして、下の雑木とか、ちょっと枯れたモクマオとか、そういうのを切って、そして共同炊事場等をつくって、子どもの施設をしています。そういう計画で、出来るだけ、今ある防風林ですね、それを切らない方法で進めていきたいと考えています。

それからあと1点、委託費としても、今のバーデハウスにかかる販売促進費というもの

ですけど、これにつきましては、先程、助役からも説明がございましたけど、来年3月にバーデハウス久米島がオープンします。それで実質的には4月開業となりますので、ピーアールするためのピーアール用のパンフレット、それから、ポスターの作成、それから新聞広告、それからテレビ等への広告、それから旅行代理店へのアプローチということでの委託ということで計上してございます。

○ 議長 高良ノブ

休憩します。 (午後 4時04分 休憩)

再開します。 (午後 4時05分 再開)

○ 町づくり推進課長 神里稔さん

先程の保安林についてですが、ちょっと訂正したいと思います。全体的に全くないということではなくて、センター施設につきましては約2,300㎡の保安林解除は行っています。その場合につきましては、出来る限り現在ある木とかを残して雑木等を整備して、その下に小さなバンガローとか、テントを張るようなスペースをつくるということであります。

○ 13番 山城和満さん

休憩願います。

○ 議長 高良ノブ

休憩します。 (午後 4時06分 休憩)

再開します。 (午後 4時09分 再開)

○ 町長 高里久三さん

出来るだけ経費のかからないように、バーデの経営管理と一緒にまとめた方が管理の面もいいんじゃないかということで、その使用料、それからいろんな規則等についても、これから準備していきますので、それができた時点で皆さんに提案して、皆さんの承認を得て実施していきたいと思っています。

○ 25番 山里昌伸さん

ただいまの質問に関連してお聞きしたいんですけど、この奥武島の駐車場並びにバーデハウス、キャンプ場に関して当初の計画通りされていますか。

○ 町長 高里久三さん

当初の計画通りにはやっていません。今の設計変更になった分についての追加ということになります。それ以外は全部、当初予定通りやられています。

○ 10番 山川正員さん

23ページの立神の件です。これは県営でやると聞いていますが、その進捗状況をですね、どのへんまできているのか。立神の測量委託料が出ていますよね。23ページの区分の13、この内容の説明をお願いします。

○ 商工観光課長 盛本實さん

お答えします。立神の測量委託の件ですけれども、現在、駐車場用地の分に関して、一

部分筆が発生しています。1筆は分筆していなくて、それに駐車場を設置しようということで進めているんですけども、その分筆の費用が、当初計上されてなくて、今回計上したということでございます。分筆が発生しているわけですね、駐車場用地として。

○ 議長 高良ノブ

どこまで進んでいるのか進捗状況は。

○ 商工観光課長 盛本實さん

今、業者から見積もりを取って、決定はしていますが、この予算が承認し次第すぐ作業を進めたいと。1週間程度ではできると思うんですけども。という状況でございます。

○ 10番 山川正員さん

総合的な内容も聞きたかったんだけど、その中で町はどのように関わっていくのか。例えば、これは町の予算が出ますよね、設計とか、その他にも土地の売買とかあると思います。そのようなところはどのように町が関わっていくのか。

○ 議長 高良ノブ

山川議員、これに出たものだけに止めてもらいたいんですがね。これどんどん広げていったら収集つかなくなりますので。

○ 商工観光課長 盛本實さん

お答えします。事業そのものは県事業ということになりますけれども、県としては上物だけをやると。その前段階、例えば用地買収にしても、こういった分筆の問題、調査の問題に関しても全て町がやるという中で、今回その文筆に関しても町がやらなければいけないという状況でこういうかたちになっています。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ありますか。

(「進行」の声あり)

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第35号、平成15年度久米島町一般会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。従って、議案第35号、平成15年度久米島町一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

<日程第5>

○ 議長 高良ノブ

日程第5、議案第36号、平成15年度久米島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案の提案理由の説明を求めます。

○ 助役 長井聰さん

議案第36号、平成15年度久米島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算は、既決予算額から308万7千円を減額し、歳入歳出それぞれ8億8千364万3千円としてございます。

2ページをお開き下さい。歳入歳出の予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

次に6ページをお開き下さい。歳入でございますが、高額医療費共同事業の財源を8款1項1目の高額医療費共同事業交付金として計上してありましたが、制度改正等によりまして、国、県の負担区分ごとに科目設置する必要があり、交付金からそれぞれ費目に金額を移動してあります。

次に、財政調整交付金として300万円の国庫補助金を計上してございます。

7ページ、歳出では、4月の人事異動に伴う人件費の減額補正をいたしております。

また、医療費の抑制を図るための国保保健指導事業費300万円を計上してございます。

以上が議案第36号、平成15年度久米島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。ご審議よろしく申し上げます。

○ 議長 高良ノブ

これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

○ 30番 喜久里猛さん

健康保険特別会計なんですが、8ページの旅費、72万3千円が計上されておりますが、それと前後しまして報償費に関しまして、需用費、役務費、それから備品購入費につきましても、15年度当初予算に計上されておられません。7月から始まる、4、5、6、皆さんこれ大変だったんじゃないですか。仕事できたのかなという心配があります実は。その意味におきまして、どういう理由で当初予算で組めなかったのか、財政不足だったのか、そのへんの説明をお願いします。

○ 住民課長 神里勇さん

お答え致します。この事業は国保保健指導事業ということになっております。この事業は年間限度額が300万円、100%補助で3年間続きます。そういうことで、当初、15年度予

算で見当しておりましたが、まだヒヤリングもはっきりしなくて、途中でヒヤリングを行いまして、それで認められたかたちで、旅費等もこれからです。この旅費については、この事業は旅費の適正化事業、それから保健衛生課で行っている健康づくり事業をですね、その経費等も入れて監査されます。旅費については、これは使った分ではないです。これからいろいろ健康づくりのために運動士とか、それから栄養士関係、那覇から手が足りない場合は呼ぶときに、この事業を補助でもってお願いしようと、こういうことで、この旅費についてはこれからの、こういう先生方を呼ぶための旅費に充ててあります。

○ 30番 喜久里猛さん

これは非常に大事な事業だと思うんですよ。当初予算に計上する段階ではヒヤリングが行われてなくて、現在補正に間に合うようにできましたと。その間、4月からは皆さん活動しているわけですよ。していなければ結構です。もししていたら、その時の旅費をどう工面したかということを知りたかったんですよ。

○ 住民課長 神里勇さん

この事業は4月からまだ実施しておりません。ヒヤリングをやって7月からする予定です。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ありませんか。

進行してよろしいですか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第36号、平成15年度久米島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数です。従って、議案第36号、平成15年度久米島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

＜日程第6＞

○ 議長 高良ノブ

日程第6、議案第37号、久米島町手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案の提案理由の説明を求めます。

○ 助役 長井聰さん

議案第37号、久米島町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例は、住民基本台帳ネットワークシステムが今年8月に第2次稼働を迎え、久米島町が希望する住民や住民台帳カードの交付を開始するため、その交付手数料に関する事項を定めたものでございます。

添付してあります条例の新旧対照表をご覧ください。

久米島町手数料徴収条例第2条の別表第1の方でございますが、「住民票、戸籍の附票の謄本又は抄本の交付 1件につき300円」の項の次に、「住民基本台帳カードの交付 1件につき500円」を加えるものであります。施行期日は平成15年8月25日としてございます。

以上が議案第37号、久米島町手数料徴収条例の一部を改正する条例の説明でございます。ご審議よろしく申し上げます。

○ 議長 高良ノブ

これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

○ 13番 山城和満さん

議案第37号についてをお伺いします。今、提案理由の説明の中で、希望する住民に対して、住民基本台帳カードの交付を行うという説明がありましたが、本当に国の方からは半分強制的にでも、このカードを全住民に押しつけるというふうなものはないんですか。大丈夫ですか。

○ 住民課長 神里勇さん

お答え致します。法律で、カードの交付を求めることができると明記されております。従って、このカードの交付は個人の希望によるもので強制はしません。あくまでも個人がカードを受けたいという時に、要望によって交付致します。

○ 13番 山城和満さん

これは手数料徴収条例の中で住民基本台帳カードの交付ということになっておりますけれど、実質的に8月25日から実施される住基ネット、これと関連してくるものですよ。国民を一人ひとりを登録して、個人情報の問題もこれに関わってきますけれども、個人の情報を、このカードに個人の情報を打ち込んで、これを監視といいますか、管理といいますか、しやすくする、そういう面ももっているわけですよ。これからは、このカードを交付受けるのは自由としても、カードに個人の情報を載せるなどということは住民の側は言えないわけですか。そんへんのところどうですか。

○ 住民課長 神里勇さん

このカードは全国どこでも住民票を受けられるということの交付、本人要望で。このカ

ードは氏名、性別、生年月日、これだけ載せるものです。いわば、今の金融機関にキャッシュカードみたいな感じになります。これは第一次サービスは8月からです。この件については8月25日は第二次のサービスということで、主に住基のカード交付ということになっています。

○ 13番 山城和満さん

1件につき500円というのは、このカードを500円で住民が買うということですよ、基本的には。500円でこれを買うとどういうメリットがあるか。今言う、全国どこでも住民票を、他の戸籍の謄本などは全国どこでもとれるというか、その他に何か、これに入ったらすごい恩典みたいなものがあるのか。

また、住基ネットですけど、これについては後でまた38号にも出てくると思いますが、この住民の側がこれぜひやったら得ですよというものがありませんとお伺いしたいと思えます。

○ 住民課長 神里勇さん

このカードは、一応どこでも住民票の写しが取れます。住民票の交付ができます。ということで、これは8月25日ですが、免許証でもできるようなかたちになっています。カードと一緒にですね。ということで、あとは転入の時に、例えば、久米島に住所があって那覇に行く時に、転出証明を取って那覇に転入する時に、転入届けというのがありますが、これを持って転入するところに、これは市町村間でやりますので、向こうの市町村へ行ってこのカードで転入届は済むと、こういうのもあります。

その他ですね、第一次サービスでいろんな救済関係、いろんなものを住民写しの交付が、写しを添付しなくていいとか、こういうたくさん規定があります。ということで、そのへんの経費の節減等もメリットの一つではないかと、こう思っております。

○ 30番 喜久里猛さん

条例ということで、議会の議決を得なければこれは効力を発揮しないということで、大事なことですので、細かいようですがちょっとだけ説明願いたいと思えます。提案理由の中です。2行目で、「規定を整備する必要がある」となっていますね。条例という言葉でこれは議会の議決によって設定する法。規定というのは法令、規則の中に条文、条項として定めるということなんですよ。但し、この規定という言葉は、この条例改正案の提案理由として適当な表現なのかちょっと疑問なんです。よろしく回答お願いします。

○ 住民課長 神里勇さん

先程の指摘であります、制度とか規則等々がありますが、そのへんは規定として我々は捉えてやったつもりであります。

○ 総務課長 平田光一さん

提案理由にある規定という意味は、条例において定めるという、今、条例提案していますよね。その規定の意味です。例えば、条例とか規則とか、規定という、また規則の規定

ですね、そういうことではなくて、条例規定で定めるということで理解していいと思います。

○ 30番 喜久里猛さん

ちょっとまだ僕も納得できないんだな。条例を整備する必要があるでいいんじゃないですか。そういう紛らわしいことをするよりは。今までずっとそうきているんですよ。今回だけ規定を整備するとなっているんですよ。中の条文を見ましても、それから表を見ましても、ここに規定という文字はなくても、規定らしきものは浮かんでこないんですよ、この表でも。これは条文として載っていて、手数料はいくらですよということになりますから、別にそれに対して規定はないんですよ。ですから、条例の方が正しいんじゃないかということでの質問です。

○ 総務課長 平田光一さん

おっしゃるとおり、理解しやすいのが条例を整備する必要があるということの方が提案理由としてより説明がしやすいと思います。

それから、今こっちで掲げてある規定というのは、第何条、何条という、それも全部規定です。そういうことでのもので、おっしゃるように条例ということが理解はしやすかったと思います。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ありませんか。

○ 15番 山城節さん

昨日の勉強会等でもかなりいろんな質問が飛んでおりました。このカードを最初に使う人はよっぽど勇気のある人だと思います。私はしばらく様子を見てから使いたいと思います。これ以上の質問は出尽くしたような感じがします。次の39号でまた受けてやりますので、議論が繰り返されると思いますので、速やかなる議事の進行を求めます。

○ 議長 高良ノブ

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第37号、久米島町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。従って、議案第37号、久米島町手数料徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

休憩します。 (午後 4時35分 休憩)

再開します。 (午後 4時37分 再開)

○ 議長 高良ノブ

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(多数の「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。従って、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

(午後 4時37分 延会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

仲里村議会議長 高良ノブ

署名議員（議席番号25番） 山里昌信

署名議員（議席番号26番） 知念弘

平成15年（2003年）

第4回久米島町議会定例会

3日目

6月27日

平成15年 第4回久米島町議会定例会

会議録 第3号

招集年月日	平成15年6月27日 (金曜日)			
招集の場所	久米島町議会議事堂			
開閉会日時 及び宣言	開会	6月27日 午前10時00分	議長 高良ノブ	
	閉会	6月27日 午後 時 分	議長 高良ノブ	
応招議員 出席議員 出席31名 欠席1名	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	1番	江洲 良徳	17番	新垣 盛助
	2番	翁 長 英夫	18番	大田 哲也
	3番	田里 市郎	19番	與那嶺 孝成
	4番	島袋 完英	20番	仲地 宗市
	5番	仲村 昌慧	21番	上里 総功
	6番	國吉 武	22番	仲原 健
	7番	國吉 修	23番	山城 篤三
	8番	真栄平 勝政	24番	山城 宗太郎
	9番	上江洲 盛元	25番	山里 昌伸
	10番	山川 正員	26番	知念 弘
	11番	我謝 政市	27番	平田 清勇
	12番	糸数 誠三	28番	吉永安 扶
	13番	山城 和満	29番	國吉 弘志
	14番	宮田 勇	30番	喜久里 猛
	15番	山城 節	31番	崎村 稔
	16番	平田 勉	32番	高良ノブ
(不応招) 欠席議員	25番	山里 昌伸	番	
会議途中退席議員	番		番	
開議後出席議員	番		番	
公務欠席議員	番		番	
	番			
会議録署名議員	27番	平田 清勇	28番	吉永安 扶
職務のため会議に 出席した者	職名	氏名	職名	氏名
	事務局長	仲宗根 秀吉	係長	津波 実
			書記	上原 あゆみ

地方自治法第121条により説明のため議場に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	高里久三	教育総務課長	太田喜功
助役	長井聰	生涯学習課長	吉元幸信
収入役	松元徹	住民課長	神里勇
教育長	喜久里幸雄	福祉課長	大田治雄
総務課長	平田光一	保健衛生課長	山城英明
企画財政課長	山城保雄	水道課長	内間邦夫
建設課長	仲村昌保	税務課長	比嘉・
町づくり推進課長	神里稔	出納室長	伊良皆真秀
商工観光課長	盛本實	空港課長	仲地泰
農林水産課長	平良進	消防長	幸地猛
農業委員会事務局長	仲宗根省一		

平成15年 第4回久米島町議会定例会

議事日程 [第3号]

平成15年6月27日(金)

午前10時00分 開会

日程	議案番号	件名	備考
第1		会議録署名議員の指名	
第2	議案第39号	久米島町個人情報保護条例	
第3	議案第40号	久米島町電子計算組織の運営に係る個人情報の保護に関する条例を廃止する条例	
第4	報告第2号	平成14年度久米島町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	
第5	報告第3号	専決処分の承認について(平成14年度久米島町一般会計補正予算(第4号))	
第6	報告第4号	専決処分の承認について(平成14年度久米島町国民健康保険特別会計補正予算(第2号))	
第7	報告第5号	専決処分の承認について(久米島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	
第8	報告第6号	専決処分の承認について(久米島町税条例の一部を改正する条例)	
第9	報告第7号	専決処分の承認について(久米島町特別土地保有税審議会条例を廃止する条例)	
第10	報告第8号	平成15年度沖縄県町村土地開発公社事業報告について	
第11	同意第1号	教育委員会委員の任命について	
第12	同意第2号	久米島町固定資産評価審査委員会委員の選任について	
第13	発議第5号	義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について	
第14	発議第6号	「三位一体の改革」の早期実現に関する意見書について	
第15	発議第7号	久米島町儀間川総合開発事業の建設促進について	
第16	発議第8号	国立病院の独立行政法人化にあたり、賃金職員の雇用継承と医療・看護体制の拡充、院内保育所の継続を求める意見書について	
第17	議案第41号	久米島町営路線バス車両購入契約について	

(午前 10時00分 開議)

○ 議長 高良ノブ

おはようございます。

ご報告します。25番山里昌伸議員から欠席届が出ております。

これから本日の会議を開きます。

<日程第1>

○ 議長 高良ノブ

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって27番平田清勇さん、28番吉永安扶さんを指名します。

<日程第2>

○ 議長 高良ノブ

日程第2、議案第39号、久米島町個人情報保護条例を議題とします。

本案の提案理由の説明を求めます。

○ 助役 長井聰さん

ただいま議題となりました議案第39号、久米島町個人情報保護条例についてご説明申し上げます。

まず、第1条関係でございますが、この条例の制定目的であります。1点目に、町の機関が保有する自己の個人情報の適正な取り扱いについて必要な事項を定めるものであります。次に、町の機関で保有している個人情報の開示及び訂正並びに削除などの請求する権利を保障するためのものであります。3点目に、個人情報に対する町民の権利、利益、いわゆるプライバシーの侵害防止を図りながら、公正かつ適正な調整の運営を図ることを目的として規定されております。

2条は省略させていただきます。2ページをお開き下さい。3条から6条までは実施機関の責務や事業者の責務等について規定してあります。

7条は省略させていただきます。

次のページ3ページでございますが、8条では、収集の制限について規定しております。まず、町の機関は個人情報を収集する時は、目的を明らかにし、その事務を目的達成するために必要最小限度で適法かつ公正な手段により収集しなければいけないとしております。

次に、2項第1号から6号までを除き、個人情報は本人から収集しなければならないとされております。

4ページの4項であります。思想、信条及び宗教に関する個人情報、もしくは人種及び社会的差別の原因となる社会的身分に関する個人情報は、収集、利用してはならないと

規定してあります。

9条、利用及び提供の制限であります。町の機関は保有している個人情報を町の機関以外に提供してはならないとしております。ただし書きで、1号から5号までのいずれかに該当する時は、この限りでないということで規定してあります。

次、6ページをお開き下さい。6ページの12条は、外部に個人情報を取り扱う事務を委託する場合の措置規定であります。委託契約をする時は、あらかじめ委託内容や条件について、個人情報を保護するために必要なことを盛り込む必要があるとしております。受託者は個人情報の漏洩、滅失及び棄損防止等、個人情報の適正な管理のための必要な対策を行わなければならないとしております。

13条から11ページの23条までは、個人情報の開示、訂正、請求について規定しております。町民の権利として、町の機関が保有する自己の個人情報に限り開示を請求する権利、また、町の機関が保有している自己の個人情報についての事実に関する部分に誤りがある時は、訂正を請求することができ、収集制限の規定に違反する自己の個人情報が保有されている場合は、削除を請求することができるとの規定であります。その他自己の個人情報が目的外利用されたり、外部提供があると認められる時などは、町の機関に対して目的外利用、または外部提供の中止を請求することができる規定としております。

同じ11ページの24条でございますが、町長の附属機関として久米島町個人情報保護審議会について規定してあります。施行期日は交付の日としてあります。

以上が議案第39号、久米島町個人情報保護条例の説明であります。ご審議の程よろしくお願い致します。

○ 議長 高良ノブ

これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

○ 9番 上江洲盛元さん

先だって学習会をしましたけれども、4ページ、8条の5項、法令等その他の定めに基づく云々、「当該行為を行おうとする者以外の者の個人情報が収集された時は、当該個人情報は、第2項第1号の規定により収集されたものとみなす。」この文章からすると、実際に情報を得たい、ところがその中で他人が出てきた。それも個人情報が収集されたものと、規定と同じに見るということで、ひとつ隠れ蓑になるんじゃないかと、私質問いたしましたけれども、説明は十分納得できませんでしたので、宿題にしておいたんですが、いろいろ研究なされているようですので、ここでご答弁お願いしたいと思います。

○ 総務課長 平田光一さん

個人情報の収集の方法については、町実施機関が直接調査とか、そういうことによつて行う、能動的な収集もあります。こちらの第5項に明記されておりますように、法令等とかによつて申請、届出が個人からなされた場合、例を言いますと、生活保護とか国民健康

保険の申請とか、そういう届出のその申請書の中に、その届出した個人のものだけでなく、家族全体、世帯全体のものを明記するような内容等も含まれています。それについても、家族についても一個人個人ですので、その中にある家族のものについては、その個人情報として届出したものとみなすというような内容です。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ありませんか。

○ 30番 喜久里猛さん

まず3ページからお願いします。第7条の4項の「第1項及び第2項の規定は、町の職員又は職員であった者に関する事務については適用しない。」第7条の第1項で、「個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を町長に届けなければならない。」となっております。第2項におきましては、「廃止しようとするときは、遅滞なく町長に届け出なければならない。」とうたっているわけですが、その中で、町の職員、現職員なら問題ないと思います。しかし、「職員であった者に関するまでこれを適用しない」となっています。いわゆる、役場を辞めたあとにも自由にできると。あるいは適用しないかたちになっているような文章にも感じが受けるんですが、まずそのへんの回答をお願いしたいと思います。

それと、8ページの第18条の第1項の3、「前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項」となっております。いわゆる、間違った記載をされたのか、あるいは訂正したいとかの場合に、町に要求して直すわけですが、その場合において、実施機関が定める事項までを書きなさいと、届出いなさいということになっているんですね。これがちょっと気になります。と申しますのは、我々一般町民は、役場へ行って、書類を要求するときに、普通書くのは住所と氏名だけ。だがしかし、この個人情報につきましては、またそれよりも厳しくなります。仮に、「実施機関が定める事項」となりますと、この家族構成とかどうのこうのを書きなさいとなった場合に、果たして町民がこれを書くかどうか。すんなり受け入れるかどうか。この実施機関が定める事項の案がありましたら説明して下さい。これは、実は他にもあるんです。第22条にも出てきます。他にも出てきます。ですから、いちいちそういう訂正とか廃止とかを求める場合においては、町が定めるものを全部記入しなさいということになりますので、非常に町民にとっては厳しいんじゃないかなという気が致します。

11ページの第22条、基本的に「個人情報の開示等に係る手数料は無料」となっていますが、2項の方で、「この条例の規定に基づき、個人情報の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない」となっております。ということは、無料ということではあるんですが、しかし実際には、そのものによっては手数料が出るということです。そうなりますと、保護条例のこの条例の手数料条例が新たに出てくるんじゃないかなという気がします。この3点、回答願いたいと思います。

○ 総務課長 平田光一さん

3 ページの町の「職員であった者に関する事務」については、町の職員である時に行われた事務という範囲です。退職されたから、その人の行われた事務については除外ですよということなのではなくて、町を退職した者が、町の職員であった時に行った事務も適用しますよということの意味です。

それから、8 ページの18条の第1 項の3 号、「実施機関が定める事項」ということではありますが、様式の中において明示されている事項ということで、その様式は規則で定められていますが、重要なものについては規則で、同事項、事項ということでされていますが、その他に、様式の中に閲覧か開示なのかとか、そういうふうなかたちでチェックをするところがあります。そういうことの意味です。

それから11ページの22条の「開示等に係る手数料は無料とすると。」そして、そのものを写しとか、それからそういうことによって、その個人が必要とする場合については、町の使用料とか、そういう条例の中で、その他とかに含まれる場合においては、その手数料、条例の中の金額において徴収しますよということです。

○ 30番 喜久里猛さん

8 ページの様式ということなんですが、我々の手元には届きませんよね。この中にはないわけ。だからどれだけの難しいものがあるかを知りたいんです。そういう意味ですのがありますか。我々に配布したんですか。

○ 議長 高良ノブ

休憩します。 (午前 10時18分 休憩)

再開します。 (午前 10時18分 再開)

○ 30番 喜久里猛さん

様式の内容を確認してから、これに賛成するかしないかということになってくるわけですよ。あまりにも町民が負担するような様式では、こんなことに応じませんとなりますので、私は提出を求めたい。

それと、先程の一般の手数料条例で対応しますということなんですが、これは個人の保護条例なんですね、非常に大事なことなんです。これを一般事務取扱されたらちょっとまずいんじゃないでしょうか。再度回答願います。

○ 総務課長 平田光一さん

開示するものについてはいろいろなものがあります。個人の土地とかについて例をいいますと、その図面とかが必要とかですね、そういう場合においては、それはまた手数料条例の中でそういう写しについては、1 件につき300円とかですね。また、その開示するものの中で、例えば住民票とか、戸籍とか、そういうようなものも出てくるだろうしですね、それについては、またその手数料条例の中で、そのうたわれた金額を証明書を付けて出しますよということです。

資料等についての閲覧については、その開示は無料です。それを証明書等が必要ということになりましたら、手数料条例で取りますよということです。

○ 議長 高良ノブ

休憩します。 (午前 10時21分 休憩)

再開します。 (午前 10時23分 再開)

○ 14番 宮田勇さん

28条、「町長は、毎年1回、この条例の運用状況について、公表するものとする。」これはどうかたちで、どこへ公表するんですか。議会へ公表するんですか、そのへんをちょっと。

○ 総務課長 平田光一さん

告示の方法もあると思います。それから、町の広報等を利用しての公表もあると思います。

○ 14番 宮田勇さん

どういった内容ですか。運用状況、もちろんそれは条例を執行部が運用するんですが、どういった面のところを公表するかですよ。この運用。

○ 総務課長 平田光一さん

運用については、この条例で規定している全体に関するものになりますけれど、例えば、どのような個人情報収集するのかということの届出されたものが何件なのかですね。それから、個人の開示の請求が何件あったのか、不服申し立てが何件あったのかとかですね、そういうようなものの公表ということになります。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ありませんか。

○ 20番 仲地宗市さん

この問題は、いくら勉強してもなかなか頭に入ってこないんですけども、これからのいろんな問題が発生してくると思われるもので、私も今お聞きしたいと思います。7ページの第9号のところですけど、今、町では、各課にたくさんの端末が入っているんですけども、情報を見るために、個人的にこれを出して、例えば机の上に置いて、万が一この情報が漏れたりするときの対策。そして今は電話帳にも個人が希望すれば、電話帳に掲載しないのがあります。ところが万が一カードもつくって、カードを捨てたというときの対策、職員にはこれができてから対策を立てて、絶対これを漏らしてはいけないよということにしなければ、我々だけで話し合っても何もならないんじゃないかなという気はするわけですよ。いつかこういう職場でですね、こっちで話していいかわかりませんが、今こういう話が出たから話します。いつかある職場で、課長の決裁を得ないままに、職員がそのまま決済をしてやったために大きな損害を与えたというのも出てくるからですね、何か情報が漏れたときには、どこが責任を持つのかですね、そのへんはお話し合いをしたことが

あるのかどうかですね。僕は徹底的に、この中身を話し合っていないと、後ほどこれから発生してくる問題は解決が難しいなという気がするんです。

例えば、銀行のカードでも即銀行に連絡をすれば、銀行の方が止めて、そのカードを使えないような格好にするんですけれども、もしわからないでそのまましておいて、誰かが拾って、いろんなところに知れたら、中身もほとんど全部わかってしまいますから、このカードでは。そのへんの対策を出来ればやってほしいなと思います。これはいろんな犯罪にも関わってくるということをこっちにも書いてありますから、これをやったために犯罪に関わる恐れも出てこないとも限りません。そのへん課長、もう一度、職員を徹底して、何かこのコンピュータから出して、まかり間違ったらその机の上に置いて、後で誰かがそれを拾ってどこかに持って行って、それを利用してしまったら、もう元に戻すことはできませんので、もし万が一漏れたら、簡単に訂正できるのかどうかですね。そのへんひとつよろしくお願いします。

○ 総務課長 平田光一さん

この条例につきましては、今現在行われている町の行政行為等、いろんな情報収集においては、より以上のものをやるとか、そういうものが主な内容とはなっていません。現在やっているものについても、個人情報保護を徹底していこうと。例えば、いろんな電算化によって情報が非常に流れやすいとか、そして住民サービスの向上によってたくさんの情報が蓄積されるとか、そういうような状態が起こっておりますので、それを取り扱う職員、そして事業所とか、そういうところについても徹底して適正管理に努めようということのものが主な内容となっております。それで、これまで町部内でもちゃんとした情報管理をしているかと言われれば、そうでないところも多々あると思います。そこについても、この条例をもって職員、実施機関含めて周知徹底をして、今後その情報とかいろんなものの適正管理を図っていきたいと思います。

それから、それが、もし漏れた場合とかということについても、その処罰とか、そういうものもうたわっておりますので、それについてもまた、その処理についてちゃんとした規定等を徹底していきたいと思います。

○ 20番 仲地宗市さん

今、課長の説明で少しはわかりましたけれども、これが一旦漏れると、例えば、那覇からこっちに越してきて、こっちから那覇に越して行って、一旦それが漏れると、今度はいろいろなかたちで本人が、どこかに移転しなければいけない。口で言っても、「はい、これはみんなに話してありますから大丈夫」と言っても、どこかで漏れて、今私が、この第9号のところを言っているのも、そのへんに絶対漏れてはいけないんだけど、何かのはずみで漏れて、本人に相当迷惑をかけた、その時に、町としては、これどこかで漏らしたから、例えば業者が、それを持ち帰って行って、いろいろなかたちで、これを利用したとかということになりますから、まずは我々も勉強不足のところもだいぶありますけれども、

職員を相当徹底しない限りは、後でおかしくなるんじゃないかなという気がしますけれども、よろしくをお願いします。

○ 町長 高里久三さん

この法案は、先程、課長も言ったように、たくさんの情報が入ってきたと。それを「あくまでも個人の情報は守りますよ」ということの条例ですので、万が一、仮にその情報が漏れて、その情報が漏れたものが町の責任に基づく情報の漏れだったら、これは当然、町が責任を追わないといけないことですから、万が一漏れた場合にですよ。それがしかし、この本人の過失による情報の漏れなのか、そういうこともありますので、先程も言いましたように、万が一、町の責任が問われるような情報の漏れであれば、当然これは町が責任を負わないといけないと思います。

○ 16番 平田勉さん

4ページから5ページにかけて、利用及び提供の制限の部分で、かなり制限されているような気がするんですけども、「公益上必要があると認めたとき」は提供する。「必要があると実施機関が認めたとき。」ということは、その下の、オンライン結合の関係でも、「公益上必要があり、かつ個人情報について必要な措置が講じられていると認められるとき」ということで、町がそういうかたちで、「はい、認めました」といえば、どこにでも提供できるというかたちになりますね。利用の制限というわりには、町の判断いかんによってはどこにでも提供できる。この措置が講じられている、あるいは「公益上必要があると判断をしたときは提供をできる」ということになっていますから、公益上というのがどういう類のものか、例えばこういう制限別記でいくつか明記されているが、それ以外はつかえないとかいろいろあるはずなんですけれども、たいへん抽象的な表現でくくられているという気がするんですが、それはどういう場合が公益上なのかですね、そのへん含めて町としてこれはどういう場合を想定しているのか説明をお願いします。

○ 総務課長 平田光一さん

公益上といいますと、今、事項でどういう事項ということは示されていないんですが、住民の負担の軽減とか、行政サービスの向上などに、社会一般の利益を図るために必要であることということでありますけど。例えば、おっしゃるように、何でも利益を図るために必要だという、例えば実施機関の判断でいいのかということになってくるということで、そういうことについては、個人情報保護審議会等に諮って、それが本当にそういうものなのかというものを意見を聞いてやると、判断してやるということになっております。

○ 16番 平田勉さん

皆さんも記憶があると思いますけれど、マスコミ、あるいは国会でも問題になりましたね。自衛官募集業務のときに、必要以上の個人情報を自治体から求めていたというのがありましたね。こういう事例というのが、この項を適用すれば、実施機関の判断によってそういうものが提供できるということなんですよね。これが公益上必要と認められると判断

したとき。僕はそういう事例を心配しているんですけども、この審議会の方針というのは、法律の専門家だとか、この審議会の構成というものを充実したものにしないと、この項の実施機関が認めたときのという判断というのが、たいへん幅をもってくるというかたちになるので、そこらへんの対応、ここをどういうかたちでやろうとしているのかですね、皆さんの決意というものを聞きたいですね。「ここはこうやるんだ」という分がないとですね。案外、ただのシステムのスキルという問題もありますよね。いろんなかたちを含めて、制限するまでにはどこかで、悪く言えば、抜け道みたいなものがつくられているという、悪く表現すればそういう、うがった見方をすれば、そういう捉え方ができるんじゃないかなという気がしてですね、運用するにあたって、「私たちは、こういう運用をしたいと思っています。」みたいなものを証明してほしいなという気がします。

○ 総務課長 平田光一さん

一例をとりますと、自衛隊募集の業務についての資料の提供ということのものがありませんでしたが、あれについては、法律違反的な部分で制限されている部分をやってしまったとか、そういうものになっていると思います。

それから、今まで町が通常に行っている業務の範囲内での話、その情報を収集した内容とかであって、それが例えば、住民の権利を拘束するとか、非常に住民の権利に関わるとか、という部分の非常に重要なものといいますか、そういうものについて、また法律でも規制されているし、国、県のそういう関係の条例、法律等でも規制されていると。通常町が行うといいますか、そういう業務内においてのものが主な、それによって得ている個人情報ということの内容ですので、それについては、この審議会を設置して、その審議会の委員についても法律的な専門家とか、その情報等について研究されている専門家とかを入れて審議会委員会を構成しようということまで今考えております。

○ 16番 平田勉さん

最後に、さっきの件は、当然これは実施機関以外に提供する場合の話ですよ、当然。そこでそれを全く関係ないところに業務が流れていくという、これを危惧しての質問をしたんですけども、先程も出ていたんですが、これは地方公務員法でも職員の守秘義務との関連があって、当然それは町の責任で、先程、町長が答弁していたような、町の責任によってそれが漏れたという場合の判断というのは、当然適用する地公法とか、そういうのでもいろんな処罰適用があると思います。

あと1点ですね、聞きたいのは、いろんなかたちでシステムにアクセスをさせないようなセキュリティが大変問われてくると思うんですが、このセキュリティは本当に万全なのかですね、ここもちょっと心配になってくるんですけども、これはどんなでしょう。

○ 総務課長 平田光一さん

セキュリティに関しては、今でも十分対策をとってやっておりますけれども、これからよりその対策を強化するために、セキュリティ関係規定等も制定をして、職員、そしてそ

れに関係する事業者とか、そういうところにも徹底をさせていきたいと思います。

○ 13番 山城和満さん

議案39号についてですけれども、先程、提案理由の説明の中で、住民サービスの向上のためという言い方をしていましたが、国からの指示ですよ、これは。8月25日から住基ネットを稼働するにあたって、この法律を条令で定めるよという指示というか指導があったわけじゃないですか。今、全国的にも問題になっているのは、住基ネットが作動されると個人情報はどうなることかということが、たいへん心配されているから、法令、条例を定めてやらなければいけないというような、逆に、久米島町という自治体がこれをやらなければ大変なことになるというふうな、この条例を制定しなければいけないというふうな大事になったのは何かというと、この住基ネットとの接続なんです。住基ネットに接続して、国がいつでも久米島町の情報を把握できる、久米島町の1万人足らずの人間がどういう状態にあるかというのは、こっちの情報が、町長は先程、情報が町の責任において漏れた場合は、という話がありましたけれども、アクセス、この回線がつながれば、北海道にしようが、どこにしようが、久米島町の情報は取ろうと思えば取れるわけですよ。最近のこのインターネットといいますか、これは長野県で、この住基ネットとの接続に反対された時には、先程から指摘されているセキュリティ面で、安全確保の面で責任が持てないということで、長野県ではこれ拒否していますよね。皆さんもご存じだと思いますけれども。万全を期していきますという今、課長のご答弁がありますが、先程の審議委員会の中にも、法律専門家も入れてやるという、皆さんが今不安に思っているのは、どうして、今この住基ネットを接続して全国的に、そうでなくてもハッカーといいますか、人のコンピュータに入って情報を盗むというような犯罪が多くなってきている今の現状で、完全に我々のこの個人情報の保護については大丈夫ですと言い切れるのかどうかですね。

僕はあえて聞きたいのは、長野県では、こういう専門家の人たちが討議した中で、セキュリティの責任が持てないから、今回の住基ネットの接続はやりませんということで結論を出したわけですよ。国に反対してでも。久米島町の考え方として、これをやらなければ本当に大変なことになるのか。やるメリット、この住基ネットに接続しないデメリット、僕は皆さんが、別に住基ネットと関係ないと言っても、絶対これは連動してくると思うんですよ。この二つの面について、町長、担当課長の考え方をお聞きしたいんですけれども。メリットとデメリット。あと、町の職員から漏れるんじゃないかと、町のコンピュータに他からアクセスして久米島町の情報が漏れたとしたら、これは犯罪者が悪いに決まっていることですが、この情報を取ろうとする者から、これを守れるような対策は本当に十分なのかですねお聞きします。

○ 総務課長 平田光一さん

この個人情報保護条例につきましては、時期的に今6月議会でということになっていすけれども、前々から、例えば情報公開を早くとか、という部分を出されているんですけれど、

ども、そういうふうなものも含めまして、個人情報保護条例では、例えば、他の市町村については、1カ年前とか2カ年前に、その条例が制定をされているところもあります。これについては、住基ネットだけのことではなくて、電算でやるものとか、文書のものとか、全体の町で行っている業務とか、そういう全体についてのものを、もっと個人の情報について保護していこうというこの条例です。

その住基ネットの接続についての非常に懸念されているものについては、また、昨日も使用料、手数料の条例改正のときにも住民課長からもメリットについては説明ありましたが、そのネットワークについての、今、山城議員がおっしゃるのは懸念されているところということで、この個人情報保護条例については、全体、電算も含めて、文書も含めての全体の保護条例であります。

○ 町長 高里久三さん

山城議員が指摘するように、懸念もあります。私もこの法律は100%完全だとは思っていません。ただ、これだけ増加されて、町としても島内は全部高速で各公共施設使っています。それから今、那覇と久米島間のブロードバンドをしようということで、今、国の方にも先週行ってきました。こういう中で、便利にもなるけれども、その反面また大変だという個人の情報保護をどうするかという大きな課題があります。ですから、出来るだけそれを個人情報保護が漏れないように頑張っていこうということで、今度の条例も制定するわけです。

これだけ情報化してくると、早くインターネットの整備をしておかないと、もう時代に追いつけないんじゃないかなと思っています。そういう意味で、どの市町村においてもインターネットの整備に向けては取り組んでいますけれども、今言う指摘されている個人のどういうメリットがあるかという、これは昨日も住民課長から説明がありましたように、住基ネットによって他市町村でも取れる。先程、北海道からでも取れるんじゃないかと言っていましたように、できると。それから、パスポートなどもこれでできるというようなメリットもありますけれども、とにかくこのメリットがある反面、個人の負の面、これをどう防ぐかということが、これからの我々行政に課されている課題ですので、できるだけそれが漏れないように、職員にも注意をして頑張っていきたいと思っています。

○ 13番 山城和満さん

これは基本的には、先程から他の議員も指摘していますが、5ページの実施機関がやるべきことといますか、僕は久米島町の個人情報保護条例を制定してもいいと思うんですけども、この(1)の法令等の規定に基づき国又は地方公共団とのオンライン化、これはやらない方がいいと思うんですよ。これをやってしまったら、久米島町はとてでもないけれど、自分で自分の情報を安全活用できないと思います。これを皆さんよりコンピュータ、悪い連中がハッカーが入ってくることはたやすいことだと思います。今、先程も指摘したとおり、この慎重になっている自治体では、とてでもないけれど安全面の責任が

持てないから、これとは接続しませんというふうな言い方なんです。我々はそこまで議論したかと言いますと、今言う住基ネット、国、地方とオンライン結合をすることについて、どういうことが懸念されるかということについて、専門家なり、また、法律の専門家、またこの技術の専門家からの勉強も十分にしたわけではなし、皆さんにとっても、我々議員にとっても、あまりにも不安といいますか、わからない面が多すぎると思うんです。それでですね、私はある程度、時間もおいてといたらあれですが、他の動向も見極めながらこういうものは進めて行った方がいいんじゃないかというふうにも考えますが、いかがでしょうか。

○ 町長 高里久三さん

私は山城議員の考え方は個人の考えとして尊重します。私は、今の時代の流れ、各市町村の対応をみると、これはそういう不安はあるけれども、やらなければどうしても事務事業が遅れると、また、住民サービスもこれまで以上にサービスができると思っています。ですから、ただ心配されるのは、今指摘のとおり、オンライン化によって情報が漏れるという、これは皆さんご承知のとおり十分知っております。ですから、そのへんをいかに漏らさないようにするかということですので、私は私の方針として、これはやりますという考えです。

○ 2番 翁長英夫さん

私は議案39号については、ただいま議論されてきておりますが、この個人情報保護条例については、私はあくまで制定するのがお互いの個人を守る上からも大変必要ではないかと思えます。と申し上げますのは、先程いろいろと皆さんよく議論しておりますが、この個人情報保護条例と情報公開との、たいへん素晴らしい保護条例だと思っていますので、私はこれはいい法案ではないかと思えます。

○ 議長 高良ノブ

翁長さん、今質疑の時間ですので、執行部に聞きたいことがあれば聞いて下さいということ。

○ 2番 翁長英夫さん

取り消します。

○ 議長 高良ノブ

討論のときにして下さい。

進行してよろしいでしょうか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○ 2番 翁長英夫さん

賛成の立場で討論致します。議案第39号につきましては、ただいま提案されている条件につきましては、1条から30条まで規定されておりますが、この条例からみると、やはり個人の情報を行政がもっておられることもあり、そしてこれから収集することもあるということで、この条例については、個人を守る上からもたいへん重要な制定事項だと思っております。よって、私は議案に賛成する立場で討論します。

○ 議長 高良ノブ

他に討論ありませんか。

(「進行」の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第39号、久米島町個人情報保護条例を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。従って、議案第39号、久米島町個人情報保護条例は、原案のとおり可決されました。

<日程第3>

○ 議長 高良ノブ

日程第3、議案第40号、久米島町電子計算組織の運営に係る個人情報の保護に関する条例を廃止する条例についてを議題とします。

本案の提案理由の説明を求めます。

○ 助役 長井聰さん

議案第40号、久米島町電子計算組織の運営に係る個人情報の保護に関する条例を廃止する条例のご説明を申し上げます。

この条例は、先程議決いただきました久米島町個人情報保護条例が施行されますと、この本条例もその条例に包括されるということで、今回、久米島町電子計算組織の運営に係る個人情報の保護に関する条例を廃止したいということでのご提案です。よろしくご提案お願い致します。

○ 議長 高良ノブ

これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

○ 15番 山城節さん

議案40号につきましては、ただいまの助役の言われているとおりであります。従いまして、質疑、討論を終結し、速やかなる議事の進行を望む者であります。

○ 議長 高良ノブ

休憩します。

(午前 11時02分 休憩)

再開します。

(午前 11時02分 再開)

○ 15番 山城節さん

質疑を省略し、速やかなる議事の進行を求めます。

○ 議長 高良ノブ

ただいま山城節議員から、議案第40号、久米島町電子計算組織の運営に関わる個人情報の保護に関する条例を廃止する条例については、質疑を省略することを望むとの動議が提出されました。賛成者もおりますので、ただいまの動議は成立します。

ただいまの動議を議題として採決します。

採決は挙手によって行います。

ただいまの動議のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。よって、ただいまの動議は可決されました。

それでは、質疑を省略して討論に入りたいと思います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第40号、久米島町電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例を廃止する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。従って、議案第40号、久米島町電子計算組織の運営に係る個人情報の保護に関する条例を廃止する条例は、原案のとおり可決されました。

休憩します。

(午前 11時05分 休憩)

再開します。

(午前 11時21分 再開)

<日程第4>

○ 議長 高良ノブ

日程第4、報告第2号、平成14年度久米島町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について報告を行います。

○ 助役 長井聰さん

報告第2号、平成14年度久米島町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

平成15年第2回久米島町議会定例会において議決いただきました、議案第3号、平成14年度久米島町一般会計補正予算(第3号)における繰越明許費の繰越計算書を作成いたし

ましたので、ご報告申し上げます。

○ 議長 高良ノブ

これで報告を終わります。

<日程第5>

○ 議長 高良ノブ

日程第5、報告第3号、専決処分の承認について（平成14年度久米島町一般会計補正予算（第4号））についてを議題とします。

本案の提案理由の説明を求めます。

○ 助役 長井聡さん

報告第3号、平成14年度久米島町一般会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算は、既決予算に99万8千円を追加し、歳入歳出それぞれ122億6千200万9千円としてございます。

2ページの方でございますが、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

次に、6ページをご覧ください。第2表地方債補正でございますが、補正後の限度額を959万8千円増額し、27億7千66万円と定めております。起債の方法、利率、償還の方法は掲げてあるとおりであります。

その内容であります。次の7ページをお開き下さい。7ページで、国庫支出金860万円を減額してあります。起債の方ですが、農林水産業債で140万円の増額でございます。これは集落地域整備事業10万円、基盤整備促進事業、これは田幸原地区でございますが、130万円の増額です。次に、土木債でございますが、減額の30万円ということで、ミーファガー線、そして総合運動公園整備事業を掲げてあるとおりの差し引きで30万円の減額でございます。教育債859万8千円を追加しております。次に総務債でございますが、10万円、バーデハウス久米島の単独分の減額でございます。

先程申し上げました国庫補助金860万円の減額であります。これは当初、国庫補助ということで受け入れを予定しておりましたが、県との調整の結果、NTT債、これは無利子貸付でございます。この方の起債の変更があったための国庫補助金の減額でございます。

8ページをお開き下さい。歳出の方でございますが、国民健康保険特別会計の繰出を4千万円を計上しております。これが主なものでございます。

ご説明申し上げましたとおり、地方債の許可決定による借入額の増減及び国民健康保険特別会計への繰出金の予算措置が必要となりましたが、これが3月末日のため、議会を招集する暇がなく、専決処分をいたしております。

以上が、報告第3号、平成14年度久米島町一般会計補正予算（第4号）の説明でありま

す。ご承認くださるようお願い申し上げます。

○ 議長 高良ノブ

これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

○ 16番 平田勉さん

この4千万円の繰り出しをせざるを得なくなった理由を説明してもらえませんか。

○ 住民課長 神里勇さん

お答え致します。従来、国保会計は診療費が4月から3月診療費の支給でもって歳出をやっておりましたが、会計制度が変わりまして、14年度のみ4月から2月診療分ということで11カ月分の療養給付になっております。そのために、国庫負担金、交付金が減額で4千万円繰り入れすることになっております。

○ 16番 平田勉さん

これは、従来、国保は徴収率が落ちたらペナルティがありますよね。これも関係していますか。それも教えてください。

それと、3月議会が終わったのが3月27日でしたか、4日ぐらいですよ。これが11カ月分というのは、当初からある時点で会計制度の変更で11カ月分になりますというのがわかっているのであれば、これは専決処分じゃなくて、3月議会に間に合わなかったのかなという気がするんですね。日付を見たら3月31日になっているけれども、3月定例議会は9日から開催されて、一週間ぐらいしか経っていないですね。その時点までわからなくて、ぽっと11カ月分になりますということになったのか、たいへん疑問なんですけれども。僕は当初、例のペナルティが関連しているのかなという気もしたんですが、そこらへんはどうですか。

○ 住民課長 神里勇さん

この繰入れについては、県税徴収率との関係はございません。ただ、やはり今指摘のありとおり、これは会計の11カ月診療については、事務上の説明もあったかと思うんですが、そのへんの事務上の取り違いで、こういう歳入不足が発生して、3月においてやらなくちゃいけないということになっています。今後こういうことのないように努力したいと思います。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ありませんか。

進行してよろしいですか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから報告第3号、専決処分の承認について（平成14年度久米島町一般会計補正予算（第4号））についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数です。従って、報告第3号、専決処分の承認について（平成14年度久米島町一般会計補正予算（第4号））については、承認されました。

＜日程第6＞

○ 議長 高良ノブ

日程第6、報告第4号、専決処分の承認について（平成14年度久米島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号））を議題とします。

本案の提案理由の説明を求めます。

○ 助役 長井聰さん

報告第4号、平成14年度久米島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算は、増減はなく、総額10億6千669万7千円としてあります。

2ページの方でございますが、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

次、6ページをご覧ください。国庫支出金の療養給付費負担金を3千315万9千円減額し、そして共同事業交付金684万1千円減額してあります。そして、一般会計からの繰入金、先程の報告でも申し上げました4千万円を計上してございます。

歳出の増額補正はございません。歳出の方は財源内訳を明示してございます。これは、年度末に国庫支出金及び共同事業交付金の減額があり、歳入不足が見込まれたため、一般会計からの繰入の予算措置が必要となっておりましたが、議会を招集する暇がなかったために専決処分いたしております。

以上が、報告第4号、平成14年度久米島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の説明であります。ご承認下さいますようよろしくお願い致します。

○ 議長 高良ノブ

これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

○ 議長 高良ノブ

質疑ありませんでしたら、進行してよろしいでしょうか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから報告第4号、専決処分の承認について（平成14年度久米島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号））についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数です。従って、報告第4号、専決処分の承認について（平成14年度久米島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号））については、承認されました。

＜日程第7＞

○ 議長 高良ノブ

日程第7、報告第5号、専決処分の承認について（久米島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

本案の提案理由の説明を求めます。

○ 助役 長井聰さん

報告第5号、久米島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例のご説明申し上げます。第2条及び第14条中「7万円」を「8万円」に改めるということで規定してございます。

失礼いたしました。条例の新旧対照表をご覧になって下さい。

第16条中「（法附則第35条の2の4第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）を削るということとでございます。

附則第10項（見出しを含む。）中「商品先物取引」を「先物取引」に改め、附則第11条を附則第12条とし、附則第10項の次に次の1項を加える。（先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例）

11項、世帯主又はその世帯に属する国民健康保の被保険者が法附則第35条の4の2の第2項の規定を受ける場合における前項の適用については、同項中「先物取引に係る雑所得等の金額」とあるのは「先物取引に係る雑所得等の金額（法附則第35条の4の2第2項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

附則でございます。施行期日は、この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第16条の改正規定は、平成16年1月1日から施行する。

次、適用区分でございますが、改正後の久米島町国民健康保険税条例第2条及び第14条の規定は、平成15年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成14年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

3項、新条例附則第10項及び第11項の規定は、平成16年度以後の年度分の国民健康保険

税について適用し、平成15年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

4項、改正前の久米島町国民健康保険税条例第16条の規定は、平成16年度分までの国民健康保険税については、なおその効力を有する。

この条例でございますが、国の税法改正が年度末になったため、本町の条例の関連規定を整備し、4月1日施行するためには、議会を招集する暇がありませんで、専決処分を行っております。

以上が、久米島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の説明であります。ご承認下さいますようお願い致します。

○ 議長 高良ノブ

これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

○ 30番 喜久里猛さん

今の専決処分なんですけど、提案理由で、国の法律が年度末になったということです。国の法律の年度末というのは何月何日を指しているんでしょうか。条例等につきましては、これ非常に大事なことなので、出来るだけ議会の本会議にかけていただきたいなど。例えば、一例としまして、幸い町民の負担する金額は、今回の場合は減額になったからよかったものの、これが増額になったらどうなのかという危惧があります。果たして、年度末といいますが、国においては、当然、地方より先に国会が始まります。ただし、ある程度の余裕があったんじゃないかと思いますが。

○ 住民課長 神里勇さん

お答え致します。一部改正は今年の3月31日の遅くにいつもこの税法改正、国の法で決まりますので、そういうことで専決処分にしてあります。

○ 30番 喜久里猛さん

国が3月31日で、持ち回りで町も3月31日ということになりますか。その解釈でいいですか。

○ 住民課長 神里勇さん

3月31日で国会の方で決められまして、4月1日適用ということで、それで我々はすぐ4月1日に適用できるように専決処分をしているところであります。

○ 30番 喜久里猛さん

3月31日に国会で決定されました。町も3月31日に決定したわけですね。専決処分しているわけですよ。同日にやったということですよ。通ることは通るんですよ。午前によれば午後にはつきますから。国の方は3月31日決定で間違いのないわけですね。

○ 住民課長 神里勇さん

間違いありません。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ありませんか。

進行してよろしいですか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから報告第5号、専決処分の承認について（久米島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数です。従って、報告第5号、専決処分の承認について（久米島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は承認されました。

＜日程第8＞

○ 議長 高良ノブ

日程第8、報告第6号、専決処分の承認について（久米島町税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

本案の提案理由の説明を求めます。

○ 助役 長井聰さん

報告第6号、久米島町税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例は、平成15年の税条例改正につきましては、国経済の背景がめまぐるしく変化していることに伴い、地方税法等の大幅な改正の基づき行われました。

まず、固定資産税の税制改正は、評価替えが3年ごとに行われ、今年が評価替えとなりました。次回の評価替えまでの課税の制度を今年決定したわけですが、制度としては、これまで同様の負担水準や負担調整措置の仕組みで維持されています。

それから、土地の流通や有効利用を促進する目的で、特別土地保有税制度がありましたが、税法の改正で課税停止となっております。特別土地保有税につきましては、1万㎡以上の土地の取得、もしくは所有にかかる遊休地に対する課税ですが、町においては該当はありません。

住民税に付随する金融、証券税制については、配当所得及び株式譲渡所得に関する個人住民税の課税方式の見直しということです。経済を活性化させるため、個人の資産が株式に抜いていくような優遇措置を図り、配当、譲渡金については5%の源泉徴収のみで納税を完了させる仕組みとなっております。

なお、今後5年間に限り5%の税率は3%に軽減されます。具体的な課税方法といたしましては、上場株式等の配当及び株式譲渡所得について、特別徴収制度を導入し、都道府県税として源泉徴収や特別徴収をし、市町村には3分の2を交付金というかたちで交付されることとなります。

施行期日は16年1月からとなります。

次に、配偶者特別控除につきましては、これまで配偶者の年収額により配偶者控除33万円、さらに配偶者特別控除33万円と計66万円の控除ができましたが、所得課税の見直しで配偶者特別控除の33万円が廃止となりました。なお、適用は平成16年分以降の個人住民税からの適用となります。

軽自動車につきましては、納税義務者の負担軽減を図る観点から、統一の様式を定める改正となっております。

次に、たばこ税でございますが、たばこ税の引き上げにつきましては、国、地方それぞれの歳入を確保する目的で、制度改革となりました。値上げにつきましては平成15年7月1日からとなります。たばこ税は1,000本につき2千668円が2千977円になり、課税増309円。これまでの三級品は1,000本につき1千266円が1千412円になり、課税増146円の改正となります。これは平成14年度を参考にした場合、5千700万円の収入のたばこ税が6千300万円となり、およそ600万円の増収見込みとなります。また、店頭販売におきましては、増税額は1本82銭ですが、銘柄により1箱10円から30円の値上がりとなります。

以上が、久米島町税条例の一部を改正する条例の説明でございます。国の税法改正が年度末となったため、本町の条例の関連規定を整備し、4月1日に施行するためには、議会を招集暇がないため専決の処分を行っております。ご承認下さるようお願い申し上げます。

○ 議長 高良ノブ

これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

○ 30番 喜久里猛さん

製造たばこについては1,000本につき309円、それから紙巻きたばこにつきましては1,000本につき146円という改正になりまして、600万円ほどの増税が見込まれるということなんですが、製造たばこ紙巻きたばこの違いを説明していただきたい。町として、今後喫煙を奨励していくのかお聞きしたい。

○ 税務課長 比嘉・さん

お答え致します。まず、通常のたばこになりますと、マイルドセブンあたりになるかと思えます。そして、三級品となりますと、バイオレット、うるま等のたばこの銘柄となります。因みに、久米島町におきましては、特定卸販売業者4業者から販売をいたしまして、島内の3業者取扱業者がいらっしゃいますが、3業者がさらに小売店の方に卸をしております。現在、小売店の登録が158件の件数となっております。今回、あくまでたば

こ税制の改正ということなのですが、これは昨年度と比較した場合の今回の600万円という増なのですが、そのたばこの増税によって、たばこを吸わない方が多くなるか、少なくなるかわかりませんが、対前年度として600万円の増収の見込みとなります。

○ 町長 高里久三さん

たいへん難しい問題で、実はですね、沖縄県たばこ生産者組合から、今、県の方で0点何パーセントの喫煙者を減らそうという運動を展開していると。ですけれど、たばこ生産者にとっては、これは死活問題ということで、町としてもその政策に乗らないでやってくれというたばこ組合から要請にきました。私はこれはたいへん重要な問題ですので、生産者の皆さんも育成しないといけないし、反面、たばこを堂々と奨励するわけにもいかないし、県の施策については取り上げないようにやりますということでやりましたので、イコールたばこ奨励に結びつくかは知りませんが、特別に取り上げて、たばこは吸わないという運動はしないつもりです。自然体に任せていこうかなと思っています。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ありませんか。

進行してよろしいですか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから報告第6号、専決処分の承認について（久米島町税条例の一部を改正する条例）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数です。従って、報告第6号、専決処分の承認について（久米島町税条例の一部を改正する条例）は承認されました。

休憩します。

（午前 11時55分 休憩）

再開します。

（午後 1時33分 再開）

<日程第9>

○ 議長 高良ノブ

日程第9、報告第7号、専決処分の承認について（久米島町特別土地保有税審議会条例を廃止する条例）を議題とします。

本案の提案理由の説明を求めます。

○ 助役 長井聰さん

報告第7号、久米島町特別土地保有税審議会条例を廃止する条例についてご説明申し上げます。

特別土地保有税は昭和48年に土地登記を抑制し、併せて土地の供給促進に資することを目的として創設された政策税制であり、これまでも土地をめぐる情勢の変化に応じて見直しが行われてきました。

平成15年、地方税法の一部を改正する法律により、地方税法附則第31条第1項及び第3項で特別土地保有税は当分の間、課税停止となっておりますが、実質上廃止になるとのことです。また、地方税法での改正に伴い、先程報告いたしました久米島町税条例の一部を改正する条例において、特別土地保有税関係条文の改正があり、関連条例の久米島特別土地保有税審議会条例も専決処分で廃止いたしております。

以上が、久米島町特別土地保有税審議会条例を廃止する条例の説明であります。ご承認下さいますようお願い申し上げます。

○ 議長 高良ノブ

これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

進行してよろしいですか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから報告第7号、専決処分の承認について（久米島町特別土地保有税審議会条例を廃止する条例）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数です。従って、報告第7号、専決処分の承認について（久米島町特別土地保有税審議会条例を廃止する条例）は承認されました。

<日程第10>

○ 議長 高良ノブ

日程第10、報告第8号、平成15年度沖縄県町村土地開発公社事業報告について報告を求めます。

○ 助役 長井聰さん

報告第8号、平成15年度沖縄県町村土地開発公社事業計画報告についてご説明申し上げます。

お配りの事業計画書でございますが、これは沖縄県土地開発公社全体の資料が載っておりますが、久米島町関係についてご説明申し上げます。

6ページをお開き下さい。下段の方ですが、平成6年から久米島多目的公園埋立地という事業用途がありまして、前年度の繰越が3万3千878㎡、金額が3億8千114万4千円となっております。本年度の取得造成ですが、これはございません。取得費はございません。1千23万2千円の金額が計上されておりますが、これは利息分の計上でございます。と申しますのは、この用地は16年度の防衛庁補助の採択に向けて、現在事務手続きを進めております。もし、採択された場合につきましては、用地費が補助対象となりますので、15年度は繰り延べて、16年度、事業が決定してから支払うということで、本年度は利子だけの計上となっております。次年度への繰越といたしまして3万3千878㎡、3億9千137万6千円ということになっております。

次、8ページをご覧ください。8ページの下段、一番下の方です。平成13年度宅地造成事業用地、これはアーリ地区の方でございますが、本年度の取得造成につきましては164㎡、そして造成面積が2万4千704㎡、金額といたしまして3億713万3千円となっております。

次、10ページをご覧ください。10ページは、平成9年から美崎地区背後地造成地でございます。前年度からの繰越が5万4千104㎡、金額にいたしまして3億4千128万3千円となっております。本年度の取得造成費が747万円。処分状況であります。面積で1万432㎡、金額にいたしまして7千327万円となっております。

以上が、平成15年度沖縄県町村土地開発公社事業計画書の報告でございます。

○ 議長 高良ノブ

これで報告を終わります。

<日程第11>

○ 議長 高良ノブ

日程第11、同意第1号、教育委員会委員の任命について。

本案の提案理由の説明を求めます。

○ 町長 高里久三さん

同意第1号

教育委員会委員の任命について

下記の者を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 久米島町字西銘851番地

氏 名 山里智光

生年月日 昭和10年9月29日

平成15年6月25日提出 久米島町長 高里久三

提案理由

教育委員の松山悦子氏が平成15年7月9日付で任期満了するので、その後任を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

ご審議よろしく申し上げます。

○ 議長 高良ノブ

これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

○ 5番 仲村昌慧さん

同意第1号、教育委員会委員の任命について質問させていただきます。今回の人選にあたって、どういう点に留意されたかお聞きします。

○ 町長 高里久三さん

まず、人格、教育委員としての人格が備わっているかどうか。また、その人の実績、それから地域配分等も検討して人選をいたしました。

○ 5番 仲村昌慧さん

去年の教育委員の選任についても、地域的な配慮ということで提言しまして、今回、地域的配慮がなされて、そしてまた人格、経験、特に山里智光氏においては、旧具志川村においても教育委員をなされて、そして教育委員長もされて、経験が豊かでありますので非常に適任者だと思います。

しかし、全体的な構成からみると、一つの職業に偏りすぎていると。前回、去年も申し上げましたが、地方公共団体の長は教育委員会の委員の任命にあたっては、委員の年齢、それから性別、そして職業等に著しい偏りが生じないように配慮するというふうにして、そして委員の中に保護者が含まれるように努めてほしいということがうたわれております。今後、町長の任期期間中にあと2回の教育委員の改選があると思いますが、そのような点も今後配慮していただきたいと思います。

去年の大岳小学校の運動会に、このような学校行事においては、教育委員そしてまたご来賓の方々を案内し、子どもたちを激励するという事で来賓の方々が出席するようになって、午前中来賓がみえて、午後から全く来賓がいなくて寂しいような感じがしました。話に聞きますと、あとで一人の来賓が、その来賓席にいなかったんですが、一般席で観戦したということで、一人が最後まで残っていたということは聞きましたが、できるだけ学

校行事、そういった面においては最後まで子どもたち、そして生徒たちを励ましていただきたいなと思います。

今回、去った22日の具志川中学校の運動会でもそうでした。午前中、三役そして教育委員の先生方が大勢座って生徒たちを励ましておりましたが、午後になって全員帰られてしまいました。そしてまた一人の教育委員の方が交代で励ましているようなかたちでありましたが、出来るだけ最後まで、このような学校行事等においては励ましてほしいなと思います。

それと、学校行事の場合、案内したら必ずお礼状を出します。どういう方々が出席したかということもお礼状を出すときに非常に困ってしまいますので、もし出席できない場合には、できないという旨の通知を出されたら、学校としてもまた案内を出すときに助かるなと思いますので、そういった面も教育委員会には申し入れておきたいと思います。

ぜひ、次回からの人選にあたっては、このような委員の年齢、職業的な偏り、そして保護者からも人選されるように努めてほしいということを町長に提言を申し上げて質問を終わります。

○ 教育長 喜久里幸雄さん

ちょっと事実の確認で、具志川中学校の運動会の参観は、私、宮城委員、高安委員、昼食とって、最後の閉会式の直前まで参観しておりますので、そういう事実の違いがあったということは訂正お願いします。

○ 議長 高良ノブ

休憩します。 (午後 1時49分 休憩)

再開します。 (午後 1時50分 再開)

○ 5番 仲村昌慧さん

そういう事実ということで訂正はしたいと思いますが、午後の時間もいらっしゃったということでありました。しかし、最後までこの学校行事の場合においては、子どもたちを激励し励まして下さいますようお願いを申し上げたいということであります。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

次に、本案に賛成者の発言を許します。

○ 4番 島袋完英さん

同意第1号について賛成討論を行います。資料にありますように、山里氏は30数年に渡って教育畑を勤めてまいりました。そしてたくさんの方の後輩たち、子どもたちを送り出し

ております。平成6年には勸奨で退職されておりますが、さらに7年からは民生委員、児童委員、そして平成10年には具志川村の教育委員にも任命されまして、たいへん教育行政に関心をもって、また、実績もある方であります。

現在も、先程、町長がおっしゃっていたように、地域のこともありますが、この山里氏においては、退職以来、またその地域活動においても非常に貢献している方であります。まだまだ、これからの教育行政に非常に関心をもっている方でありますので、ぜひ提案どおり任命してもらえればというふうに思います。私は最適任者だと思って賛成致します。

○ 議長 高良ノブ

他に討論ありませんか。

これで討論を終わります。

これから同意第1号、教育委員会委員の任命について同意を求める件について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。従って、同意第1号、教育委員会委員の任命について同意を求める件は同意することに決定しました。

<日程第12>

○ 議長 高良ノブ

日程第12、同意第2号、久米島町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本案の提案理由の説明を求めます。

○ 町長 高里久三さん

同意第2号

久米島町固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を久米島町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、議会の同意を求める。

記

住 所 久米島町字宇江城750番地

氏 名 平良政敏

生年月日 昭和4年11月11日

平成15年6月25日提出 久米島町長 高里久三

提案理由

久米島町固定資産評価審査委員会委員の平良政敏氏が平成15年6月30日付けで任期満了

するので、再び同氏を選任するため、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の議決を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

ご審議よろしく申し上げます。

○ 議長 高良ノブ

これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

○ 15番 山城節さん

同意2号について、町長の見解をお伺いしたいんですが、今回提案されている平良政敏さん、略歴書を見ますと、昭和4年の生まれで、これまで固定資産の評価委員を旧仲里村の時代から大変長きに渡って頑張ってきているようですが、ある面、人選の一新といえますか、新政久米島町、徐々に久米島も変わっていくような時期ではないかと思っておりますが、高齢者であるということなどを町長は勘案されたのかどうかお伺いしたいと思います。

○ 町長 高里久三さん

確かに年齢的には70歳という高齢ですけれども、しかし元気バリバリでございます。特に新町は合併してまだまだ落ち着かない時期でありますので、時期的にもよく内容をわかった人が、この1、2年は頑張ってもらった方が事業の進行にスムーズに行くんじゃないかなと、そういう点から平良さんを再任した理由でございます。

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ございませんか。

進行してよろしいですか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから同意第2号、久米島町固定資産評価審査委員会委員の選任について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。従って、同意第2号、久米島町固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

<日程第13>

○ 議長 高良ノブ

日程第13、発議第5号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書についてを議題とします。

本案の提案者の説明を求めます。

○ 10番 山川正員さん

発議第5号

久米島町議会議長 高良ノブ 殿

提出者 久米島町議会議員 山川正員

賛成者 久米島町議会議員 國吉 修

同 仲地宗市

義務養育費国庫負担制度の堅持に関する意見書

義務養育費国庫負担制度は、教育の機会均等とその水準の維持向上を図る制度として、完全に定着しており、現行教育制度の根幹をなしている。

しかしながら、政府は、学校事務職員及び学校栄養職員の給与費等を国庫負担の対象から除外しようとする動きが見られるところである。

学校事務職員及び学校栄養職員は、義務教育の中で教員と同様、学校運営に欠くことのできない職員であり、このようなことが実施されれば、教育制度の根幹に重大な支障を来す懸念される。

よって、政府におかれては、かかる実情を十分に踏まえ、下記事項が引き続き堅持されるよう強く要請する。

記

- 1 豊かな教育を実現するため、教育予算を拡充すること。
- 2 現行の義務教育費国庫負担制度を堅持すること。とりわけ学校事務職員及び学校栄養職員を同制度の対象から除外しないこと。
- 3 義務教育の教科書無償制度を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成15年6月27日 沖縄県久米島町議会

提出先 内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣 文部科学大臣

○ 議長 高良ノブ

これで、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

本案につきましては、質疑を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(多数の「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、質疑を省略します。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

次に、本案に賛成者の発言を許します。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第5号、義務養育費国庫負担制度の堅持に関する意見書についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。従って、発議第5号、義務養育費国庫負担制度の堅持に関する意見書については、原案のとおり可決されました。

<日程第14>

○ 議長 高良ノブ

日程第14、発議第6号、「三位一体の改革」の早期実現に関する意見書についてを議題と致します。

本案の提案者の説明を求めます。

○ 7番 國吉修さん

発議第6号

平成15年6月25日

久米島町議会議長 高良ノブ 殿

提出者 久米島町議会議員 國吉 修

賛成者 久米島町議会議員 仲地宗市

同 島袋完英

「三位一体の改革」の早期実現に関する意見書について

上記の議案を、別紙の通り会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由

なお一層の地方分権を推進していくためには、三位一体の早期実現を図る必要があるため、本案を提出する。

「三位一体の改革」の早期実現に関する意見書

現下の地方財政は極めて危機的な状況にある。このような状況に至った背景には、バブル経済崩壊後の景気低迷により、大幅な税収不足が生じた他、国の景気対策による公共事業の追加や地方税を含めた政策減税の実施等、国の財政運営に伴い、地方財政においても財源不足が拡大したという問題がある。

かかる危機的な財政状況を打開するためには、もとより地方も国とともに徹底した行財政改革を推進すべきであるが、我々は、財政構造改革の真髄は、地方税財政制度を地方分権時代に相応しいものに切り替えていくことにありと考える。

現在、三位一体の改革については、「骨太の方針第2弾」に基づき、経済財政諮問会議において6月末を目処に改革案を取りまとめるべく、大詰めの検討作業が進められているところであるが、三位一体の改革は、あくまでも地方分権の理念の実現を基本に据えて推進していくべきものとする。

そのためには、歳出面において国の関与の廃止・縮減により、地方の自由度を高めるとともに、歳入面においても、受益と負担の関係の明確化を図る観点から地方歳入に占める地方税の割合を高めていくことが重要である。

よって、政府・国会においては、国から地方への税源移譲を基軸に、国庫補助負担金を廃止・縮減し、地方交付税については、地方公共団体が標準的な行政水準を確保するための財源保障は国の責務であるとの観点から、地方交付税制度を堅持する立場に立ち、三位一体の改革を早期に実現するよう、また、その際、三位一体の改革は同時併行で一体のものとして、相互にバランスを図りながら進めていくよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成15年6月27日 沖縄県久米島町議会

「三位一体の改革の早期実現に関する意見書」の提出先

衆議院議長 綿貫民輔 参議院議長 倉田寛之 内閣総理大臣 小泉純一郎

内閣官房長官 福田康夫 総務大臣 片山虎之助 財務大臣 塩川正十郎

経済財政政策担当大臣 竹中平蔵 地方分権改革推進会議議長 西室泰三

○ 議長 高良ノブ

これで、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

本案につきましても、質疑を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(多数の「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。質疑を省略致します。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

次に、本案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第6号、「三位一体の改革」の早期実現に関する意見書についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。従って、発議第6号、三位一体の改革の早期実現に関する意見書については、原案のとおり承認されました。

<日程第15>

○ 議長 高良ノブ

日程第15、発議第7号、久米島町儀間川総合開発事業の建設促進についてを議題と致します。

本案の提案者の説明を求めます。

○ 1番 江洲良徳さん

発議第7号

平成15年6月25日

久米島町議会議長 高良ノブ 殿

提出者 久米島町議会議員 江洲良徳

賛成者 久米島町議会議員 翁長英夫

同 吉永安扶

久米島町儀間川総合開発事業の建設促進について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由

自然災害等による儀間川下流域の被害を最小限にするため、本案を提出する。

久米島町儀間川総合開発事業の建設促進について

沖縄県久米島町の儀間川総合開発事業の促進につきましては、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、久米島町は平成14年4月1日に旧具志川村と旧仲里村が合併して生まれた新しい町であります。地理的に台風等による自然災害を被りやすい位置にあり、河川は流路延長が短く急峻なため、降雨時には急激に増水して下流域に甚大な被害をもたらしております。

その反面、流域面積が小さく、流況が不安定なことから渇水が発生しやすく、度重なる水不足状況に悩まされています。

合併に伴う新町建設計画には、治水と利水の問題を同時に解決できる儀間川総合開発事業の促進が位置づけられております。

地理的、自然的条件が厳しい久米島において住民生活の安定と農業をはじめとする産業の振興により、経済の自立発展を図るためには、治水、利水の問題を早急に解決する必要があります。

つきましては、平成16年度治水事業関係予算において、次の事項の実現に特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 平成3年度から実施計画調査を進め、建設段階以降への条件が整った儀間川総合開発事業について、平成16年度建設段階への移行に必要な予算を確保すること。
以上決議する。

平成15年6月27日 沖縄県久米島町議会

提出先は別紙にありますので、皆さん目を通してもらいたいと思います。

○ 議長 高良ノブ

これで、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

本案につきましても、質疑を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(多数の「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。質疑を省略致します。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

次に、本案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議第7号、久米島町儀間川総合開発事業の建設促進についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。従って、発議第7号、久米島町儀間川総合開発事業の建設促進については、原案のとおり承認されました。

<日程第16>

○ 議長 高良ノブ

日程第16、発議第8号、国立病院の独立行政法人化にあたり、賃金職員の雇用継承と医療・看護体制の拡充、院内保育所の継続を求める意見書についてを議題とします。

本案の提案者の説明を求めます。

○ 20番 仲地宗市さん

発議第8号

平成15年6月25日

久米島町議会議長 高良ノブ 殿

提出者 久米島町議会議員 仲地宗一

賛成者 久米島町議会議員 島袋完英

同 山城和満

国立病院の独立行政法人化にあたり、賃金職員の雇用継承と
医療・看護体制の拡充、院内保育所の継続を求める意見書について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由

国立病院の独立行政法人化にあたり、国立病院が地域住民の医療により一層貢献できるよう本案を提出する。

国立病院の独立行政法人化にあたり、賃金職員の雇用継承と
医療・看護体制の拡充、院内保育所の継続を求める意見書

記

第155回臨時国会において、独立行政法人国立病院機構法が成立し、国立病院は、2004年4月から独立行政法人として新たなスタートを切ることになります。国会の附帯決議でも言及されているように、国立病院は、政策医療とともに、地域と強調し地域の実情に応じた医療を提供することによって、地域住民の医療に積極的に貢献することが求められています。

県内には4つの国立療養所があり、地域に密着した基本的、一般医療の他に、沖縄病院（宜野湾市）では結核、筋ジストロフィー、琉球病院（金武町）は重症心身障害児（者）、精神疾患、沖縄愛楽園（名護市）宮古南静園（平良市）ではハンセン病など長期慢性疾患や難病の分野を担当し、さらには肺がん、肺疾患等の特殊高度医療をも実施することにより、地域医療の向上に大きく貢献しています。

現在の国立病院は、職員の定数が不足しているために、定員職員（正職員）と全く同様の勤務形態で業務を行っていながら、形式的に非常勤職員扱いとなっている賃金職員によって運営が支えられている実態があります。賃金職員は、沖縄病院で40名、琉球病院で45名、沖縄愛楽園94名、宮古南静園42名、合計221名、全職員の約25%が県民の生命と健康を守るために従事しています。国立病院の独立行政法人移行に際して、賃金職員の雇用が継承されなければ、病院の正常な運営ができないばかりか、県民のいのちと健康を守る責任が大きく後退するとともに、深刻な雇用問題が発生し、ひいては地域経済にも大きな影響を及ぼします。

とりわけ完全失業率が全国平均の約2倍で推移するなど依然として厳しい状況にある沖縄県では、賃金職員の雇用継承は大きな役割を果たします。

また、賃金職員の約半数は看護師ですが、賃金職員を含めても国立病院の看護師配置は、他の公的病院に比較して、100床あたりの看護師配置は約6割、夜勤体制は医療の複雑・高度化に対応して3人以上が主流となっているなかで、2人体制で看護している病棟が大半です。医療の複雑高度化に対応し、安全でゆきとどいた医療・看護を提供するためには、医療・看護師等必要な人員を早急に確保・増やす必要があります。

さらに、国立病院に設置されている院内保育所は、長年の保育実績をもち、看護師など職員が仕事と子育てを両立して働きつづけるために重要な役割を果たしています。夜勤や緊急の対応が必要な医療の職場を支えるとともに、地域の待機時解消にも役割を果たして

いる院内保育所を継続し、保育所職員の雇用継承によって安定した運営を図ることが求められます。

国立病院の独立行政法人移行にあたり、以下の事項を要請致します。

記

1. 地域と協調し、地域の実情と地域住民の要望に応じて、国立病院の機能強化を図ること。
2. 国立病院の独立行政法人移行にあたり、すべての賃金職員を正職員として雇用継承すること。
3. 医療の複雑高度化に対応し、安全でゆきとどいた医療・看護を提供するため、国立病院の医師・看護師をはじめ必要な人員を確保すること。
4. 国立病院の院内保育所の継続と安定した運営を図るため、保育所職員の雇用を継承するとともに、少なくとも児童福祉法の基準を満たすように職員配置や設備を改善すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成15年6月27日 沖縄県久米島町議会

提出先 内閣総理大臣 厚生労働大臣 財務大臣 総務大臣

○ 議長 高良ノブ

これで、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

本案につきましては、質疑を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(多数の「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、質疑を省略します。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第8号、国立病院の独立行政法人化にあたり、賃金職員の雇用継承と医療・看護体制の拡充、院内保育所の継続を求める意見書についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。従って、発議第8号、国立病院の独立行政法人化にあたり、賃金職員の雇用継承と医療・看護体制の拡充、院内保育所の継続を求める意見書については原案の通り承認されました。

<日程第17>

○ 議長 高良ノブ

日程第17、議案第41号、久米島町営路線バス車両購入契約についてを議題とします。
本案の提案理由の説明を求めます。

○ 助役 長井聰さん

議案第41号、久米島町営路線バス車両購入契約についてご説明申し上げます。

本町が所有するバス車両に耐用年数を経過した車両があり、運送事業を行う上で支障を来す恐れがあるため、車両を購入するものであります。

購入費の負担割合であります。県が定額で225万円、起債770万円、残り3万円が一般財源となっております。なお、起債は過疎債を充当する予定であります。

次に、契約事項であります。

1. 契約の目的 久米島町営路線バス車両購入
2. 契約の方法 随意契約
3. 契約の金額 997万9千533円
4. 契約の相手方 浦添市港川512-2 沖縄日野自動車株式会社
代表取締役社長 福里浩介

納期は平成15年12月19日を予定しております。

以上が議案第41号、久米島町営路線バス車両購入契約についての説明であります。ご審議よろしくお願い致します。

○ 議長 高良ノブ

これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

○ 13番 山城和満さん

議案第41号ですが、ただいま提案理由の中で、随意契約とありました。公的な業務を行うものが、透明性、公平性を確保するためには、本来でしたら競争入札、そして同程度のものでしたら価格の安い方、随意契約にした理由ですね、どういう理由付けが、一般の町民が、随意契約にした方がいいというふうな理由付けがあるんでしたらお伺いしたいと思います。

○ 商工観光課長 盛本實さん

お答えします。実質的には、随意契約にはなっているんですけども、相手方を当初から指定しているということではないです。今、沖縄には、そういうバスを取り扱っている業者が5社ぐらいございまして、5社に見積もりを依頼しまして、最低価格社と随契をしたということになります。その見積もりの段階で、うちの仕様として約33項目の仕様をつくって、その中で見積もりをとって、一番最低価格社と随契をしたと。ある部分では競争

的な部分も含まれてはおります。

○ 13番 山城和満さん

今、課長の答弁では、見積書でということですが、じゃあ、一般公共工事の発注の場合においても、競争入札をやらないで、見積書で、見積書はあくまでも見積書であって、これで入札で決まりますとなると、条件を満たした上で入札しますとなると、これ当然落としてくるんですよ、普通。今、課長の説明では、この随意契約がベストだとはとても理解できないんですけど。これは見積書が競争入札、競争とみなしますという通告が前もってあったのかどうかですね。そういうものがあつた上での、見積書を競争の基準としますというふうな通告はなされたのかどうか。当初から、この会社と契約したいがために、こういうふうなやり方をしたんじゃないかというふうな疑問を、疑念を抱かせないような行政のやり方をするのが当然の皆さんの仕事だと思うんですよ。

そういう点では、今回のこの随意契約のあり方は、また、当初予定価格があまりにも金額が近いんじゃないかというのも、我々は一般の皆さん、住民に納得のいく説明、この件について議決するにあたっては、今一度お伺いしますが、本当に、これが随意契約の方が競争入札するよりは、はるかに住民に利益になる根拠があつたのかどうかお伺いします。

○ 商工観光課長 盛本實さん

この件に関しては、当初、見積もりである分に関しては契約につながる金額になるよという通告はしています。それと、基本的には、工事と違いまして備品購入というかたちの中では、やはり見積もりで従来やっている場合もございます。

うちの仕様としては、バスのフロントドアがついている会社、仕様書の中で、それをうたって、別の会社は、やはり真ん中のドアしかないというのもございます、そのバスを取り扱っているバス会社というのは日野さんだけだと。ただ、中をいろいろ改造してということできないことはないんですけども、その会社に関しては、相当の金額が上がってきています。見積もり内容を見ますと、1千600万円とかですね、そういう金額が上がっているということもございます。

○ 13番 山城和満さん

先程の課長の説明がはっきり聞き取れなかったんですけども、公共工事と違って物件の購入については、こういう見積もりのかたちで、見積書が入札ですよという意思表示を相手にしているんですか、していないんですか。僕はしているというふうな聞き方をしたんですけど、これで今お話のように、フロントにドアがついているやつは、この会社しかなかったということの説明ですけど、今回、久米島町役場が購入するにあたっては、この車でなければいけないというふうな、フロントに開閉がついたやつじゃなければいけない、これが29名乗りでなければいけないというふうな結論はどういうふうに出てきたのかお伺いします。

○ 商工観光課長 盛本實さん

フロントにドアがないといけないというのは、料金を徴収する段階では、どうしてもそのフロントに料金箱を置いて、そこから乗り入れさせないと難しいと。料金徴収者をおけば別に問題ないんですけど、今の仕様では、運転手の方で、その料金を徴収したりするもんですから、どうしてもフロントドアが必要ということと、なぜ29名乗りなのかということなんですけれども、なるべく30名以下というのが通常の小型バスです。現在の久米町営のバスの乗車密度から考えると、現在のところ大型バスが2台ありますので、維持管理の面から小型の方がいいだろうということで、小型バスにしております。

○ 議長 高良ノブ

休憩します。 (午後 2時33分 休憩)

再開します。 (午後 2時34分 再開)

○ 議長 高良ノブ

他に質疑ありませんか。

○ 30番 喜久里猛さん

山城議員の質問で納得したかったんですが、ちょっと納得ができないんだよね。まず、見積もりでとって、一番安い方で随意契約したということなんですけど、これは前にも1件ありましたね。旧具志川時代かな。別に問題ないということで、バスではないですよ、他の件であったんですが、ちょっと村民に対して、これは不公平さを感じますよということで質疑したんですが、今回、このバスを購入するにあたって前扉が条件だと。いわゆるお客さんが料金を払うためには、前に扉がついていないといけないということでの説明しました。その車というのは、日野しかないとおっしゃっています。となると見積もりを取る必要はないということになるんですよ、他社の見積もりは。もうこの車しかないわけですから。しかし、皆さん実際に見積もり取っていますよね。同じ29人乗りで沖縄フソーのローザというバスもあります。これ見積もり取ったはずなんですよ。だから、どうしてそういう町民に対して公平さを誤解されるようなことをやるかということなんです。お客さんの料金の都合上、どうしても前扉がないバスでないといけないというのであれば、もう何も入札もくそもないです。見積もりもないです。この1社しかなければ。このローザという車は本当に扉が前にはないんですか。その1件。

それと、契約におきまして、議会の議決後に契約になるから収入印紙を貼りますということで、前にも物議かもしました。貼りますと、収入印紙貼りますということなんですけど、900万円も余って収入印紙必要ないんですか、これ。この2点ですね。

○ 商工観光課長 盛本實さん

既製品としては日野しかない。確かに、観光バス仕様に関しては、いろんなバス会社はつくっているんですけども、路線バス用としては今、日野さんしかつくっていないわけなんです。観光バス用と路線バス用の単価を比較してみると、相当の金額の違いが出るわけなんです。観光バスという中で、なぜその見積もりを取ったかという話なんですけれども、当

然、既製品としては日野さんしかないんですけれども、じゃあ改造した場合どうなるかと、別の会社が改造して来た場合には、当然それは安いのができるわけですから、そういう比較もやっぱりやらなくちゃいけないだろうということで見積書は取ってございます。

収入印紙の件ですけれども、これは皆さんのところに配ってあるやつは収入印紙が貼られていないやつになりますけれども、本契約書は、その会社へ向こうの印鑑を押させて戻ってくる途中なので、写ししかやっておられません。きちんとしたやつはまだ向こうの方へ、また必要であればコピーしてお送り致します。

○ 30番 喜久里猛さん

収入印紙の問題ですが、これは契約書にはならないということですよ。議会用にただつくっただけという話。じゃあ収入印紙を貼って、日野さんから送らせますと。我々にあたるんでしたら、本契約書を当然つくっておいて、収入印紙も貼ってちゃんとしたものをおいて、ただし、議会で議決したら本契約になりますということによって皆さんは前の件においてもそう説明して、そのようにしますということによって議会と約束したわけですよ。忘れていたわけじゃないですよ。議会をもっと尊重してほしいということです。これはそのままおきます。それで結構です。

今、改造どうのこうの言うんですが、ローザというのは前扉ですか、それとも中扉ですか、私がさっき質問した。沖縄フソーの、いわゆるバス専門会社ですよ。

○ 商工観光課長 盛本實さん

あれに関しては、会社からはっきり説明は聞いていないんですが、おそらく改造したものじゃないかと、前扉の見積もりで上がってきたんじゃないかなと思うんです。条件としては、仕様としては当然前扉だということで見積もりを依頼しているわけです。その見積もりを上がってきたと。当然我々の仕様に基づいて見積もりは上がってきているわけですから、中扉のやつでは、おそらく上がってきていないだろうというふうには理解しています。

○ 30番 喜久里猛さん

最後にもう1点、そうなりますと、当然、日野さんが一番安かったと。2番手との差額を教えてください。

○ 商工観光課長 盛本實さん

2番手との差額は、細かい数字は、約8万円ぐらいです。8万円前後の金額です。細かい円単位までですと、ちょっと計算機がないと…。

○ 議長 高良ノブ

進行してよろしいですか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

休憩します。

(午後 2時41分 休憩)

再開します。

(午後 2時42分 再開)

○ 商工観光課長 盛本實さん

先程の答弁に訂正がございますので訂正させていただきます。2番手の差額、先程8万円前後と申したんですけれども、これ間違いでございまして63万円程度の差がございます。それに訂正させていただきたいと思います。

○ 議長 高良ノブ

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第41号、久米島町営路線バス車両購入契約について採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。従って、議案第41号、久米島町営路線バス車両購入契約については可決されました。

○ 議長 高良ノブ

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。従って、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(多数の「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。従って、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成15年第4回久米島町議会定例会を閉会します。

どうもお疲れさまでした。

(午後 2時45分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

久米島町議会議長 高良ノブ

署名議員（議席番号27番） 平田清勇

署名議員（議席番号28番） 吉永安扶